

# 女川町景観計画届出マニュアル



令和8年3月  
女川町



## 目次

<b>第1章 目的</b> .....	<b>5</b>
1. 景観計画の背景と目的.....	5
2. 震災復興事業と景観形成の歩みの概要.....	6
3. 届出マニュアルの活用にあたって.....	8
4. 景観形成の考え方.....	9
<b>第2章 景観計画に基づく届出の対象</b> .....	<b>10</b>
1. 景観計画区域の区分.....	10
2. 届出対象区域・行為.....	12
3. 敷地・行為地がゾーン・エリア・重点地区の内外にまたがる場合の届出や景観形成基準の適用の判断	20
(1)建築物・工作物が複数のゾーン・エリアにまたがる場合.....	20
(2)敷地・行為地(開発行為や物件の堆積等の場合)が複数のゾーン・エリアにまたがる場合.....	20
<b>第3章 届出等手続きの流れ</b> .....	<b>21</b>
1. 届出等手続きの全体像.....	21
2. 各手続きの流れ.....	22
(1)事前申出.....	22
(2)事前協議.....	23
(3)法定の届出.....	24
<b>第4章 事前申出・事前協議・法定の届出に必要な書類</b> .....	<b>25</b>
1. 事前申出に必要な書類.....	25
2. 事前協議に必要な書類.....	25
3. 法定の届出に必要な書類.....	25
4. 各書類の提出部数及び提出先.....	25
<b>第5章 景観形成基準の解説</b> .....	<b>27</b>
1. 本章の見方と構成.....	27
2. 緑のゾーン・海辺のゾーン.....	29
3. 市街地ゾーン(景観重点地区を除く).....	42
(1)住宅エリア、住・商・業務エリア.....	42
(2)湾岸エリア.....	52
4. 景観重点地区.....	63
<b>第6章 色彩の基準</b> .....	<b>92</b>
1. 本章の見方と構成.....	92
2. 緑のゾーン・海辺のゾーン、市街地ゾーン(住宅エリア、住・商・業務エリア).....	93

3. 市街地ゾーン(湾岸エリア) .....	96
4. 景観重点地区.....	102
<b>第7章 景観重要公共施設 .....</b>	<b>106</b>
1. 景観重要公共施設の対象.....	106
2. 景観重要公共施設の対象行為 .....	109
3. 景観重要公共施設の対象行為に係る手続き .....	111
(1) 手続きの全体像 .....	111
(2) 各種手続きの流れ.....	112
4. 事前申出・協議に必要な書類 .....	114
(1) 事前申出に必要な書類 .....	114
(2) 協議に必要な書類 .....	114
5. 景観重要公共施設の整備に関する事項 .....	115
(1) 共通事項 .....	115
(2) 施設別の整備に関する事項.....	117

# 第1章 目的

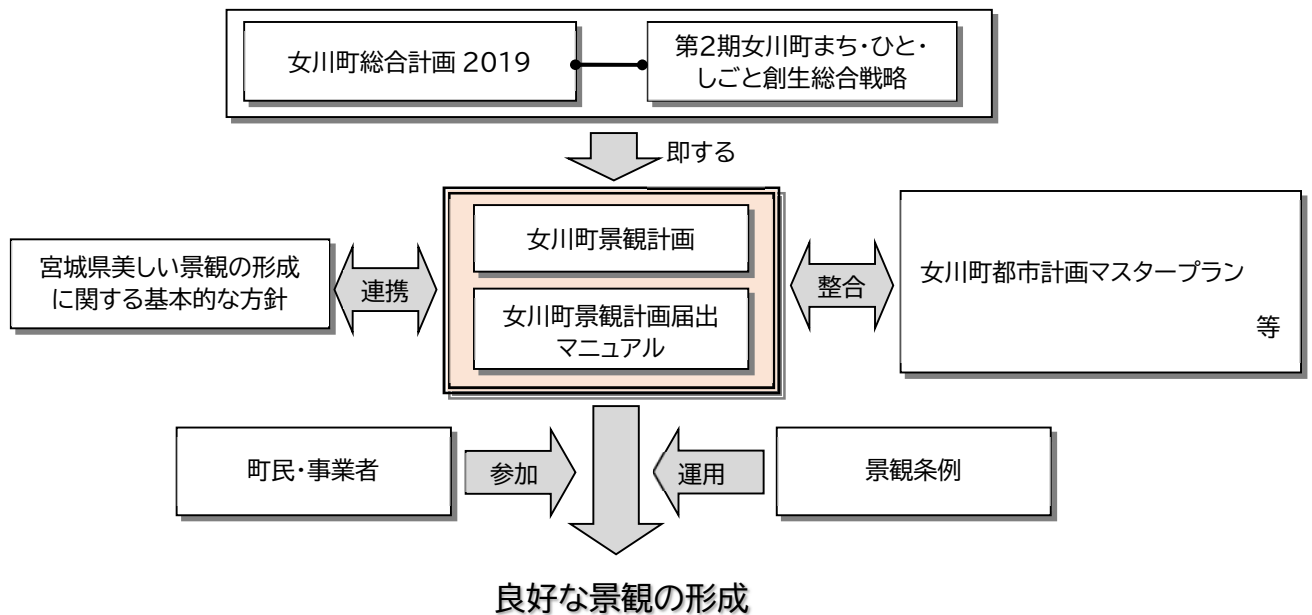
## 1. 景観計画の背景と目的

女川町（以下「本町」という。）は、女川湾、万石浦等の海や黒森山、石投山等の山々の自然と商業エリア、高台住宅地などのまちなみが一体となった個性的で魅力的な景観を有しています。このような景観は、先人から受け継いできた大切な資産であり、また、誇りと愛着の持てる暮らしやすいまちの実現に向けて、東日本大震災からの復興事業を進める中で築き上げてきたものです。

女川町景観計画は、『女川の海と山とまちが調和する美しい景観を形成し、まちの個性と価値を高める』を基本目標として、本町の持続的な発展と美しい景観の形成によりさらなる価値の創造を図るものです。また、美しい景観を法的な位置づけの下で次世代に引き継いでいくとともに、町民や事業者、行政が協働して良好な景観形成を進めていくために定めたものです。

女川町景観計画届出マニュアル（以下「本マニュアル」という。）は、女川町景観計画の「景観形成基準」を対象に解説するとともに、具体的な届出手順等の解説するものです。

《届出マニュアルの位置づけ》



## 2. 震災復興事業と景観形成の歩みの概要

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した未曾有の大災害「東日本大震災」によって、本町は壊滅的な被害を受けました。そこからの震災復興事業において、本町では「どこからでも海が見える／住みたい、訪れたい、自慢したい風景の創出／安全・安心・暮らしやすいまちづくり」をコンセプトに、周囲の豊かな自然と調和し 100 年先の人々にも選ばれる都市空間を目指しました。

東日本大震災後、数十～百数十年に 1 度起こる津波から背後地を守るため、東北地方の太平洋沿岸各地では海と陸地を分断する防潮堤が建設されましたが、本町では防潮堤の陸側の地盤をかき上げし、防潮堤が（見え）ないまちづくりを進め、防災と生活が調和し、どこからでも海が眺められるグランドデザインを実現しています。

また、優れた景観づくりを計画的に進め、誇りと愛着の持てる暮らしやすいまちの実現に向けて、「女川町復興まちづくりデザイン会議」（以下、「デザイン会議」という。）を設置し、将来世代に引き継ぐまちの形を議論し設計に反映しました。

### 『デザイン協議の様子』



町民主体でまちづくりを考える  
「女川町まちづくりワーキンググループ」



全体のまちづくりを担う「女川町復興まちづくりデザイン会議」



商業エリアに特化した「女川駅前商業エリア景観形成推進協定運営 委員会」

### 『防潮堤の整備』



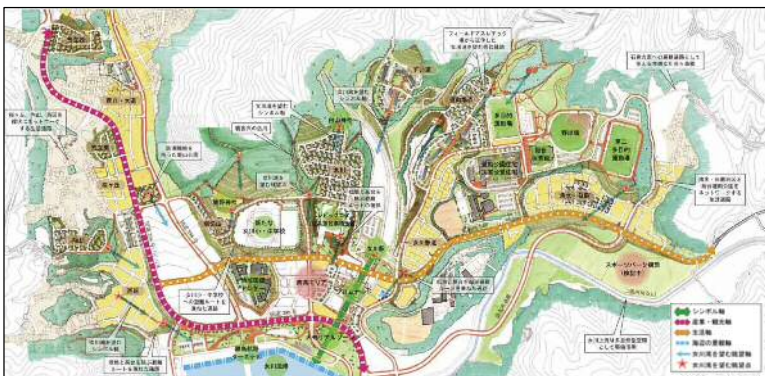
みえない防潮堤の俯瞰図



防潮堤（左）と防潮堤の上に重ねて整備された広場（右）



### 『女川中心部：女川湾への眺望を生かした、100 年先を見据えたまちづくり』



中心市街地のイメージ



整備された市街地

『水産加工団地：外壁を白やライトグレー基調とする、統一感のある港の良好な景観形成』



水産加工団地



対岸から見る漁港関連施設



高台から見る漁港関連施設

『女川駅周辺の商業地：まちなみデザインルール・色彩誘導による良好な景観形成』



店舗等のまちなみとオープンな敷地



道路・通路沿いの緑化された空地



統一・調和した店舗等

『海の存在を最大限に生かす住宅地』



市街地を取り囲む丘陵地と女川湾



海を臨む眺望軸（大原南区）



高台から海を見下ろす住宅団地（竹浦）

『公共施設・公共空間：海への眺望やまちなみに配慮した良好な景観形成』



女川町海岸広場



女川町役場



しおかぜ保育所

### 3. 届出マニュアルの活用にあたって

女川町景観計画では、民間の建築物や工作物のほか、公共団体が有する公共施設についても景観形成基準を定めています。特に、規模の大きい建築物・工作物等は、周囲の景観に大きな影響を及ぼすことから、これらの建築・建造・改修等の際には、周囲との調和等に配慮することが重要です。

また、良好な景観の形成は、町民、民間事業者、行政といった全ての関係者の協力が必要です。特に、規模の大きい建築物や工作物等を所有する民間事業者や公共団体が建築物・工作物等の建築・建造・改修等において本マニュアルを用い、本町と連携を図りながら、より質の高い景観づくりに取り組んでいくことが重要です。

#### 《目標と方針》

#### 基本目標

女川の海と山とまちが調和する美しい景観を形成し、まちの個性と価値を高める

#### 基本方針

保つ

：美しい景観を保全し未来に継承します

磨く

：重要な景観資源を維持し磨いて質の高い景観を形成します

創る

：本町のにぎわいや発展に寄与する新たな景観を創出します

#### 『にぎわいの創出』



眺望軸上の初日の出



中心部でのイベント



住宅地から見える花火

## 4. 景観形成の考え方

### 【良好な景観形成の効果】

良好な景観は、まちへの誇りや愛着を醸成し、まちに住む人の暮らしの質を高めます。また、魅力的なまちなみは、観光客などを呼び込む資源にもなります。さらに、まちを歩き交い・交流する人々のにぎわいもまちの魅力を高める景観要素となります。このように、良好な景観は本町に住む人、訪れる人にとって大きな価値のある資産となりえます。町民・民間事業者・行政が良好な景観形成の効果を十分に理解しながら取り組むことが、良好な景観の形成につながります。

### 【良好な景観を形成するための考え方】

女川町景観計画では、ゾーンとエリア、区域ごとに景観形成の方針を示しており、守るべきルールとして景観形成基準を示しています。良好な景観を形成していくためには、建築物や工作物等のデザインは、景観形成基準に準拠し、周辺との調和に配慮した丁寧な設計が必要です。

設計の最終段階において景観形成基準への準拠を試みた場合、設計の手戻りが大きくなるおそれがあるため、設計の初期段階から本町との調整を始めることで、設計の手戻りを抑えることが可能です。本町において、建築物・工作物等の建築・新設・増築・修繕等を行う際には、本マニュアルを参照しながら、本町への「事前申出（P19参照）」を行い、設計を調整していただくようお願いします。

## 第2章 景観計画に基づく届出の対象

### 1. 景観計画区域の区分

#### 【景観計画区域】

女川町景観計画の対象となる範囲は、本町全体を対象とします。

#### 【ゾーン区分】

景観計画区域内を緑のゾーン、海辺のゾーン、市街地ゾーンの3つの地域に区分します。

#### 【エリア区分(市街地ゾーン)】

市街化区域を対象とする市街地ゾーンは土地利用の現況や計画、景観特性を踏まえて、住宅エリア、住・商・業務エリア及び湾岸エリアの3つのエリアに区分します。

#### 【景観重点地区】

市街地ゾーンのうち、震災復興事業において重点的に景観形成を図ってきた「商業エリア」を含む地区を景観重点地区として設定します。

#### 【眺望景観保全エリア】

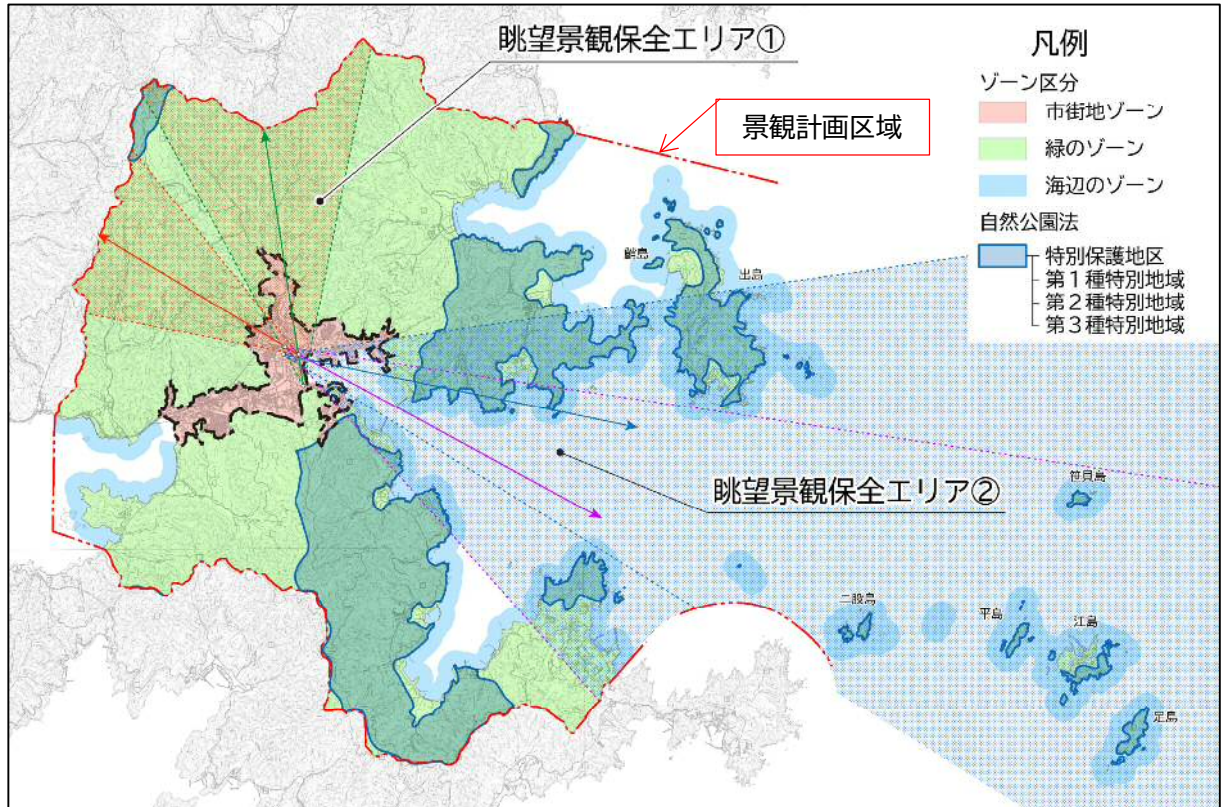
##### ① 山への眺望を保全する範囲

山への眺望景観を保全する範囲を「眺望景観保全エリア①」と設定し、山肌の緑と稜線の景観の保全を図ります。

##### ② 海への眺望景観を保全する範囲

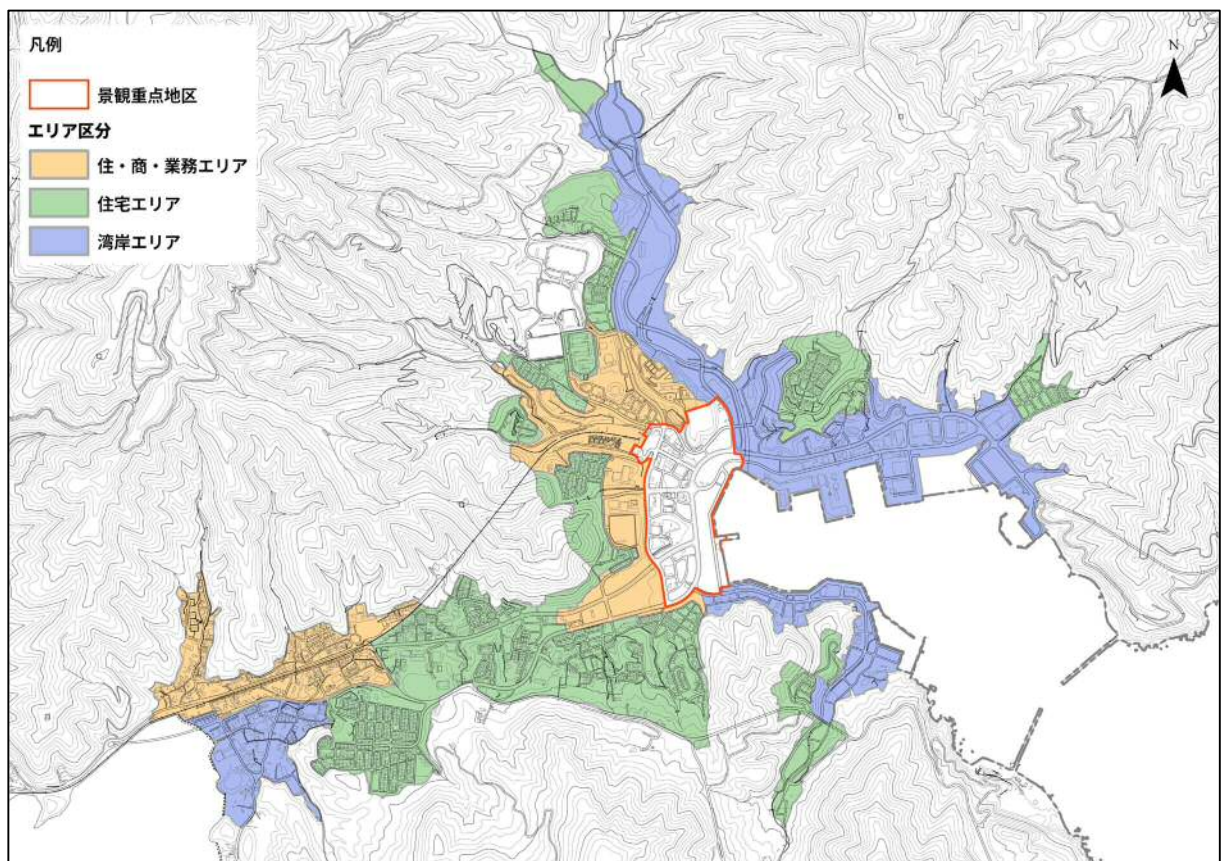
海への眺望景観を保全する範囲を「眺望景観保全エリア②」と設定し、内湾・外洋の海への眺望と女川湾を取り囲む緑の景観を保全します。

【景観計画区域とゾーン、眺望景観保全エリアの区分】



※海辺のゾーンは、海岸線から陸側へ50m程度の範囲とする

【市街地ゾーン内のエリア、地区区分】



※ゾーン、エリアの詳細は、町のホームページ又は町建設課窓口で確認して下さい

## 2. 届出対象区域・行為

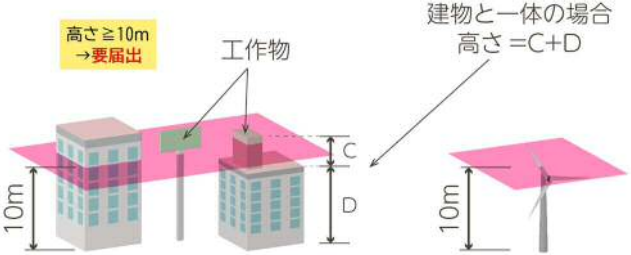
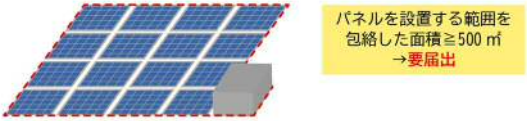

女川町景観計画における届出対象行為は、景観重点地区とそれ以外のゾーン・エリアでその対象行為が異なります。それぞれのゾーン・エリア及び行為の種類別の届出対象行為の内容は、下表に案内するページに示しています。

ゾーン・エリア	行為の種類	届出対象行為の記載ページ
緑のゾーン 海辺のゾーン 市街地ゾーン （景観重点地区を除く）	① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	P9
	② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	P10
	③ 開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）	P10
	④ 木竹の伐採	P10
景観重点地区	① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	P11
	② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	P11
	③ 開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）	P12
	④ 木竹の伐採	P12
	⑤ 物件の堆積	P12
	用語の解説等	P13

景観重点地区以外のゾーンにおける届出対象行為は、下表のとおりです。（公共建築物等も含まれます。）

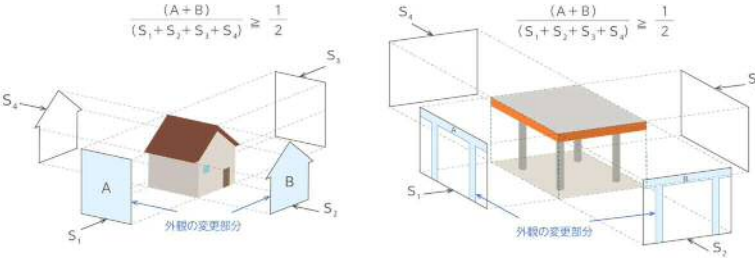
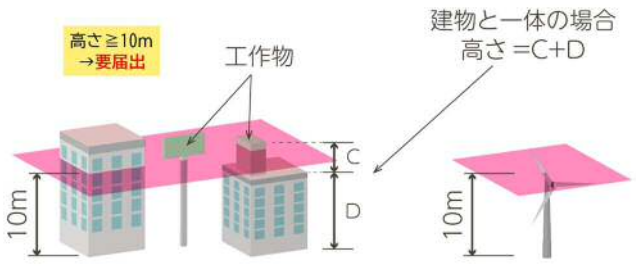
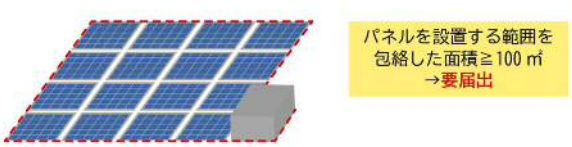
【緑のゾーン、海辺のゾーン、市街地ゾーン(景観重点地区を除く)の届出対象行為】


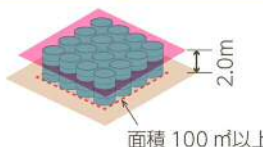


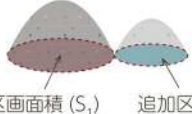
項目	届出対象行為
<p>① 建築物<sup>※1</sup></p> <p>新築、増築、改築若しくは移転</p>	<p>□ 高さ10m以上又は延べ面積300㎡以上となるもの（ただし、100㎡未満の増築を除く）</p> <p><b>高さ</b> 10m以上のものは届出が必要です。</p> <p>○新築の場合 高さ<math>\geq 10\text{m}</math>→<b>要届出</b></p> <p>○増築又は改築の場合 増築部分の高さ<math>\geq 10\text{m}</math>→<b>要届出</b></p> <p>○増築又は改築の場合（ただし書き） 増築部分の高さ<math>&lt; 10\text{m}</math>→<b>届出不要</b></p> <p><b>延べ面積</b> 300㎡以上のものは届出が必要です。 ※同一敷地内に複数の建築物を建築する場合は、各建築物の延べ面積で判断します。各々の延べ面積が上記要件以上でなければ届出不要です。</p> <p>○新築の場合 延べ面積<math>\geq 300\text{㎡}</math>→<b>要届出</b></p> <p>○増築又は改築の場合 A+Bの延べ面積<math>&lt; 300\text{㎡}</math>→<b>届出不要</b>      A+Bの延べ面積<math>\geq 300\text{㎡}</math>→<b>要届出</b></p> <p>○増築又は改築の場合（ただし書き） 改築又は増築で、延べ面積<math>&lt; 100\text{㎡}</math>→<b>届出不要</b></p>
<p>外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>□ 高さ10m以上又は延べ面積300㎡以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2以上のもの（ガソリンスタンドのような柱と屋根のみの建築物は、軒下全て見付面積とみなす）</p> $\frac{(A+B)}{(S_1+S_2+S_3+S_4)} \geq \frac{1}{2}$ $\frac{(A+B)}{(S_1+S_2+S_3+S_4)} \geq \frac{1}{2}$

項目	届出対象行為	
② 工作物 <sup>※1、2</sup>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設、増築、改築若しくは移転</li> <li>・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</li> </ul>	電力、通信柱	届出不要
	電力、通信鉄塔	<input type="checkbox"/> 眺望景観保全エリア内で高さ10m以上のもの
	上記以外	<input type="checkbox"/> 以下のいずれかのもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ10m以上（擁壁は2m以上）（風力発電施設の場合はブレードを含む高さとする）</li> </ul> <div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・築造面積500㎡以上となるもの</li> </ul> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="font-size: small;">※包絡した面積とは、太陽光パネル、付属施設（パワーコンディショナー、キュービクル、送電施設等）及びパネル間隔を含めた外郭の水平投影面積とします。</p> <input type="checkbox"/> 外観を変更する場合は、上記規模となるものうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2以上のもの <div style="text-align: center;">  </div>
③ 開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの） ※緑のゾーン又は海辺のゾーンの眺望景観保全エリアに限る	<input type="checkbox"/> 面積が1,000㎡以上のもの	
④ 木竹の伐採 ※緑のゾーン又は海辺のゾーンの眺望景観保全エリアに限る	<input type="checkbox"/> 全伐の伐採面積が500㎡以上のもの	

景観重点地区における届出対象行為は、下表のとおりです。（公共建築物等も含まれます。）

【景観重点地区の届出対象行為】

項目	届出対象行為	
<p>① 建築物<sup>※1</sup></p> <p>新築、増築、改築若しくは移転</p> <p>外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p><input type="checkbox"/> 建築確認申請が必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2以上のもの（ガソリンスタンドのような柱と屋根のみの建築物は、軒下全て見付面積とみなす）</p> 	
<p>② 工作物<sup>※1,2</sup></p> <p>・新設、増築、改築若しくは移転</p> <p>・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>電力、通信柱</p> <p>電力、通信鉄塔</p> <p>上記以外</p>	<p><input type="checkbox"/> 高さ10m以上のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 高さ10m以上のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 以下のいずれかのもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ10m以上となるもの（風力発電施設の場合はブレードを含む高さとする）</li> </ul>  <p>・築造面積100㎡以上となるもの</p> <p>パネルを設置する範囲を包絡した面積の合計が100㎡以上のものは届出が必要です。</p>  <p>※包絡した面積とは、太陽光パネル、付属施設（パワーコンディショナー、キュービクル、送電施設等）及びパネル間隔を含めた外郭の水平投影面積とします。</p> <p>・工作物の確認申請が必要となるもの</p>

項目	届出対象行為	
② 工作物 <sup>※1, 2</sup> ・新設、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記以外	<input type="checkbox"/> 外観を変更する場合は、上記のものうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2 以上のもの 
③ 開発行為(都市計画法第4条第12項に規定するもの)	<input type="checkbox"/> 面積が100㎡以上のもの	
④ 木竹の伐採	<input type="checkbox"/> 全伐の伐採面積が100㎡以上のもの	
⑤ 物件の堆積	<input type="checkbox"/> 高さ 2 m 以上かつ堆積面積100㎡以上のもの <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="635 929 1029 1176"> <p>○新たに堆積する場合</p> <p>堆積物の高さ &gt; 1.5m → 要届出</p> <p>堆積物の集積面積 ≥ 100 ㎡ → 要届出</p>  <p>面積 100 ㎡以上</p> </div> <div data-bbox="1045 929 1364 1198"> <p>○積み増しする場合</p> <p>積み増し → 要届出</p>  <p>2.0m</p> <p>※ただし、既に許可を受けている場合で、日常的な管理行為としての積み増しは届出不要です。</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="654 1232 829 1478"> <p>○面積を増加する場合</p> <p>増加後の面積 ≥ 100 ㎡ → 要届出</p>  <p>面積 100 ㎡以上</p> </div> <div data-bbox="909 1344 1260 1512">  <p>既存区画面積 (S<sub>1</sub>) 追加区画面積 (S<sub>2</sub>)</p> <p>S<sub>1</sub> + S<sub>2</sub> ≥ 100 ㎡</p> </div> </div>	

## ※1 届出の対象外となる行為

次に掲げる行為に該当する場合は、届出の必要はありません。（以下、法は「景観法」、令は「景観法施行令」を示します。）

### (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（法第16条第7項第1号）

- 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等（令第8条第1号）
- 仮設の工作物の建設等（令第8条第2号）
- 次に掲げる木竹の伐採（令第8条第3号）
  - イ 除伐，間伐，整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
  - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
  - ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
  - ニ 仮植した木竹の伐採
  - ホ 測量，実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（令第8条第4号イ）
- 建築物の存する敷地内で行う行為であり，かつ，次のいずれにも該当しないもの（令第8条第4号ロ）
  - ①建築物の建築等
  - ②工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等
  - ③木竹の伐採
  - ④屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さのものを除く。）
  - ⑤特定照明（女川町景観計画に定めがないため届出不要）
- 農業，林業又は漁業を営むために行う行為であり，かつ，次のいずれにも該当しないもの（令第8条第4号ハ）
  - ①建築物の建築等
  - ②高さが1.5メートルを超える貯水槽，飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
  - ③用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
  - ④土地の開墾
  - ⑤森林の皆伐
  - ⑥水面の埋立て又は干拓

### (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為（法第16条第7項第2号）

### (3) 地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更，建築物の新築，改築若しくは増築，工作物の新設，改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更（法第16条第7項第10号）

※地区計画にあっては地区整備計画が定められている区域に限りますが、女川町は形態意匠について定めていないため、対象となります。

### (4) 文化財保護法に基づく許可若しくは届出又は協議を行うことが規定されている行為（令第10条第3号）

### (5) 宮城県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置（令第10条第4号）

※景観計画の届出対象外は広告物そのものであって、広告物を設置する工作物（高さ10m以上等）は景観計画の届出対象となります。

(6) その他、次のような例において、届出の対象外とする場合があります。

(※事前協議が必要です)

- 定型的・定例的に行われる行為で、既になされた届出（又は通知）において、景観形成基準に適合し、かつ良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと判断されたもの。

例 定例的に行われる行為：産業廃棄物の堆積のように、同一の区域内において、堆積物の増減を伴う行為を繰り返し行う場合

※ これは、事前協議において、最初に全体計画を届出（又は通知）し、適合判断されたものは、設計変更がない限り、それ以降の届出（又は通知）を要しないものとするものです。これに準じない場合には、工区ごと若しくは年次ごとに届出（又は通知）が必要となります。

## ※2 工作物の定義

工作物とは、土地に定着する人工物で建築物以外のものをいいます。

- ①建築基準法により建築確認申請が必要なもの（コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものを除く）の例は、以下のとおり

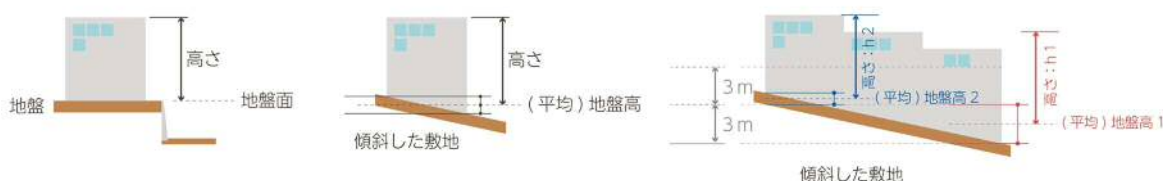
- 煙突
- 広告塔、記念塔など
- 高架水槽、サイロ、物見塔など
- 擁壁
- 乗用エスカレーター、昇降機
- 小荷物専用昇降機
- ウォーターシュート、コースターなどの高架の遊戯施設
- メリーゴーランド、観覧車などの回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- 製造施設・貯蔵施設

- ②建築基準法による建築確認申請が必要なものから外れた工作物の例は以下のとおり

- 門、塀、垣、柵その他これらに類するもの
- 電力・通信柱、電力・通信塔その他これらに類するもの
- 街灯、照明灯その他これらに類するもの
- 風力発電施設、太陽光発電施設その他これらに類するもの
- 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

## ※3 高さ算定方法

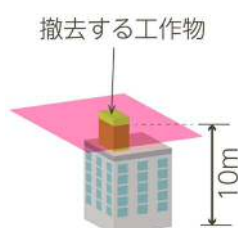
- ①届出対象行為における高さは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定する高さとし、地盤面（地盤の高低差が3m以内の場合は、建築物の周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面。高低差が3mを超える場合は、その高低差ごとの平均の高さにおける水平面）からの高さをいいます。（工作物等にも準用します。）



- ②工作物が建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さとの合計の高さとします。建築物に付属するアンテナ等（住宅に付属する TV アンテナ等の軽易なものを含む）は高さに算入しないものとします。
- ③既存建築物の高さが届出対象であっても、増築部分の高さが届出対象の基準に達しない場合、増築部分は届出対象としません。

#### ※4 減築について

届出対象行為の規模を超える建築物・工作物を減築した時は、届出は不要です。ただし、減築において外観の変更（見附面積が1/2以上の場合）が伴う場合は届出が必要となります。



#### ※5 特定届出対象行為（変更命令に関する事項）

景観法第17条第1項に基づき、形態意匠の制限に適合しない場合、設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる行為（特定届出対象行為）は、建築物の建築等及び工作物の新設等の行為とします。

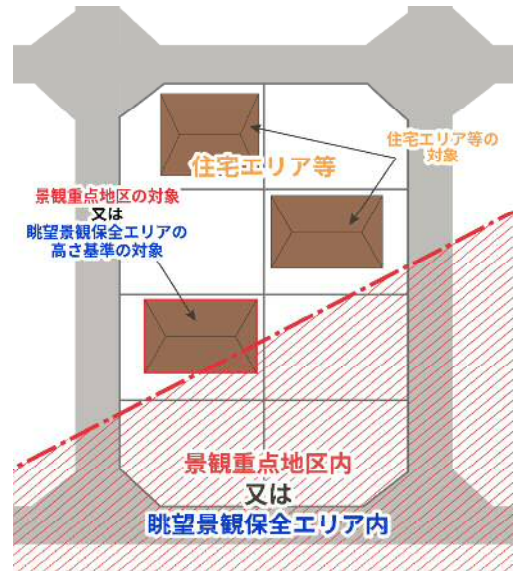
なお、これらの行為のうち、次の行為については対象外とします。

- 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の新設等
- 仮設の工作物の新設等
- 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 上記の他通常管理行為、軽易な行為その他の行為で景観法施行令第8条に掲げる行為
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 自然公園法及び宮城県立自然公園条例の特別保護地区、特別地域における行為（当該地区等における建築物の新築等は別途、優れた風致景観を厳重に維持するため法及び県条例に基づき許可制で行われるため）

### 3. 敷地・行為地がゾーン・エリア・重点地区の内外にまたがる場合の届出や景観形成基準の適用の判断

#### (1) 建築物・工作物が複数のゾーン・エリアにまたがる場合

建築物や工作物が景観重点地区や眺望景観保全エリアの内外にまたがる場合は、建築物・工作物の全部に景観重点地区又は眺望景観保全エリアの届出対象行為及び景観形成基準を適用するものとします。



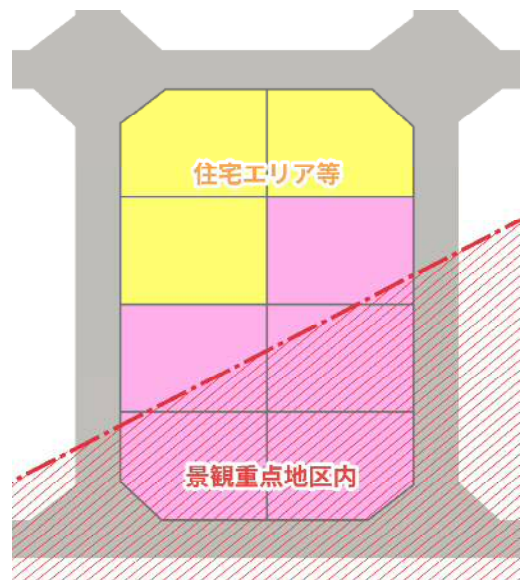
#### (2) 敷地・行為地(開発行為や物件の堆積等の場合)が複数のゾーン・エリアにまたがる場合

##### 【景観重点地区以外のゾーン・エリアの内外にまたがる場合】

当該敷地・行為地の過半となるゾーン・エリアの届出対象行為及び景観形成基準を敷地・行為地の全部に適用するものとします。

##### 【景観重点地区の内外にまたがる場合】

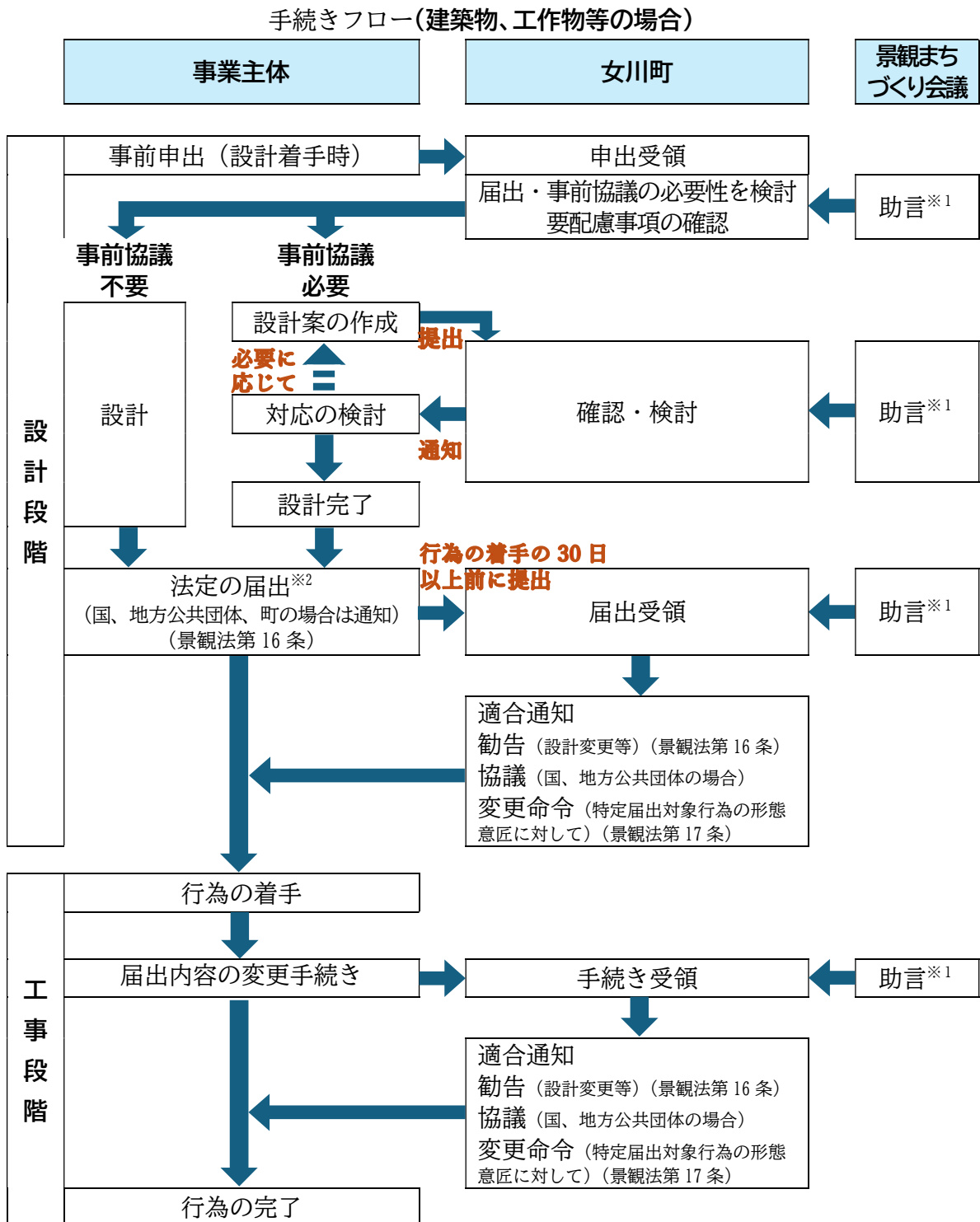
当該敷地・行為地の全部に景観重点地区の届出対象行為及び景観形成基準を適用するものとします。



凡 例	
	住宅エリア等の届出対象及び景観形成基準を適用する敷地等
	景観重点地区の届出対象及び景観形成基準を適用する敷地等

# 第3章 届出等手続きの流れ

## 1. 届出等手続きの全体像



※1 必要に応じ景観まちづくり会議を開催します。ただし、本町が実施する建築・建設等の行為については、軽微な場合を除き、景観まちづくり会議を開催することを原則とします。

※2 「法定の届出」にあたっては、関連する建築確認、開発許可等の申請の内容と齟齬がないよう留意します。

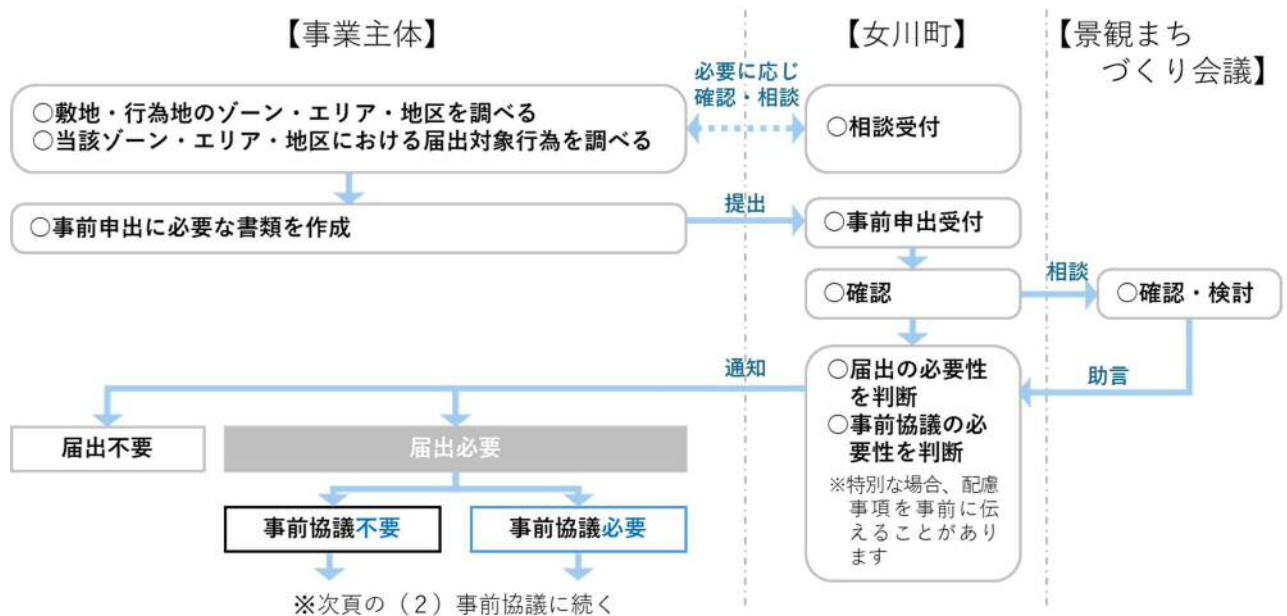
## 2. 各手続きの流れ

女川町景観計画及び女川町景観条例に基づく各手続きは、以下の流れを参考に実施してください。なお、女川町では、各手続きにおいて専門家による会議である「景観まちづくり会議」に適宜相談する流れとなっていますが、当会議は、隔月で定期的開催しますので、余裕を持った設計スケジュールに配慮してください。

### (1) 事前申出

届出対象となる行為を行う事業主体は、計画や設計の着手時に、行為の場所や建築物等の計画概要を町へ申し出てください。この事前申出により、事前協議の必要の有無を確認してください。

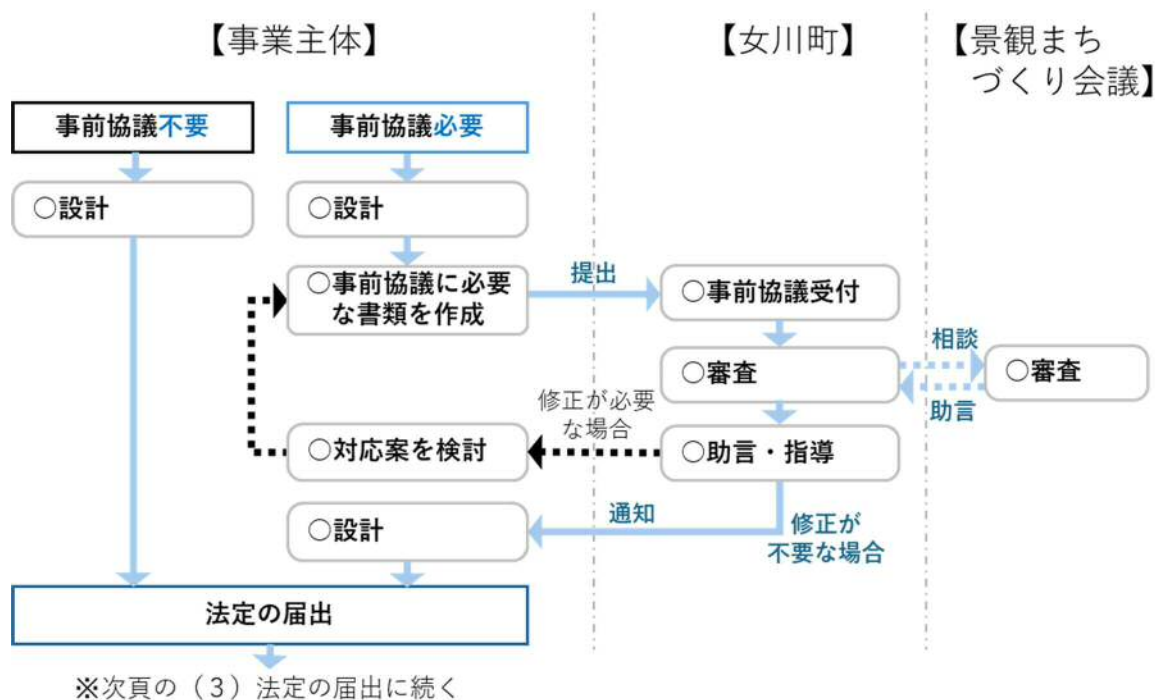
#### 事前申出のフロー(建築物、工作物等の場合)



## (2) 事前協議

届出対象となる行為を行う事業主体は、必要事項を記入した所定の様式及び提出必要図面（P21）を作成のうえ、女川町に提出し、事前協議を行ってください。なお、行為の内容によっては、別途、専門家の助言を受けることとなります。

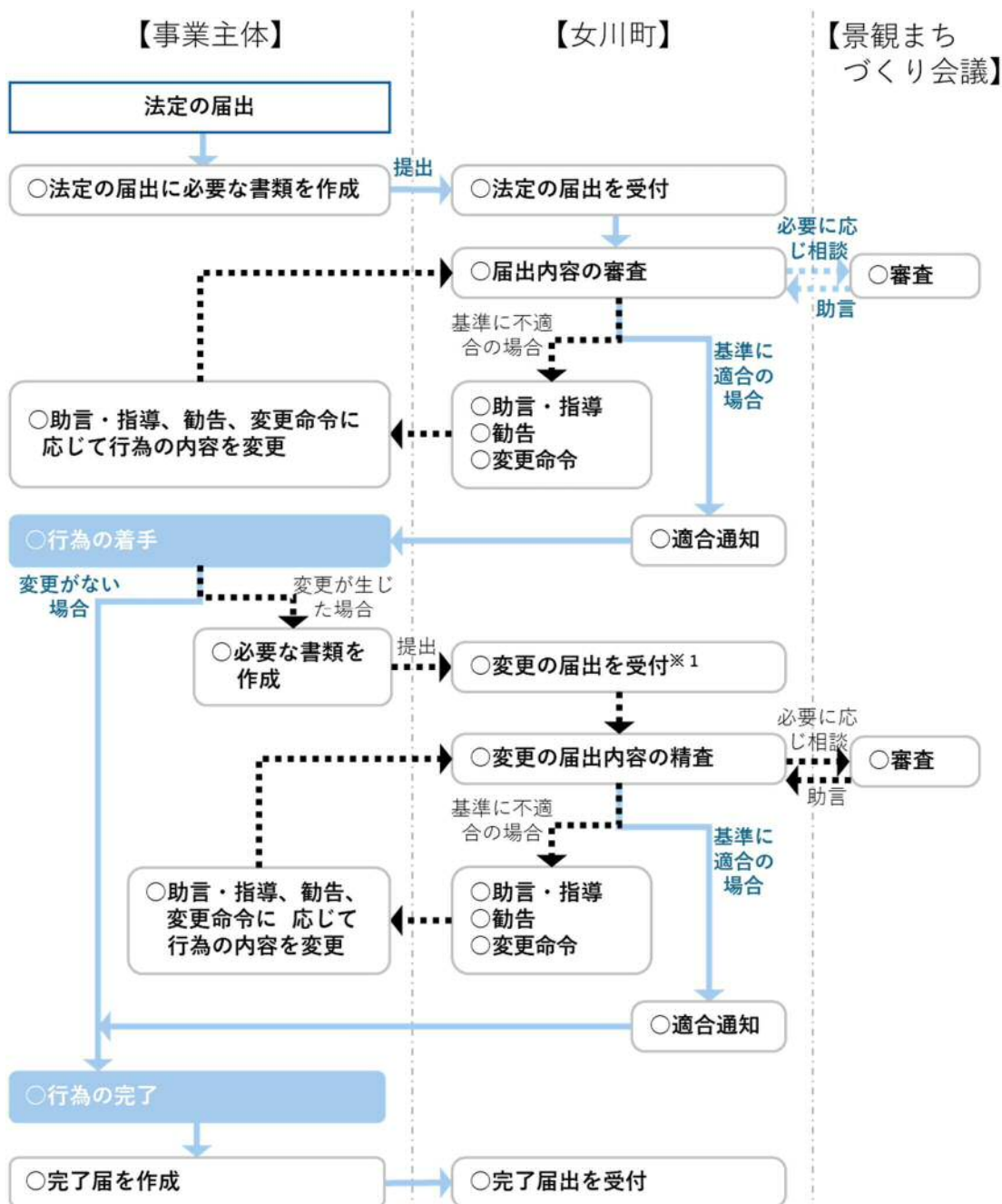
### 事前協議のフロー(建築物、工作物等の場合)



### (3) 法定の届出

事前協議を経た事業主体は、法定の届出に必要な所定の様式に必要な事項を記入するとともに、提出必要図面（P21）を作成し、女川町に提出してください。

#### 法定の届出のフロー(建築物、工作物等の場合)



※1 適合通知を受領した後、届出の内容に大きな変更が生じた場合は、「(2) 事前協議」に戻り、協議・調整を行う場合があります。

## 第4章 事前申出・事前協議・法定の届出に必要な書類

### 1. 事前申出に必要な書類

事前申出を行う際には、以下の提出書類についてご準備し提出してください。

- ・行為の事前申出書（様式第5号）
- ・配置図など、建築物、工作物等の建築・新設・修繕等の計画概要（敷地や行為地の位置、建築物や工作物等の規模など）が分かる資料

### 2. 事前協議に必要な書類

事前協議を行う際には、以下の提出書類についてご準備し提出してください。

- ・行為の事前協議書（様式第7号）
- ・チェックシート（様式第13号）
- ・次項の表に示す添付図書

### 3. 法定の届出に必要な書類

法定の届出を行う際には、以下の提出書類についてご準備し提出してください。

- ・届出書（行為の届出書（様式第1号）、行為の変更届出書（様式第2号）、中止・廃止届出書（様式第11号））
- ・次項の表に示す添付図書

また、行為を完了する際には、以下の提出書類についてご準備し提出してください。

- ・完了届（様式第12号）
- ・適合状況が確認できる書類

### 4. 各書類の提出部数及び提出先

事前申出、事前協議、法定の届出を行う際には、それぞれの提出書類各1部（返却が必要な場合は各2部）と必要に応じPDFデータを以下に提出してください。

- ・提出書類の提出先：女川町建設課窓口

■法定の届出及び事前協議に必要な添付図書の例

種類	図書に明示する主な事項	縮尺の目安 ※原則、A4 またはA3 に収まる縮尺	行為の区分				
			建築物	工作物	開発行為	木竹の伐採	物件の堆積
位置図	・方位、道路、鉄道、目標となる土地建物 ・行為の位置	1/2500 以上	◎	◎	◎	◎	◎
配置図	・方位、敷地境界線 ・敷地内の建築物等の位置及び規模 ・敷地に接する道路の位置及び幅員 ・外構施設の位置、材料及び面積 ・現況写真の撮影場所・方向	1/300 以上	◎	◎			
平面図	・方位、寸法 ・開口部の位置 ・建築設備	1/200 以上	◎	◎			
立面図 (4面以上)	・寸法 ・壁面及び屋根の仕上材及び色彩 ・開口部、付属施設、軒等の位置及び形状	1/200 以上	◎	◎			
着色した 完成予想図	・届出に係る建築物等及び周辺の景観	—	△	△			
植栽計画図	・木竹の位置、種類、高さ及び本数	1/300 以上	○	○	○		
付近現況図	・方位、行為地の境界線 ・等高線	1/1000 以上			◎	◎	◎
計画図	・方位 ・行為前後の断面図 ・設置する施設等の位置、種類、規模	1/1000 以上			◎	◎	
縦横断面図	・方位 ・行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図	1/200 以上			◎		
土地利用計画図	・方位、行為地の境界線 ・土地利用の内容	1/1000 以上			◎		
現況写真	・行為地及び周辺の状況が分かるカラー写真	—	◎	◎	◎	◎	◎

【凡例】

◎：必ず添付    ○：植生計画がある場合添付    △：必要に応じ添付を求める図書

【注】

- ・屋根、外壁等の素材と色彩（マンセル値で表記）を図面に明示してください。
- ・平面図、立面図、断面図等に面積、高さ、長さ等を明示してください。
- ・配置図と平面図を兼ねるなど、記載内容を兼ねることができる場合は、町に確認のうえ、兼用図面とすることができます。
- ・必要に応じ、PDF 等データを提出してください。

# 第5章 景観形成基準の解説

## 1. 本章の見方と構成

「女川町景観計画」における景観形成基準は、本町の良好な景観形成を図るため、町域全体を対象にゾーン・エリア区分ごとに建築物や工作物等における配置・位置、形態・意匠などの基準を定めたものです。



本章は、この景観形成基準に基づく良好な景観形成を図るため、町内で行われる建築物や工作物等の建設などの指針となるよう、景観形成の考え方として基準の背景や方針、効果について示したものです。

○ 景観形成の考え方	背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該景観形成基準における背景、課題等を示しています。</li> <li>・また、現状及び将来の見通しを踏まえた景観形成上の課題を示しています。</li> </ul>
	方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・背景、課題等を踏まえて、景観形成の具体的な方針を示しています。</li> <li>※景観形成の方針は、色付き文字で明記しています。</li> </ul>
	効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成基準に基づく取組により期待される効果を示しています。</li> </ul>
○ 図・写真を用いた解説		<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成の方針を図や写真などにより視覚的に示し、景観形成基準を具体的にイメージできるようにしています。</li> </ul>

例) 市街地ゾーン (1)住宅エリア、住・商・業務エリア ①建築物 【配置・位置】

① 建築物

【配置・位置】

景観形成基準	---	<div style="background-color: #f4a460; padding: 2px; font-weight: bold;">基準</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の壁面線は敷地境界から後退させ、ゆとりのあるまちなみを創出します。</li> </ul>
景観形成の考え方	---	<div style="background-color: #d3d3d3; padding: 2px; font-weight: bold;">背景</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物を敷地境界ぎりぎりに配置すると、歩行者に圧迫感や威圧感を与え、通行時に閉塞的な印象を与える恐れがあります。</li> </ul> <div style="background-color: #d3d3d3; padding: 2px; font-weight: bold;">方針</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物は、敷地境界から一定の距離(1.0m以上)を確保して後退させ、通りとの間にゆとりを持たせるよう配慮します。</li> </ul> <div style="background-color: #d3d3d3; padding: 2px; font-weight: bold;">効果</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物を敷地境界から一定の距離後退させることで、沿道空間に広がりや開放感が生まれゆとりのあるまちなみ景観が形成されます。</li> </ul>
図・写真を用いた解説	---	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>《景観に配慮していないイメージ図》</p>  <p>× 建築物を敷地境界ぎりぎりに配置する</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>《景観に配慮しているイメージ図》</p>  <p>○ 建築物を敷地境界から一定の距離後退させる</p> </div> </div>

《本章の構成》

ゾーン・エリア		項目	該当 ページ	
緑のゾーン 海辺のゾーン		①建築物	形態・意匠	p25
			色彩	p27
		②工作物	形態・意匠	p28
			色彩	p28
		③建築物及び工作物 ※眺望景観保全エリア内に限る	配置・位置・高さ	p29
④開発行為・木竹の伐採 ※眺望景観保全エリア内に限る	配置・規模・形態 緑化等	p37 p37		
市街地ゾーン	(1)住宅エリア 住・商・業務 エリア	①建築物	配置・位置	p38
			形態・意匠	p39
			外構・緑化等	p41
			色彩	p42
		②工作物	形態・意匠	p43
	色彩		p43	
	③建築物及び工作物 ※眺望景観保全エリア内に限る	配置・位置・高さ	p44	
	(2)湾岸エリア	①建築物	形態・意匠	p48
			外構・緑化等	p49
			色彩	p50
②工作物		形態・意匠	p52	
		色彩	p52	
③建築物及び工作物 ※眺望景観保全エリア内に限る	配置・位置・高さ	p53		
景観重点地区	①建築物	配置・位置	p59	
		形態・意匠	p62	
		外構・緑化等	p68	
		色彩	p74	
	②工作物	配置・位置	p75	
		形態・意匠	p77	
		緑化等	p77	
		色彩	p77	
	③開発行為・木竹の伐採	配置・規模・形態	p78	
		緑化等	p78	
	④物件の堆積	堆積の方法	p79	
		遮蔽	p79	
⑤建築物及び工作物 ※眺望景観保全エリア内に限る	配置・位置・高さ	p80		

## 2. 緑のゾーン・海辺のゾーン

黒森山、石投山などの山々に広がる緑は、女川湾や万石浦とともに、住民の生活に潤いをもたらす豊かな自然であり、本町景観を構成する重要な要素です。海や市街地から望む山並みと緑の景観は、本町の特徴的な眺望景観であり、山間に点在する集落は、自然と調和した景観を形成しています。

また、太平洋に面する本町の海岸は、陸地が海に迫るように張り出すリアス海岸として美しい風致景観を有しています。主要な眺望点から見る海岸線の眺望景観は、来訪者も訪れる貴重な景観資源です。

緑のゾーン・海辺のゾーンにおいては、本町の緑や海辺が織りなす良好な景観を守っていくため、自然と調和した建築物、工作物等の形態・配置等の誘導を図っていきます。

### ① 建築物

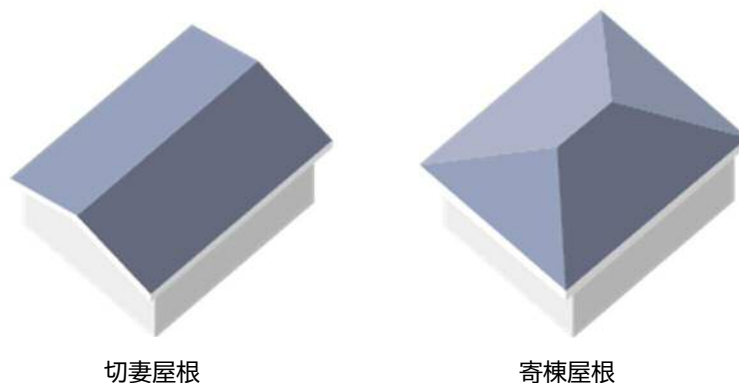
#### 【形態・意匠】

**基準** ・屋根及び壁面の形態・意匠は、自然との調和を乱さないものとします。

#### <屋根>

背景	・建築物の屋根の形状が、山並みの緑や海岸の景観と調和せず、勾配屋根が多い既存の建築物の中で際立ってしまうと、良好な自然景観が損なわれる恐れがあります。
方針	・ <b>建築物の屋根は、切妻屋根や寄棟屋根などの勾配屋根を推奨します。</b>
効果	・建築物を勾配屋根にすることで、建築物が山並みの緑や海岸の環境に溶け込み良好な自然景観が保全されます。

#### 《勾配屋根の例》



《自然環境に溶け込んだ屋根並み》



<壁面>

背景	・山の裾野や海辺に高く幅のある大きな壁面の建築物が配置されると、山並みの緑や海辺を眺める良好な眺望景観が損なわれる恐れがあります。
方針	・建築物は、建築物の分棟化により外壁面が長大にならないよう配慮します。 ・建築物の壁面が長大になる場合は、壁面前面部分の緑化に配慮します。
効果	・建築物の分棟化や敷地の緑化により、建築物が山並みの緑や海岸の環境に溶け込み良好な自然景観が保全されます。

《景観に配慮していないイメージ図》



× 高く幅のある大きな壁面

《景観に配慮しているイメージ図》



○ 壁面前面部分を緑化している



○ 建築物を分棟化している

① 建築物

【色彩】

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根及び壁面の色彩は自然との調和を乱さないものとします。</li> <li>・外壁の彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とします。</li> </ul>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R～5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	5R～5Y	6以下	その他	4以下
	色相	彩度					
5R～5Y	6以下						
その他	4以下						

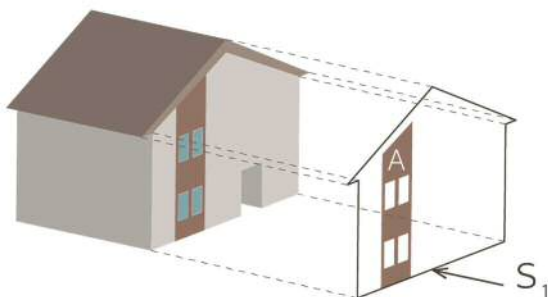
背景	・建築物の屋根及び壁面の色彩が山並みの緑や海岸の景観と調和せずに際立ってしまうと、良好な自然景観が損なわれる恐れがあります。
方針	・建築物の屋根及び壁面の色彩は、控えめで落ち着いた色調にするよう配慮します。 (基準のマンセル値は、「第6章 色彩の基準」を参照してください。)
効果	・建築物が山並みの緑や海岸の環境に溶け込み良好な自然景観が保全されます。

基準	・点要素・面要素のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の 20% 以下の範囲で使用できるものとします。
----	---

背景	・アクセントカラーは個性的な外観のデザインを創出する反面、アクセントカラーが外観を広く占めると良好な自然景観が損なわれる恐れがあります。
方針	・建築物の外観のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の 20% 以下の範囲にするよう配慮します。
効果	・建築物が山並みの緑や海岸の環境に溶け込み良好な自然景観が保全されます。

《アクセントカラーの適用範囲》

$$\frac{A}{S_1} \leq \frac{1}{5}$$

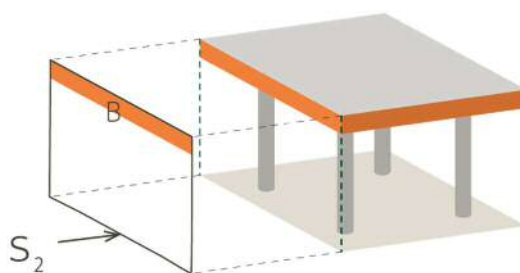


S<sub>1</sub>=見付面積  
A=アクセントカラーの面積

勾配屋根の建築物

《アクセントカラーの適用範囲》

$$\frac{B}{S_2} \leq \frac{1}{5}$$



S<sub>2</sub>=見付面積  
B=アクセントカラーの面積

柱と屋根のみの建築物(ガソリンスタンド等)

② 工作物(太陽光発電施設、風力発電施設を含む)

【形態・意匠】

基準	・周辺の風致景観と不調和でない形態とします。
背景	・工作物の形態・意匠が山並みの緑や海岸の景観と調和せずに際立ってしまうと、良好な自然景観が損なわれる恐れがあります。
方針	・工作物の形態・意匠は、山並みの緑や海岸の景観と調和するよう配慮します。
効果	・工作物が山並みの緑や海岸の環境に溶け込み良好な自然景観が保全されます。

【色彩】

基準	<p>・周辺景観に調和するよう努めます。</p> <p>・素地のまま※とするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。</p>
<p>※素地のまま:使用される建設材料が本来持つ自然な色のこと。石材や木材などの自然素材の色や、コンクリート打放し仕上げにおけるコンクリートの色など。</p>	
背景	・工作物の色彩が山並みの緑や海岸の景観と調和せずに際立ってしまうと、良好な自然景観が損なわれる恐れがあります。
方針	<p>・工作物の色彩は、周辺景観に調和するよう努めます。</p> <p>・基本的には、素材本来の質感を活かした「素地のまま」とするか、塗装する場合は無彩色又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)とし、突出して目立たない色彩とするよう配慮します。</p>
効果	・工作物が山並みの緑や海岸の環境に溶け込み良好な自然景観が保全されます。

③ 建築物及び工作物(太陽光発電施設、風力発電施設を含む)

【配置・位置・高さ】※眺望景観保全エリア内に限る

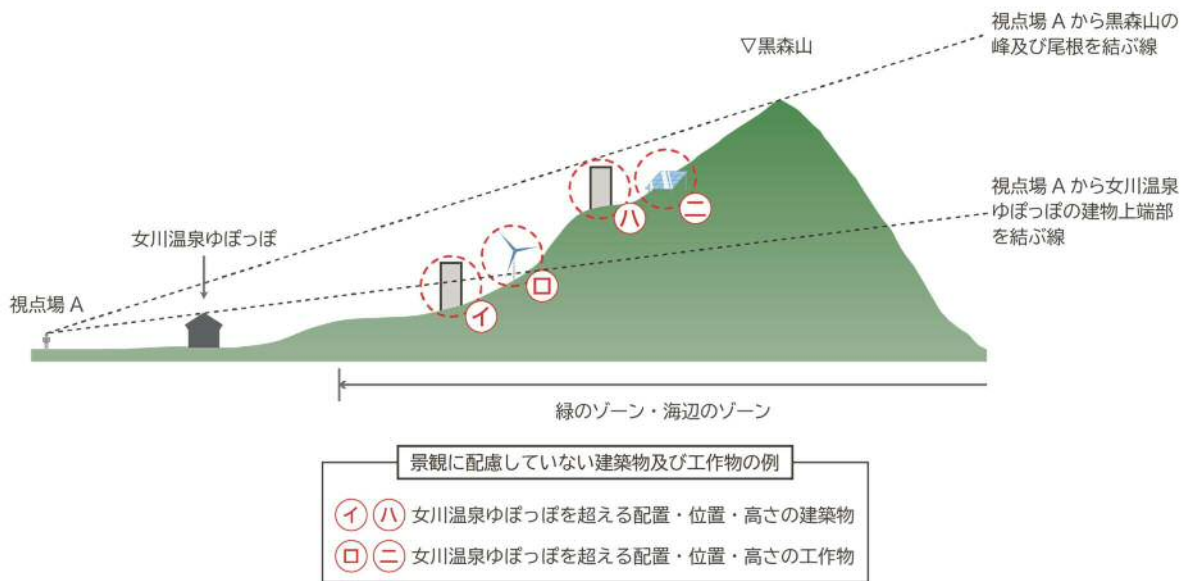
基準	<p>&lt;眺望景観保全エリア①&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場 A(レンガみち)から見て、女川温泉ゆぼっぼの高さを超えて黒森山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</li> <li>・視点場 A(レンガみち)から見て、黒森山の稜線を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</li> </ul>
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レンガみちから見る黒森山の眺望景観において、女川温泉ゆぼっぼの高さを超える位置に建築物及び工作物が出現すると、黒森山の緑や稜線の景観が損なわれる恐れがあります。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場 A(レンガみち)から黒森山を見通すことができる範囲では、建築物及び工作物は女川温泉ゆぼっぼの高さを超えて黒森山の緑の景観を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</li> <li>・視点場 A(レンガみち)から黒森山を見通すことができる範囲では、建築物及び工作物は黒森山の稜線を遮らない又は交錯しない配置・位置・高さに配慮します。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・黒森山の山肌の緑や黒森山の稜線を阻害しない配置・位置・高さの建築物及び工作物にすることで、レンガみちから黒森山を見通す本町の特徴的な眺望景観が保全されます。</li> </ul>

《視点場 A:国道 398 号「レンガみち」横断歩道で高さ 1.5m から見た眺望景観》

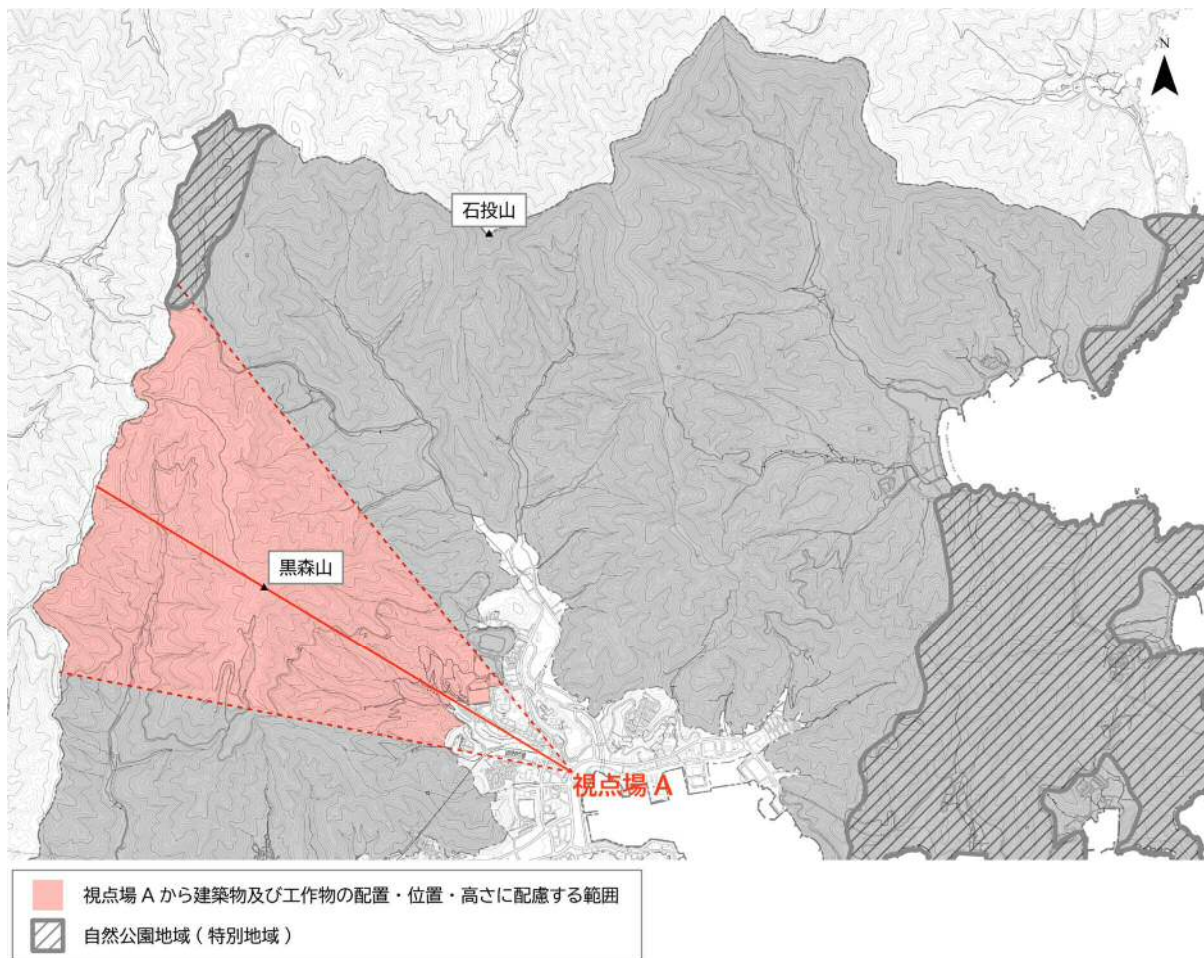




《視点場 A からの断面イメージ図》



《視点場 A から建築物及び工作物の配置・位置・高さに配慮する範囲》



※眺望景観保全エリアの詳細は、町のホームページ又は町建設課窓口で確認してください。

③ 建築物及び工作物(太陽光発電施設、風力発電施設を含む)

【配置・位置・高さ】※眺望景観保全エリア内に限る

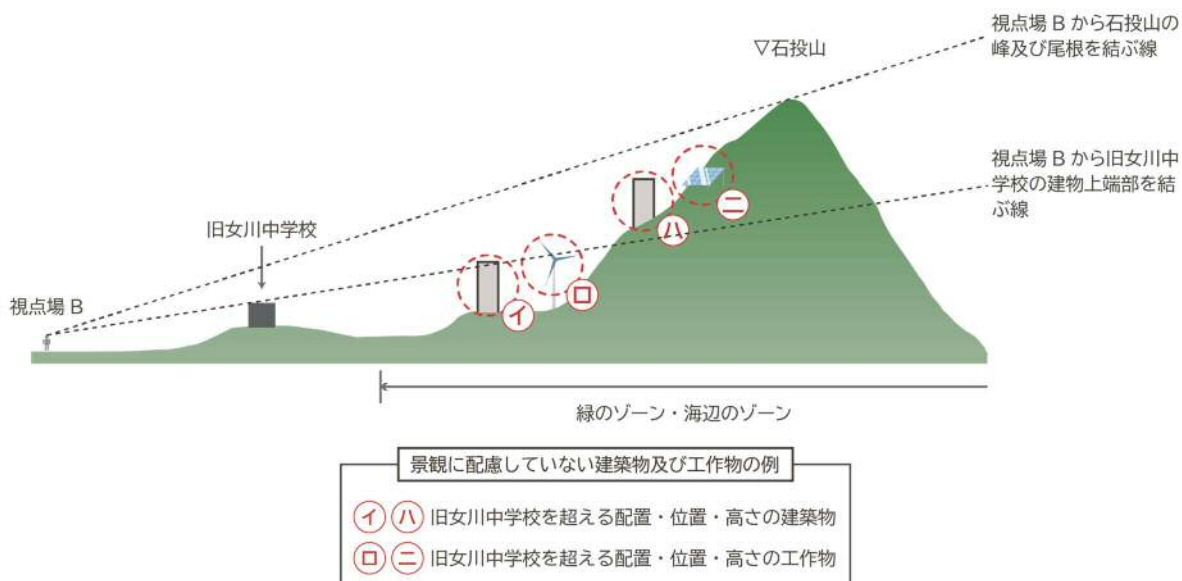
基準	<p>&lt;眺望景観保全エリア①&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場 B(海岸広場)から見て、旧女川中学校の高さを超えて石投山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</li> <li>・視点場 B(海岸広場)から見て、石投山の稜線を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</li> </ul>
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸広場から見る石投山の眺望景観において、旧女川中学校の高さを超える位置に建築物及び工作物が出現すると、石投山の緑や稜線の景観が損なわれる恐れがあります。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場 B(海岸広場)から石投山を見通すことができる範囲では、建築物及び工作物は旧女川中学校の高さを超えて石投山の緑の景観を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</li> <li>・視点場 B(海岸広場)から石投山を見通すことができる範囲では、建築物及び工作物は石投山の稜線を遮らない又は交錯しない配置・位置・高さに配慮します。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石投山の山肌の緑や石投山の稜線を阻害しない配置・位置・高さの建築物及び工作物にすることで、海岸広場から石投山を見通す本町の特徴的な眺望景観が保全されます。</li> </ul>

《視点場 B:「海岸広場」通路南端で高さ 1.5m から見た眺望景観》

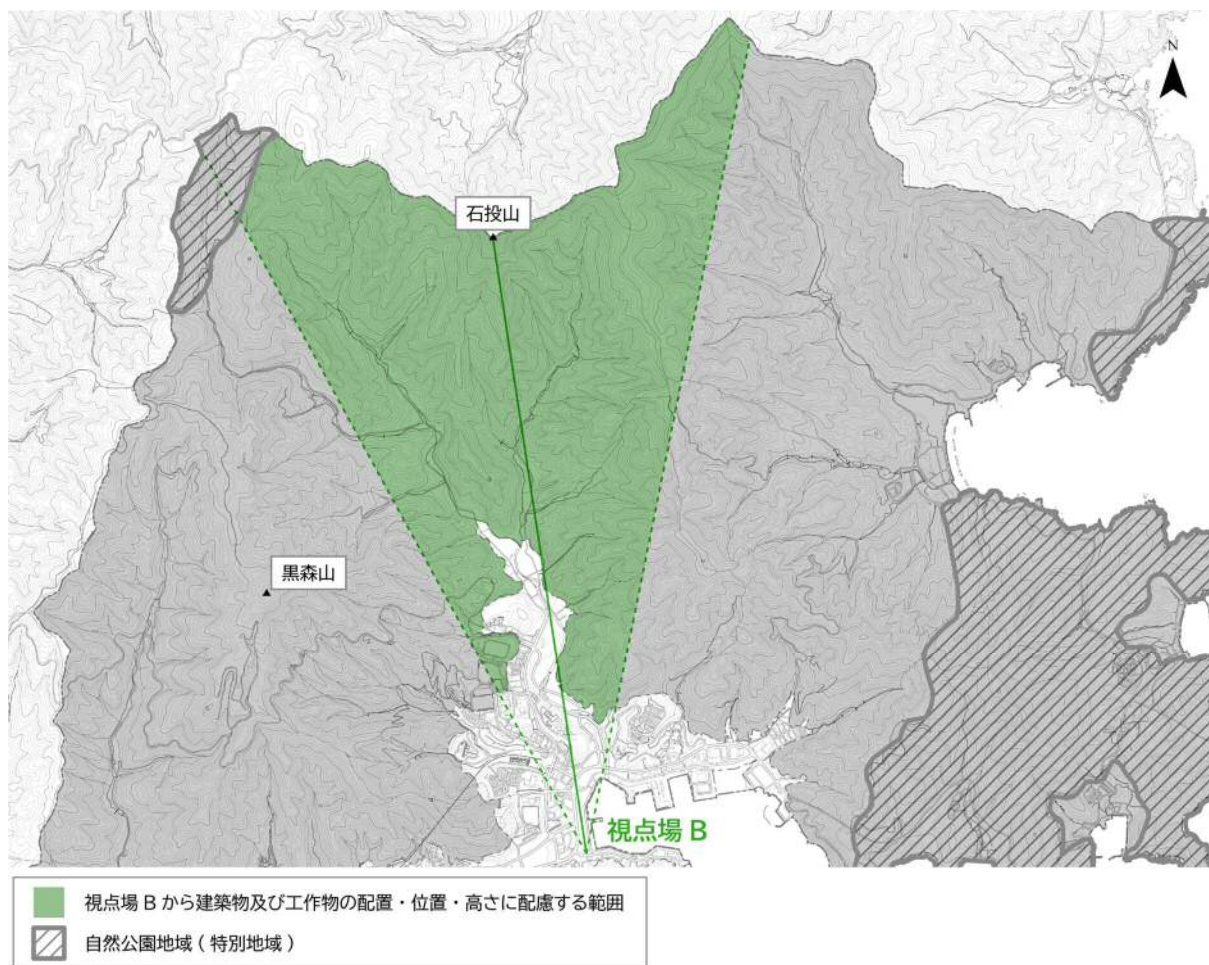




《視点場 B からの断面イメージ図》



《視点場 B から建築物及び工作物の配置・位置・高さに配慮する範囲》



※眺望景観保全エリアの詳細は、町のホームページ又は町建設課窓口で確認してください。

③ 建築物及び工作物(太陽光発電施設、風力発電施設を含む)

【配置・位置・高さ】※眺望景観保全エリア内に限る

基準	<p>&lt;眺望景観保全エリア②&gt;                  ・視点場 C(女川温泉ゆぼっぼ)展望デッキから見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</p>
背景	<p>・展望デッキから見る眺望景観において、内湾・外洋の海及び丘陵部の緑の眺めに高い建築物及び工作物が出現すると、美しい女川湾の緑の景観が損なわれる恐れがあります。</p>
方針	<p>・視点場 C(女川ゆぼっぼ)展望デッキから女川湾を見渡すことができる範囲では、建築物及び工作物は内湾・外洋の海への眺望や丘陵部の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</p>
効果	<p>・美しい女川湾の海と緑を阻害しない配置・位置・高さの建築物及び工作物にすることで、展望デッキから女川湾を見渡す本町の特徴的な眺望景観が保全されます。</p>

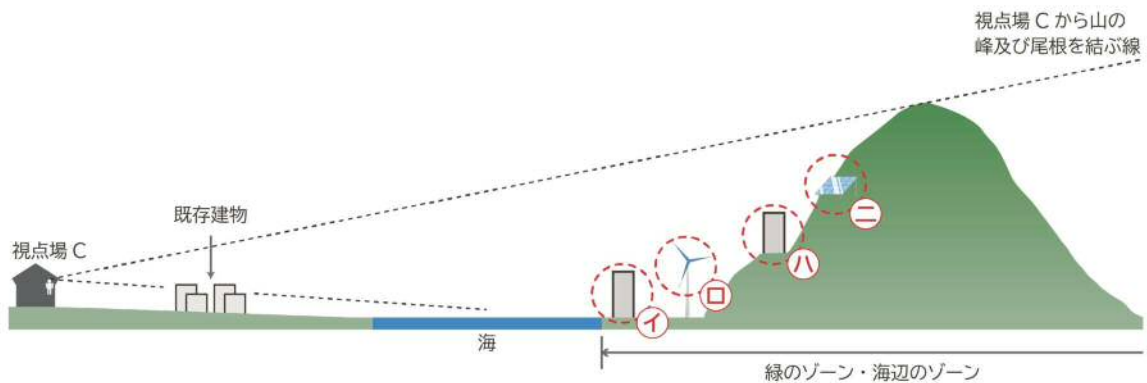
《視点場 C:「女川温泉ゆぼっぼ」展望デッキで高さ 1.5m から見た眺望景観》

内湾・外洋の海への眺望及び丘陵部の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮する





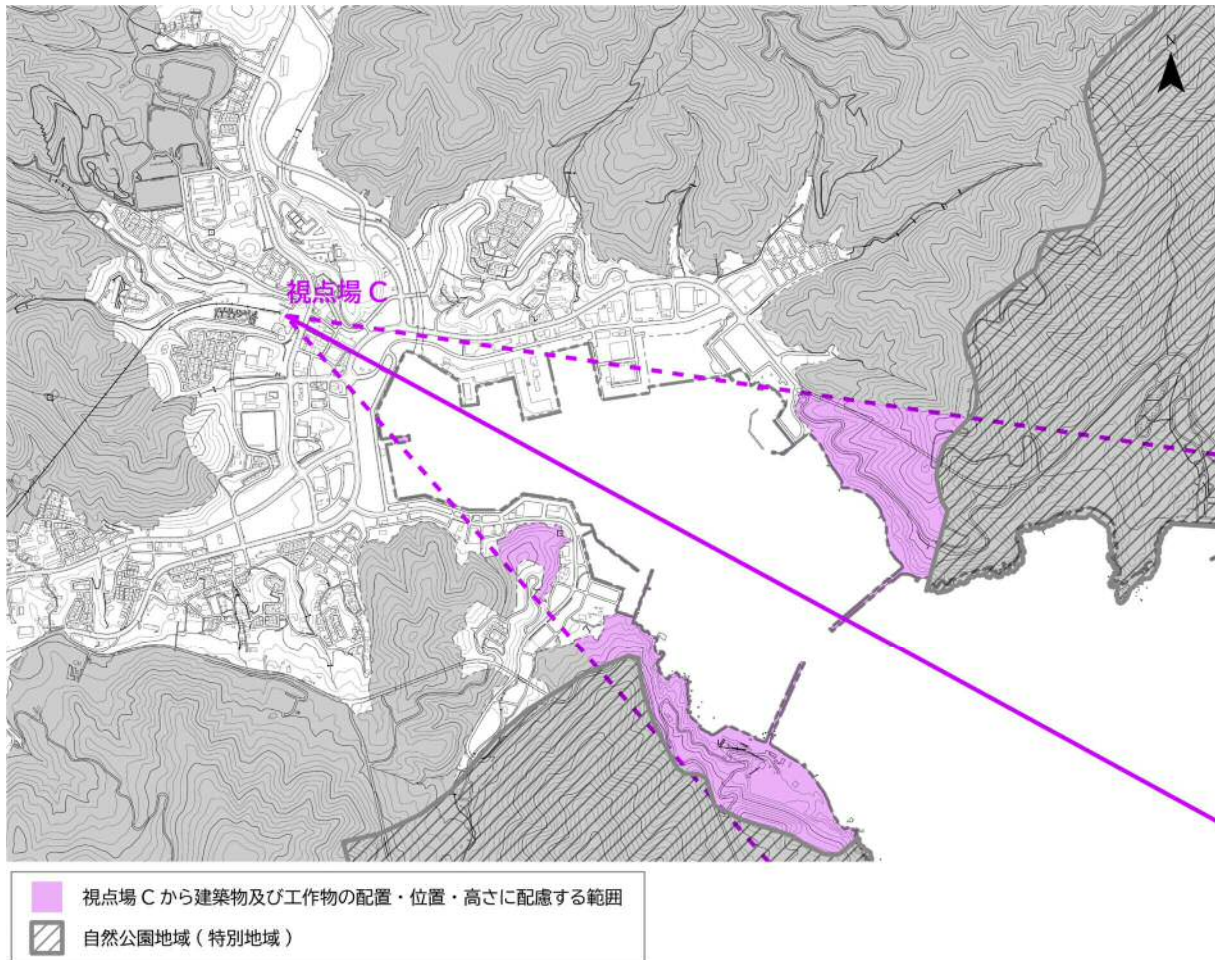
《視点場 C からの断面イメージ図》



景観に配慮していない建築物及び工作物の例

- ① ⑧ 内湾・外洋の海への眺望及び丘陵部の緑を阻害する配置・位置・高さの建築物
- ② ⑨ 内湾・外洋の海への眺望及び丘陵部の緑を阻害する配置・位置・高さの工作物

《視点場 C から建築物及び工作物の配置・位置・高さに配慮する範囲》



※眺望景観保全エリアの詳細は、町のホームページ又は町建設課窓口で確認してください。

③ 建築物及び工作物(太陽光発電施設、風力発電施設を含む)

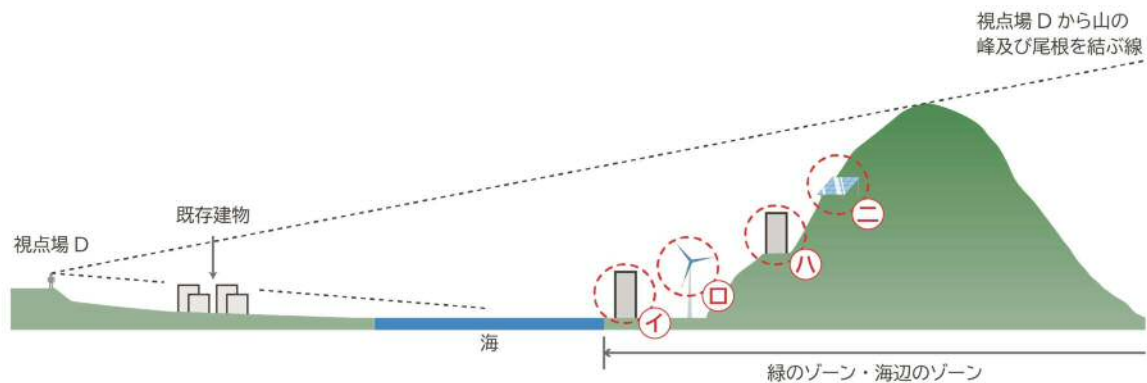
【配置・位置・高さ】※眺望景観保全エリア内に限る

基準	<p>&lt;眺望景観保全エリア②&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場 D(東日本大震災慰霊碑)から見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</li> </ul>
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災慰霊碑から見る眺望景観において、内湾・外洋の海及び丘陵部の緑の眺めに高い建築物及び工作物が出現すると、美しい女川湾の緑の景観が損なわれる恐れがあります。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場 D(東日本大震災慰霊碑)から女川湾を見渡すことができる範囲では、建築物及び工作物は内湾・外洋の海への眺望や丘陵部の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美しい女川湾の海と緑を阻害しない配置・位置・高さの建築物及び工作物にすることで、東日本大震災慰霊碑から女川湾を見渡す本町の特徴的な眺望景観が保全されます。</li> </ul>

《視点場 D:「東日本大震災慰霊碑」(女川町役場庁舎敷地東側)で高さ 1.5m から見た眺望景観》

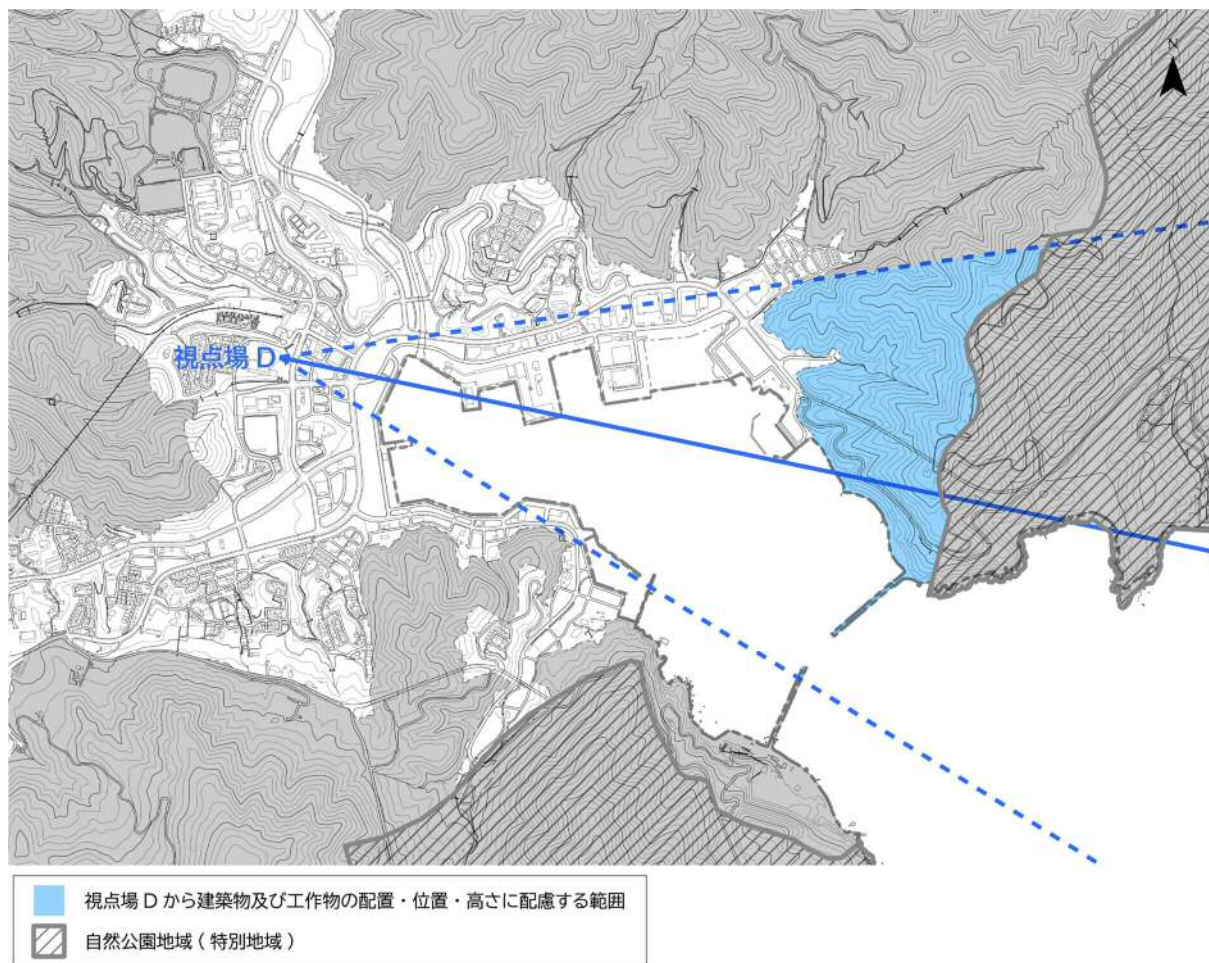


《視点場 D からの断面イメージ図》



- 景観に配慮していない建築物及び工作物の例
- ① ⑧ 内湾・外洋の海への眺望及び丘陵部の緑を阻害する配置・位置・高さの建築物
  - ② ⑨ 内湾・外洋の海への眺望及び丘陵部の緑を阻害する配置・位置・高さの工作物

《視点場 D から建築物及び工作物の配置・位置・高さに配慮する範囲》



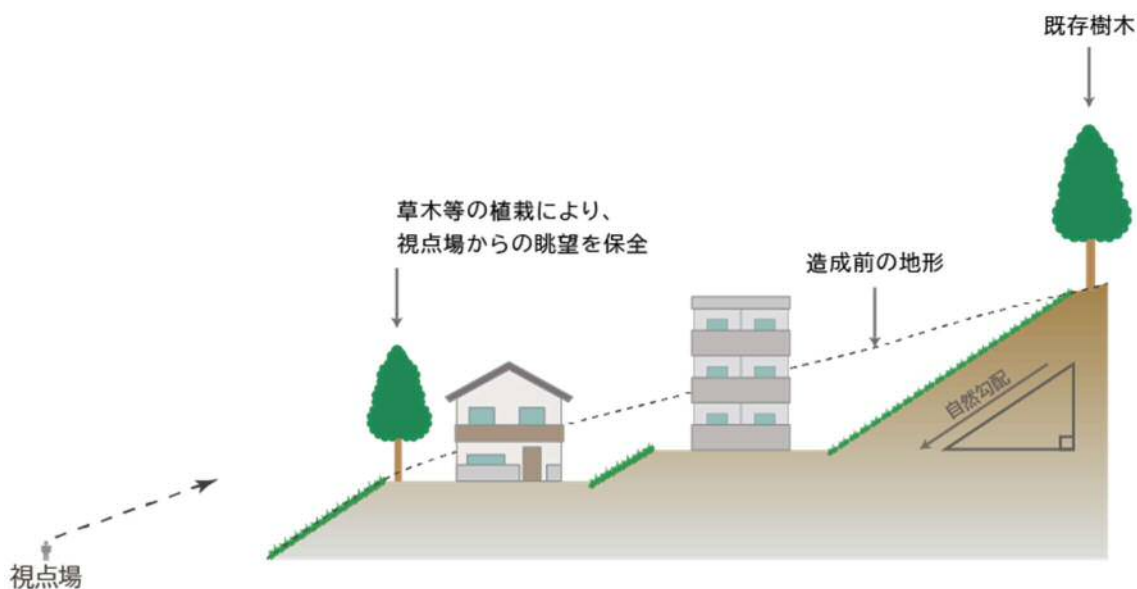
※眺望景観保全エリアの詳細は、町のホームページ又は町建設課窓口で確認してください。

④ 開発行為・木竹の伐採(※眺望景観保全エリア内に限る)

【配置・規模・形態、緑化等】

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観に調和し、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。</li> <li>・法面は可能な限り植生の再生に努め、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。</li> </ul>
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為及び木竹の伐採により既存の緑が消失し、視点場から見た良好な緑の眺望景観が損なわれる恐れがあります。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為や木竹の伐採にあたっては、その配置・規模・形態が周辺景観に調和し、視点場からの眺望景観を保全するよう配慮します。</li> <li>・造成法面及び伐採地は自然勾配に努め、草木等の植栽に配慮します。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山肌の緑の景観が損なわれず、視点場から見た本町の特徴的な眺望景観が保全されます。</li> </ul>

《景観に配慮しているイメージ図》



- 造成法面が自然勾配であり、草木等を植栽している

### 3. 市街地ゾーン(景観重点地区を除く)

#### (1) 住宅エリア、住・商・業エリア

戸建て住宅や中高層共同住宅が広がる丘陵地、公共施設等が集約する高台など、本町の市街地の大部分は、震災復興事業により景観に配慮した美しいまちなみや良好な眺望景観が形成されています。また、震災復興事業に伴う宅地造成により、多くの場所で法面が見られるのも地形的・景観的な特徴です。

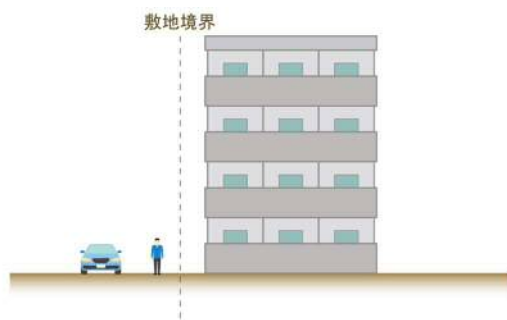
住宅エリア、住・商・業エリアにおいては、既存の景観を損なうことなく住宅や商業、業務等の各施設の調和に配慮し、ゆとりや緑のある落ち着いたまちなみの形成を図ります。

#### ① 建築物

##### 【配置・位置】

基準	・建築物の壁面線は敷地境界から後退させ、ゆとりのあるまちなみを創出します。
背景	・建築物を敷地境界ぎりぎりに配置すると、歩行者に圧迫感や威圧感を与え、通行時に閉塞的な印象を与える恐れがあります。
方針	・建築物は、敷地境界から一定の距離(1.0m以上)を確保して後退させ、通りとの間にゆとりを持たせるよう配慮します。
効果	・建築物を敷地境界から一定の距離後退させることで、沿道空間に広がりや開放感が生まれゆとりのあるまちなみ景観が形成されます。

《景観に配慮していないイメージ図》



× 建築物を敷地境界ぎりぎりに配置する

《景観に配慮しているイメージ図》



○ 建築物を敷地境界から一定の距離後退させる

## ① 建築物

### 【形態・意匠】

**基準** ・屋根及び壁面の形態・意匠は、周囲と調和したものとします。

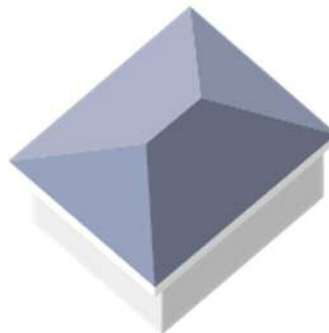
#### <屋根>

背景	・建築物の屋根の形状が突出して際立ってしまうと、周囲の良好なまちなみ景観が損なわれる恐れがあります。
方針	・建築物の屋根は、切妻屋根や寄棟屋根などの勾配屋根を推奨します。
効果	・建築物を勾配屋根にすることで、周辺の建築物の屋根並みと調和したまちなみ景観が形成されます。

#### 《勾配屋根の例》



切妻屋根



寄棟屋根

#### 《住宅エリアにおける建築物の屋根並み》



<壁面>

背景	・高く幅のある大きな壁面の建築物は、通りに圧迫感や単調な印象を与え、良好なまちなみ景観が損なわれる恐れがあります。
方針	・建築物は、建築物の分節化や窓の配置等の工夫により、外壁面が長大にならないよう配慮します。
効果	・建築物の壁面に変化を持たせることで、通りへの圧迫感や単一的な景観の印象が軽減されます。

《景観に配慮していないイメージ図》



× 高く幅のある大きな壁面

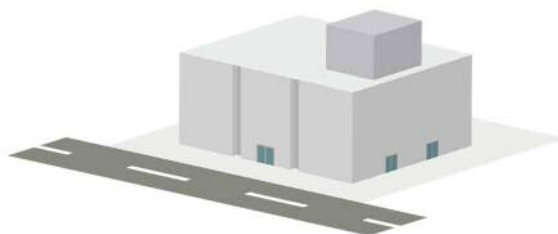
《景観に配慮しているイメージ図》



○ 壁面をセットバックしている



○ 窓を配置している



○ スリットを入れている

① 建築物

【外構・緑化等】

基準	・敷地外から見える箇所の緑化に努めます。
背景	・通り沿いの敷地内に草木が植栽されていない景観は、うるおいが感じられない殺風景な印象を与える恐れがあります
方針	・通り沿いの敷地内は、植栽等の緑化を施すよう努めます。
効果	・緑化を施すことで、うるおいや季節感を感じさせるまちなみ景観が形成されます。

《景観に配慮していないイメージ図》



× 敷地内を緑化していない

《景観に配慮しているイメージ図》



○ 敷地内を緑化している

基準	・道路との境界は開放的なしつらえとし、圧迫感を軽減します。
背景	・敷地境界にブロック塀やコンクリート壁などの構造物を設置すると、通りに対して威圧感や圧迫感を与え、殺風景な景観が生じる恐れがあります。
方針	・敷地境界はできるだけ開放的な外構とするよう配慮します。 ・垣、柵を設ける場合は、周囲から透過性のある構造とし、高さは通りに圧迫感を与えない範囲にするよう配慮します。
効果	・敷地境界を開放的な外構とすることで、通りに遮蔽や圧迫感がなくなり広がりのあるまちなみ景観が形成されます。

《景観に配慮していないイメージ図》



× 敷地境界に無機質な構造物を設置している

《景観に配慮しているイメージ図》



○ 敷地境界に開放的なフェンスを設置している

## ① 建築物

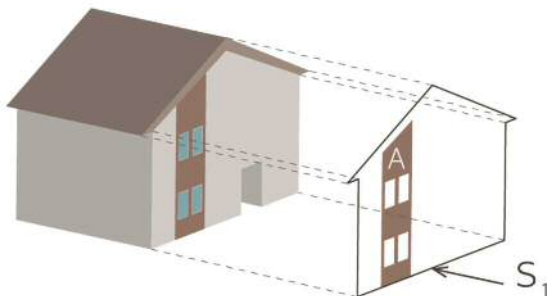
## 【色彩】

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境と調和するよう、壁面・屋根の色と素材に配慮します。</li> <li>・外壁の彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とします。</li> </ul>					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R～5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	5R～5Y	6以下	その他
色相	彩度					
5R～5Y	6以下					
その他	4以下					
背景	・建築物の壁面及び屋根の色彩が突出して際立ってしまうと、周辺の良好なまちなみ景観が損なわれる恐れがあります。					
方針	・建築物の壁面・屋根の色彩は、控えめで落ち着いた色調にするよう配慮します。 (基準のマンセル値は、「第6章 色彩の基準」を参照してください。)					
効果	・建築物が周辺の建築物等に溶け込み良好なまちなみ景観が形成されます。					

基準	・点要素・面要素のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の 20% 以下の範囲で使用できるものとします。
背景	・アクセントカラーは個性的な外観のデザインを創出する反面、アクセントカラーが外観を広く占めると周辺のまちなみ景観が損なわれる恐れがあります。
方針	・建築物の外観のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の 20% 以下の範囲にするよう配慮します。
効果	・建築物が周辺の建築物等に溶け込み良好なまちなみ景観が形成されます。

## 《アクセントカラーの適用範囲》

$$\frac{A}{S_1} \leq \frac{1}{5}$$

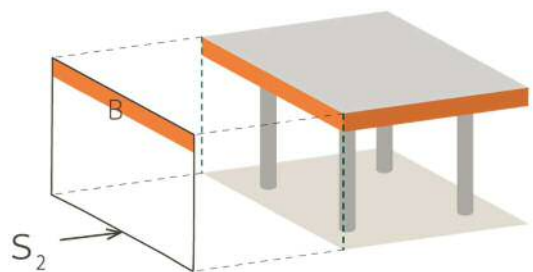


S<sub>1</sub>=見付面積  
A=アクセントカラーの面積

勾配屋根の建築物

## 《アクセントカラーの適用範囲》

$$\frac{B}{S_2} \leq \frac{1}{5}$$



S<sub>2</sub>=見付面積  
B=アクセントカラーの面積

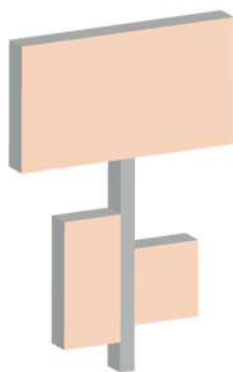
柱と屋根のみの建築物(ガソリンスタンド等)

## ② 工作物

### 【形態・意匠】

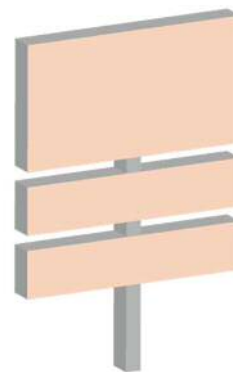
基準	・周囲から突出する奇抜な形態・意匠は避け、周囲との調和に配慮します。
背景	・工作物の形態・意匠が突出して際立ってしまうと、周辺の良いまちなみ景観が損なわれる恐れがあります。
方針	・工作物の形態・意匠は、周囲の景観に調和するよう配慮します。
効果	・工作物が周辺の建築物等に溶け込み良好なまちなみ景観が形成されます。

《景観に配慮していないイメージ図》



雑多な形状の広告塔

《景観に配慮しているイメージ図》



シンプルな形状の広告塔

### 【色彩】

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観に調和するよう努めます。</li> <li>・素地のまま*とするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色(ダークグレー)又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。</li> </ul> <p><small>※素地のまま:使用される建設材料が本来持つ自然な色のこと。石材や木材などの自然素材の色や、コンクリート打放し仕上げにおけるコンクリートの色など。</small></p>
背景	・工作物の色彩が突出して際立ってしまうと、周辺の良いまちなみ景観が損なわれる恐れがあります。
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の色彩は、周辺景観に調和するよう努めます。</li> <li>・基本的には、素材本来の質感を活かした「素地のまま」とするか、塗装する場合は無彩色又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)とし、突出して目立たない色彩とするよう配慮します。</li> </ul>
効果	・工作物が周辺の建築物等に溶け込み良好なまちなみ景観が形成されます。

③ 建築物及び工作物(風力発電設備を含む)※眺望景観保全エリア内に限る

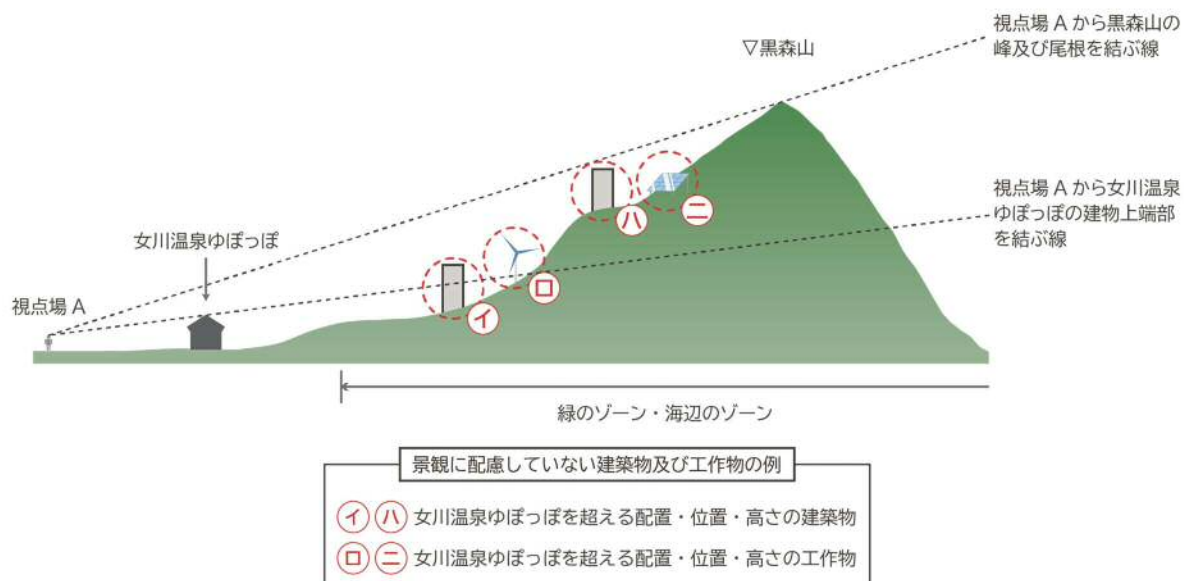
【配置・位置・高さ】

基準	<p>&lt;眺望景観保全エリア①&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場 A(レンガみち)から見て、女川温泉ゆぼっぼの高さを超えて黒森山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</li> <li>・視点場 A(レンガみち)から見て、黒森山の稜線を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</li> </ul>
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レンガみちから見る黒森山の眺望景観において、女川温泉ゆぼっぼの高さを超える位置に建築物及び工作物が出現すると、黒森山の緑や稜線の景観が損なわれる恐れがあります。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場 A(レンガみち)から黒森山を見通すことができる範囲では、建築物及び工作物は女川温泉ゆぼっぼの高さを超えて黒森山の緑の景観を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</li> <li>・視点場 A(レンガみち)から黒森山を見通すことができる範囲では、建築物及び工作物は黒森山の稜線を遮らない配置・位置・高さに配慮します。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・黒森山の山肌の緑や黒森山の稜線を阻害しない配置・位置・高さの建築物及び工作物にすることで、レンガみちから黒森山を見通す本町の特徴的な眺望景観が保全されます。</li> </ul>

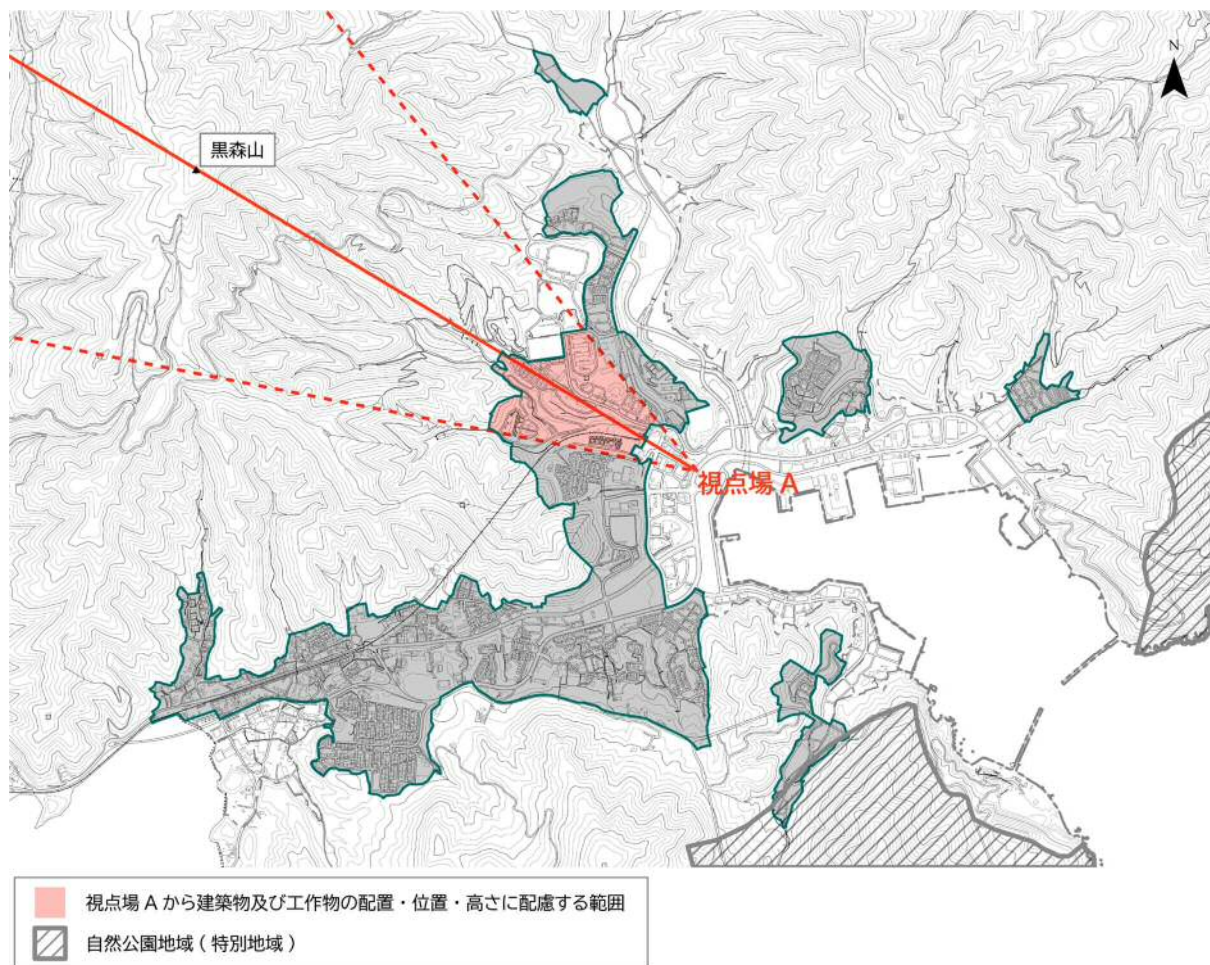
《視点場 A:国道 398 号「レンガみち」横断歩道で高さ 1.5m から見た眺望景観》



《視点場 A からの断面イメージ図》



《視点場 A から建築物及び工作物の配置・位置・高さに配慮する範囲》



※眺望景観保全エリアの詳細は、町のホームページ又は町建設課窓口で確認してください。

③ 建築物及び工作物(風力発電設備を含む)※眺望景観保全エリア内に限る

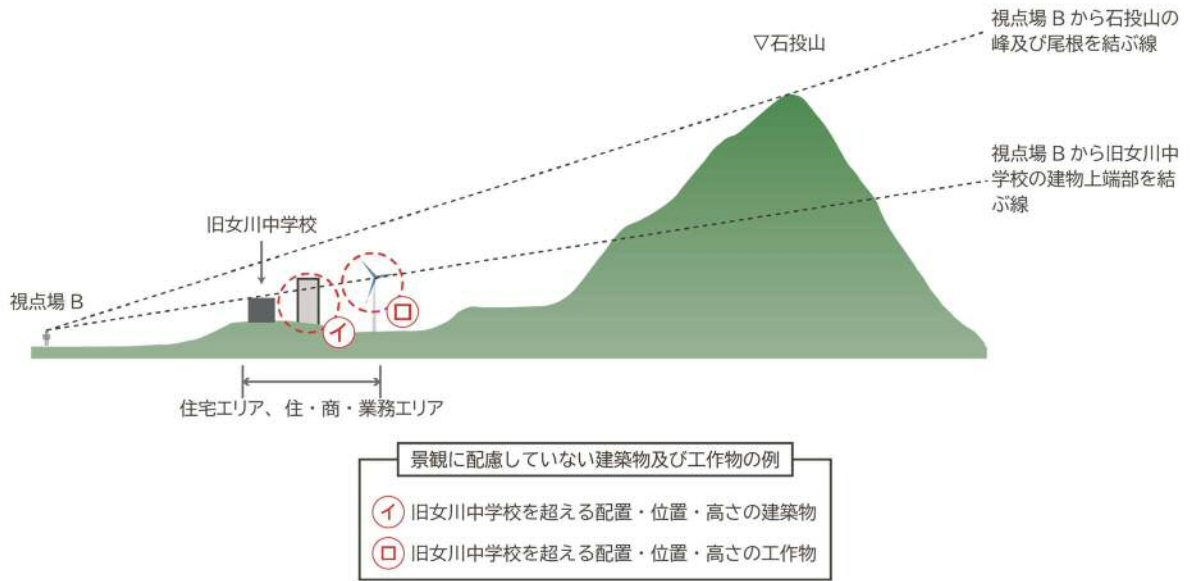
【配置・位置・高さ】

基準	<p>&lt;眺望景観保全エリア①&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場 B(海岸広場)から見て、旧女川中学校の高さを超えて石投山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</li> <li>・視点場 B(海岸広場)から見て、石投山の稜線を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</li> </ul>
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸広場から見る石投山の眺望景観において、旧女川中学校の高さを超える位置に建築物及び工作物が出現すると、石投山の緑や稜線の景観が損なわれる恐れがあります。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場 B(海岸広場)から石投山を見通すことができる範囲では、建築物及び工作物は旧女川中学校の高さを超えて石投山の緑の景観を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</li> <li>・視点場 B(海岸広場)から石投山を見通すことができる範囲では、建築物及び工作物は石投山の稜線を遮らない配置・位置・高さに配慮します。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石投山の山肌の緑や石投山の稜線を阻害しない配置・位置・高さの建築物及び工作物にすることで、海岸広場から石投山を見通す本町の特徴的な眺望景観が保全されます。</li> </ul>

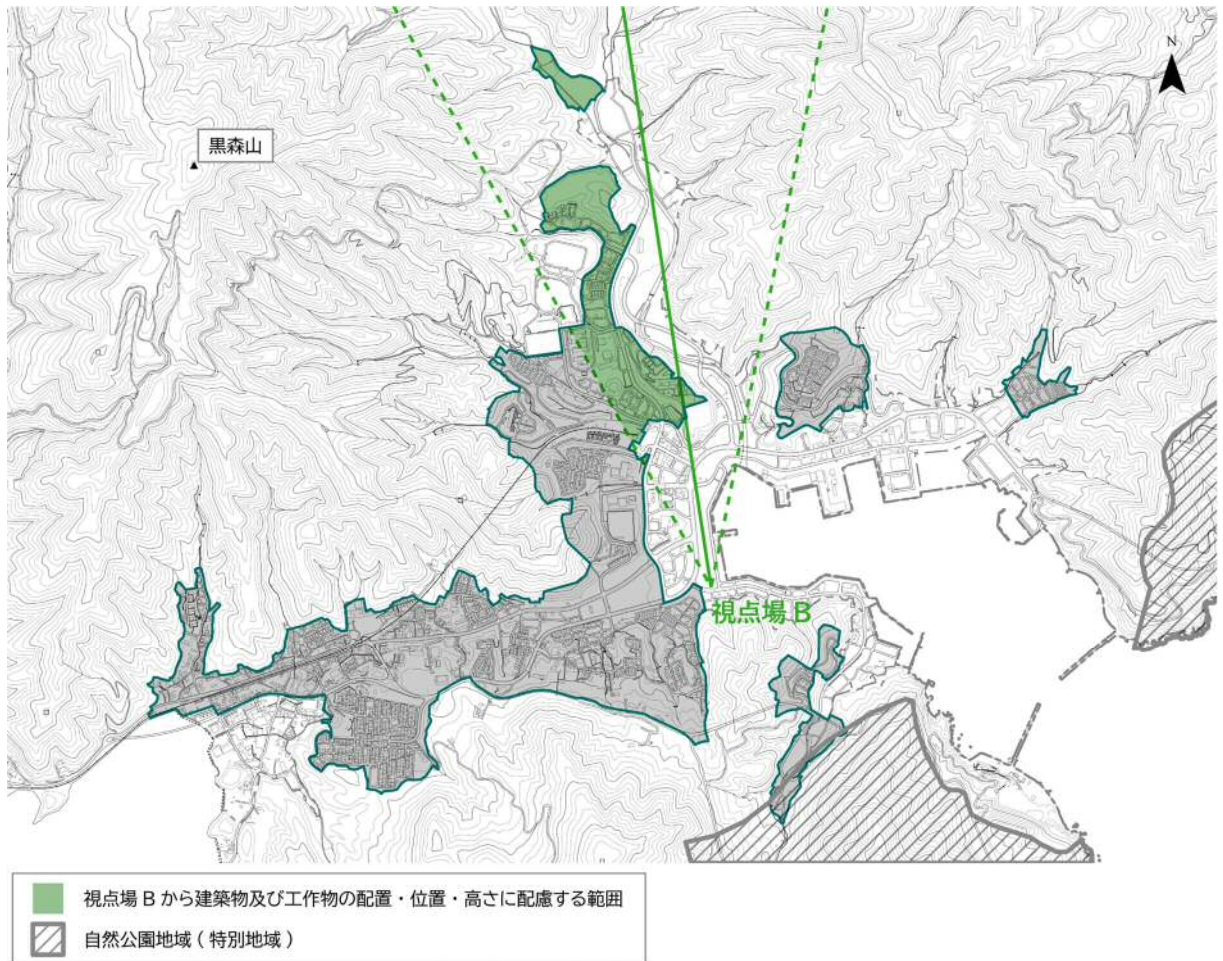
《視点場 B:「海岸広場」通路南端で高さ 1.5m から見た眺望景観》



《視点場 B からの断面イメージ図》



《視点場 B から建築物及び工作物の配置・位置・高さに配慮する範囲》



※眺望景観保全エリアの詳細は、町のホームページ又は町建設課窓口で確認してください。

## (2) 湾岸エリア

女川湾及び万石浦に面する市街地内の湾岸エリアは、港町・女川を象徴する地域であり、東日本大震災の復興事業によって再整備された産業復興の象徴的な地区です。海に面するこのエリアは、山々を望む眺望景観や、市街地や高台から海を望む眺望景観に大きく映り込む地域です。

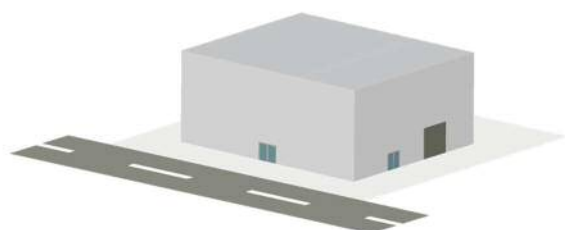
湾岸エリアにおいては、復興事業により再整備した女川湾エリアの良好な景観の維持・形成を図るとともに、万石浦に面する既存の湾岸エリアにおける海辺景観の保全・形成を図ります。また、山々や海を望む眺望景観に配慮して良好な景観の形成を図ります。

### ① 建築物

#### 【形態・意匠】

基準	・長大な壁面を避け、周囲と調和した形態・意匠とします。
背景	・高く幅のある大きな壁面の建築物は、通りに圧迫感や単調な印象を与え、良好な湾岸景観が損なわれる恐れがあります。
方針	・建築物は、建築物の分節化や窓の配置等の工夫により、外壁面が長大にならないよう配慮します。
効果	・建築物の壁面に変化を持たせることで、通りへの圧迫感や単一的な景観の印象が軽減されます。

《景観に配慮していないイメージ図》

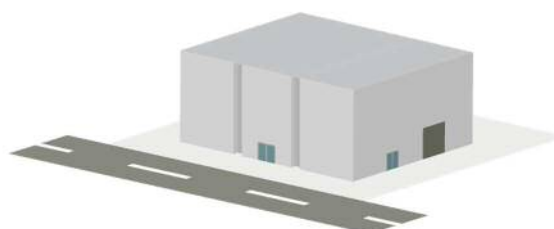


× 高く幅のある大きな壁面

《景観に配慮しているイメージ図》



○ 窓を配置している



○ スリットを挿入している

① 建築物

【外構・緑化等】

基準	・敷地内の緑化に努めます。
背景	・通り沿いの敷地内に草木が植栽されていない景観は、うるおいが感じられない殺風景な印象を与える恐れがあります。
方針	・通り沿いの敷地内は、緑化を施すよう努めます。
効果	・緑化を施すことで、うるおいや季節感を感じさせる湾岸景観が形成されます。

《景観に配慮しているイメージ図》



○ 敷地内を緑化している

基準	・道路との境界は開放的なしつらえとし、圧迫感を軽減します。
背景	・敷地境界にブロック塀やコンクリート壁などの構造物を設置すると、通りに対して威圧感や圧迫感を与え、殺風景な景観が生じる恐れがあります。
方針	・敷地境界はできるだけ開放的な外構とするよう配慮します。 ・垣、柵を設ける場合は、周囲から透過性のある構造とし、高さは通りに圧迫感を与えない範囲にするよう配慮します。
効果	・敷地境界を開放的な外構とすることで、通りに遮蔽や圧迫感がなくなり広がりのある湾岸景観が形成されます。

《景観に配慮していないイメージ図》



× 敷地境界に無機質な構造物を設置している

《景観に配慮しているイメージ図》



○ 敷地境界に開放的なフェンスを設置している

① 建築物

【色彩】

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁の推奨色は、無彩色の高明度の色彩とします。</li> <li>・屋根・屋上の推奨色は、無彩色の明度の低い色彩とします。</li> </ul> <p style="text-align: center;">《外壁・屋根・屋上の推奨色》</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外壁</td> <td>無彩色(N)</td> <td>7 以上 9 以下</td> </tr> <tr> <td>屋根・屋上</td> <td>無彩色(N)</td> <td>3 以上 6 以下</td> </tr> </tbody> </table>	部位	色相	明度	外壁	無彩色(N)	7 以上 9 以下	屋根・屋上	無彩色(N)	3 以上 6 以下
	部位	色相	明度							
	外壁	無彩色(N)	7 以上 9 以下							
屋根・屋上	無彩色(N)	3 以上 6 以下								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・推奨色以外の場合、外壁の彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とします。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R～5Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	5R～5Y	6 以下	その他	4以下				
色相	彩度									
5R～5Y	6 以下									
その他	4以下									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・推奨色以外の場合、外壁や屋根など、外観の大きな面の要素は統一した色合いとします。</li> </ul>										
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の色彩が突出して際立ってしまうと、周辺の良い湾岸景観が損なわれる恐れがあります。</li> </ul>									
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の外壁は、無彩色の高明度の色彩とするよう配慮します。</li> <li>・建築物の屋根・屋上は、無彩色の明度の低い色彩とするよう配慮します。</li> <li>・推奨色以外の場合、外壁の彩度は控えめで落ち着いた色調にするよう配慮します。(基準のマンセル値は、「第6章 色彩の基準」を参照してください。)</li> <li>・推奨色以外の場合、外壁や屋根など、外観の大きな面の要素は統一した色合いとするよう配慮します。</li> </ul>									
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物が周辺の海や緑、建築物等に溶け込み良好な湾岸景観が形成されます。</li> </ul>									

① 建築物

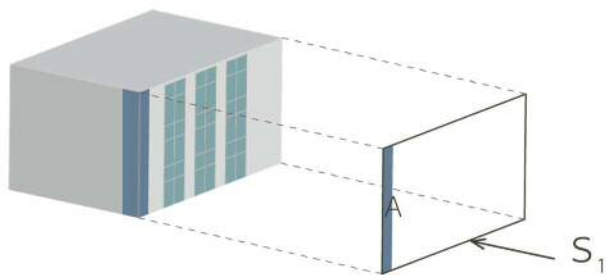
【色彩】

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点要素・面要素のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の 20% 以下の範囲で使用できるものとします。</li> <li>・アクセントカラーの彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを推奨色とします。</li> </ul> <p style="text-align: center;">《アクセントカラーの推奨色》</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全て</td> <td>6以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	全て	6以下
色相	彩度				
全て	6以下				

背景	・アクセントカラーは個性的な外観のデザインを創出する反面、アクセントカラーが外観を広く占めると周辺の良好な湾岸景観が損なわれる恐れがあります。
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の外観のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の 20% 以下の範囲にするよう配慮します。</li> <li>・アクセントカラーの彩度は、控えめで落ち着いた色調にするよう配慮します。(基準のマンセル値は、「第6章 色彩の基準」を参照してください。)</li> </ul>
効果	・建築物が周辺の海や緑、建築物等に溶け込み良好な湾岸景観が形成されます。

《アクセントカラーの適用範囲》

$$\frac{A}{S_1} \leq \frac{1}{5}$$

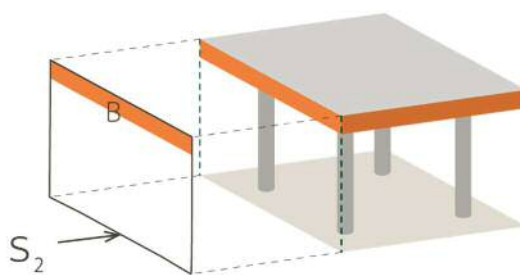


S<sub>1</sub>=見付面積  
A=アクセントカラーの面積

工場

《アクセントカラーの適用範囲》

$$\frac{B}{S_2} \leq \frac{1}{5}$$



S<sub>2</sub>=見付面積  
B=アクセントカラーの面積

柱と屋根のみの建築物(ガソリンスタンド等)

## ② 工作物

### 【形態・意匠】

基準	・周囲と調和した形態・意匠とします。
背景	・工作物の形態・意匠が突出して際立ってしまうと、周囲の良好な湾岸景観が損なわれる恐れがあります。
方針	・工作物の形態・意匠は、周囲の景観に調和するよう配慮します。
効果	・工作物が周辺の海や緑、建築物等に溶け込み良好な湾岸景観が形成されます。

### 【色彩】

基準	<p>・周辺景観に調和するよう努めます。</p> <p>・素地のまま<sup>*</sup>とするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色(ダークグレー)又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。</p>
<p><small>※素地のまま:使用される建設材料が本来持つ自然な色のこと。石材や木材などの自然素材の色や、コンクリート打放し仕上げにおけるコンクリートの色など。</small></p>	
背景	・工作物の色彩が突出して際立ってしまうと、周囲の良好な湾岸景観が損なわれる恐れがあります。
方針	<p>・工作物の色彩は、周辺景観に調和するよう努めます。</p> <p>・基本的には、素材本来の質感を活かした「素地のまま」とするか、塗装する場合は無彩色又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)とし、突出して目立たない色彩とするよう配慮します。</p>
効果	・工作物が周辺の海や緑、建築物等に溶け込み良好な湾岸景観が形成されます。

③ 建築物及び工作物(太陽光発電施設、風力発電施設を含む)

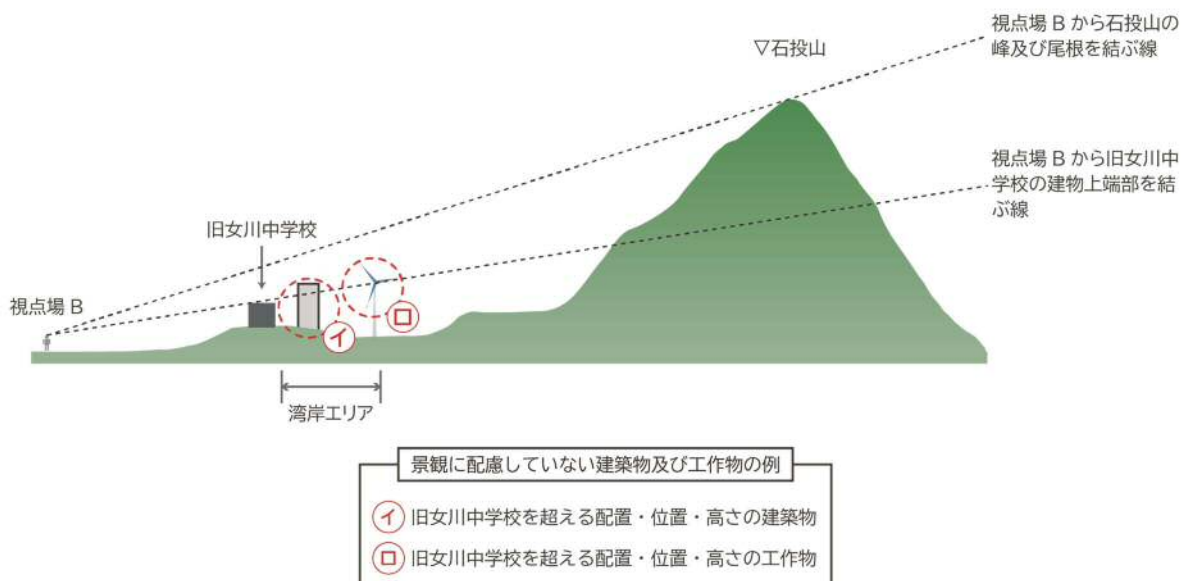
【配置・位置・高さ】

基準	<p>&lt;眺望景観保全エリア①&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場 B(海岸広場)から見て、旧女川中学校の高さを超えて石投山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</li> <li>・視点場 B(海岸広場)から見て、石投山の稜線を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</li> </ul>
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸広場から見る石投山の眺望景観において、旧女川中学校の高さを超える位置に建築物及び工作物が出現すると、石投山の緑や稜線の景観が損なわれる恐れがあります。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場 B(海岸広場)から石投山を見通すことができる範囲では、建築物及び工作物は旧女川中学校の高さを超えて石投山の緑の景観を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</li> <li>・視点場 B(海岸広場)から石投山を見通すことができる範囲では、建築物及び工作物は石投山の稜線を遮らない配置・位置・高さに配慮します。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石投山の山肌の緑や石投山の稜線を阻害しない配置・位置・高さの建築物及び工作物にすることで、海岸広場から石投山を見通す本町の特徴的な眺望景観が保全されます。</li> </ul>

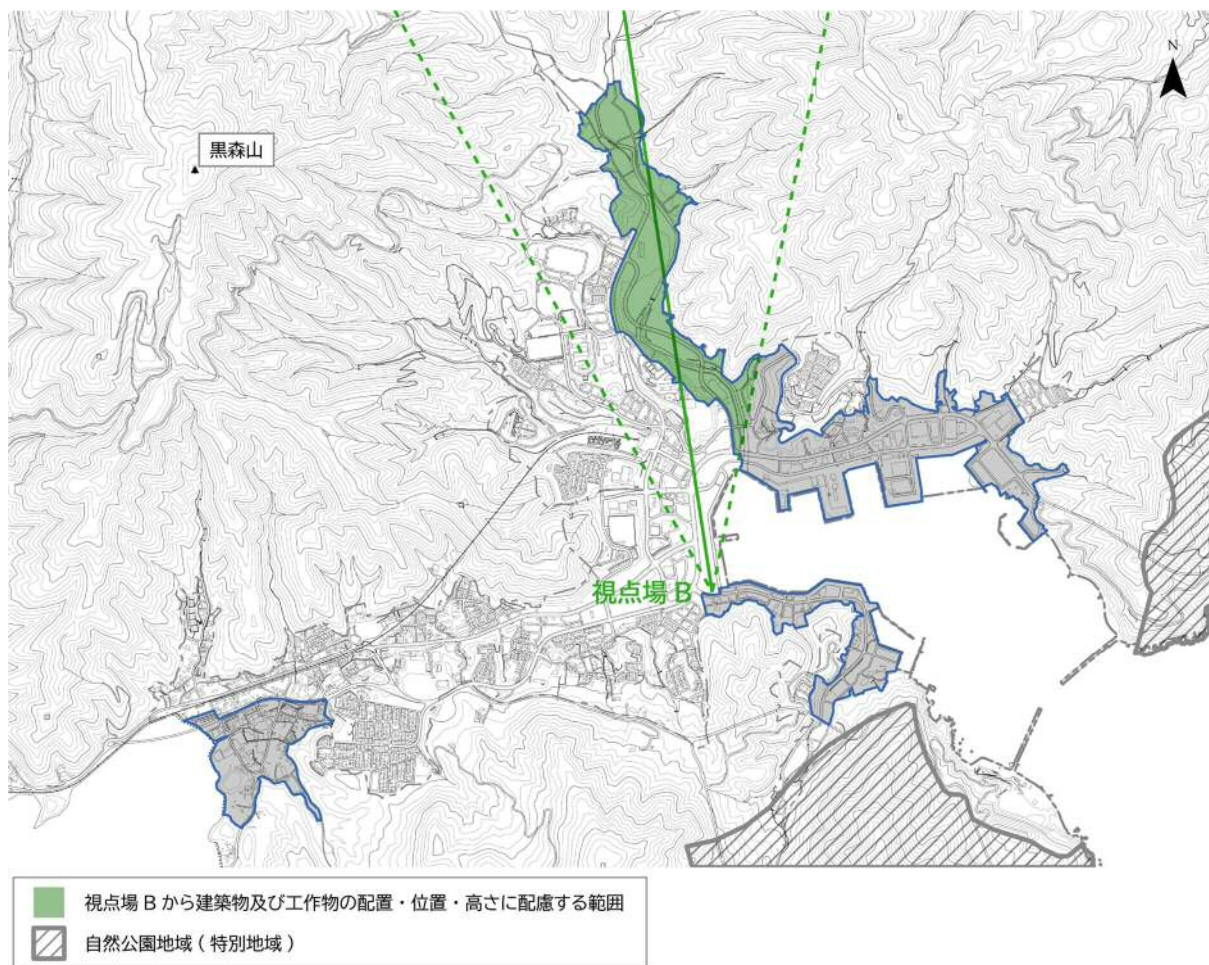
《視点場 B:「海岸広場」通路南端で高さ 1.5m から見た眺望景観》



《視点場 B からの断面イメージ図》



《視点場 B から建築物及び工作物の配置・位置・高さに配慮する範囲》



※眺望景観保全エリアの詳細は、町のホームページ又は町建設課窓口で確認してください。

③ 建築物及び工作物(太陽光発電施設、風力発電施設を含む)

【配置・位置・高さ】

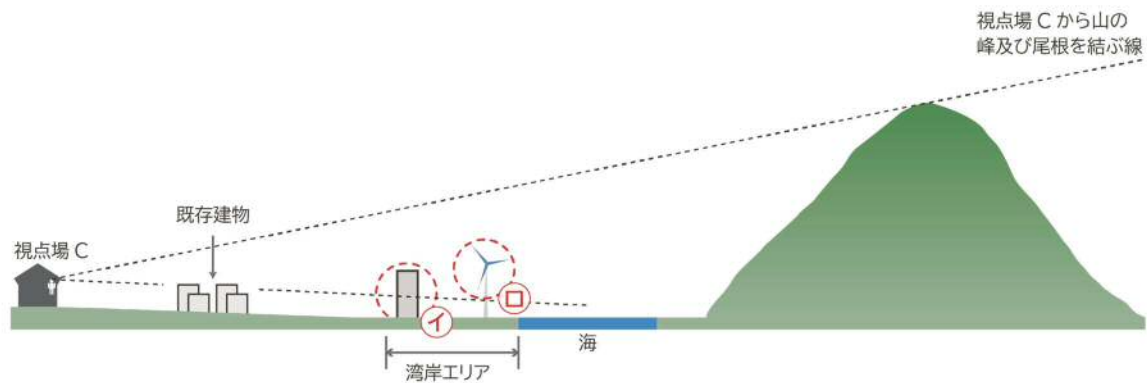
基準	<p>&lt;眺望景観保全エリア②&gt;                  ・視点場 C(女川温泉ゆぼっぼ)展望デッキから見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</p>
背景	<p>・展望デッキから見る眺望景観において、内湾・外洋の海及び丘陵部の緑の眺めに高い建築物及び工作物が出現すると、美しい女川湾の緑の景観が損なわれる恐れがあります。</p>
方針	<p>・視点場 C(女川ゆぼっぼ)展望デッキから女川湾を見渡すことができる範囲では、建築物及び工作物は内湾・外洋の海への眺望や丘陵部の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</p>
効果	<p>・美しい女川湾の海と緑を阻害しない配置・位置・高さの建築物及び工作物にすることで、展望デッキから女川湾を見渡す本町の特徴的な眺望景観が保全されます。</p>

《視点場 C:「女川温泉ゆぼっぼ」展望デッキで高さ 1.5m から見た眺望景観》

内湾・外洋の海への眺望及び丘陵部の緑を  
阻害しない配置・位置・高さに配慮する

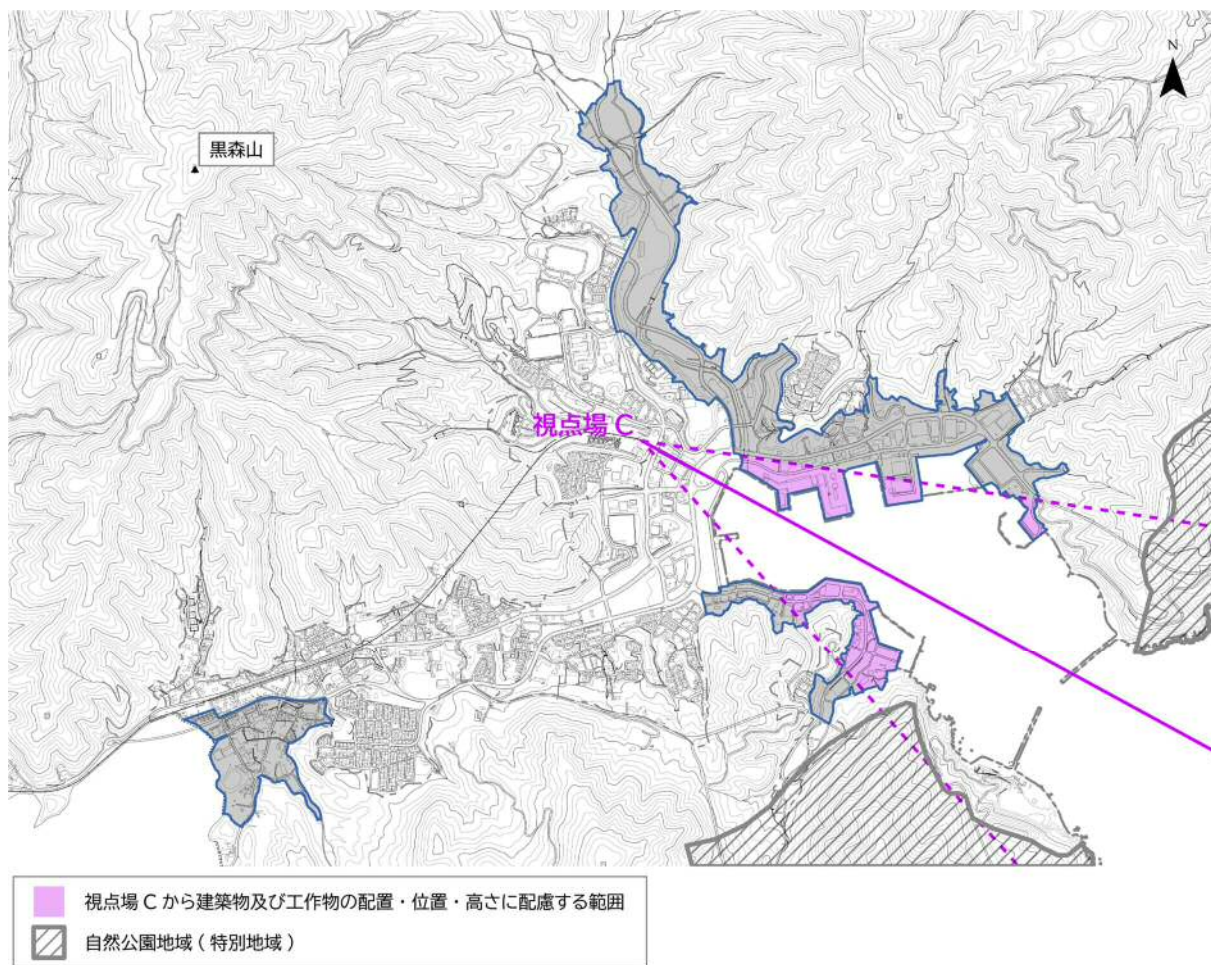


《視点場 C からの断面イメージ図》



- 景観に配慮していない建築物及び工作物の例
- ① 内湾・外洋の海への眺望及び丘陵部の緑を阻害する配置・位置・高さの建築物
  - ② 内湾・外洋の海への眺望及び丘陵部の緑を阻害する配置・位置・高さの工作物

《視点場 C から建築物及び工作物の配置・位置・高さに配慮する範囲》



※眺望景観保全エリアの詳細は、町のホームページ又は町建設課窓口で確認してください。

③ 建築物及び工作物(太陽光発電施設、風力発電施設を含む)

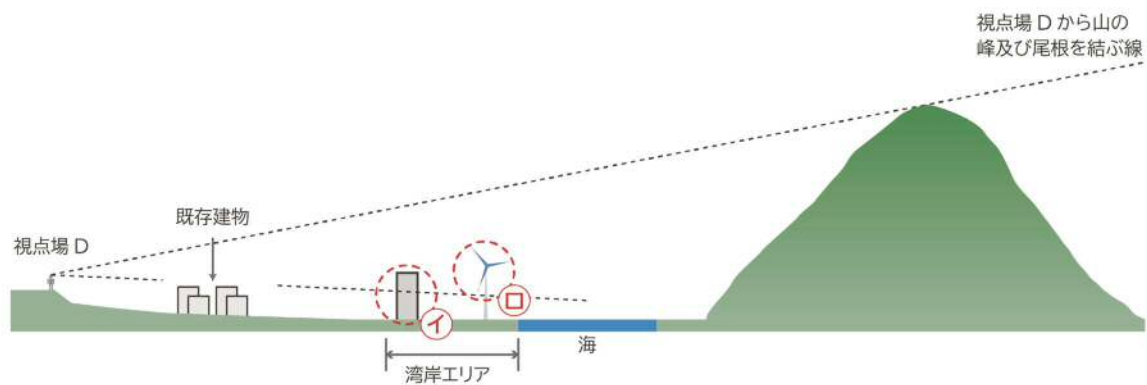
【配置・位置・高さ】

基準	<p>&lt;眺望景観保全エリア②&gt;</p> <p>・視点場 D(東日本大震災慰霊碑)から見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</p>
背景	<p>・東日本大震災慰霊碑から見る眺望景観において、内湾・外洋の海及び丘陵部の緑の眺めに高い建築物及び工作物が出現すると、美しい女川湾の緑の景観が損なわれる恐れがあります。</p>
方針	<p>・視点場 D(東日本大震災慰霊碑)から女川湾を見渡すことができる範囲では、建築物及び工作物は内湾・外洋の海への眺望や丘陵部の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</p>
効果	<p>・美しい女川湾の海と緑を阻害しない配置・位置・高さの建築物及び工作物にすることで、東日本大震災慰霊碑から女川湾を見渡す本町の特徴的な眺望景観が保全されます。</p>

《視点場 D:「東日本大震災慰霊碑」(女川町役場庁舎敷地東側)で高さ 1.5m から見た眺望景観》

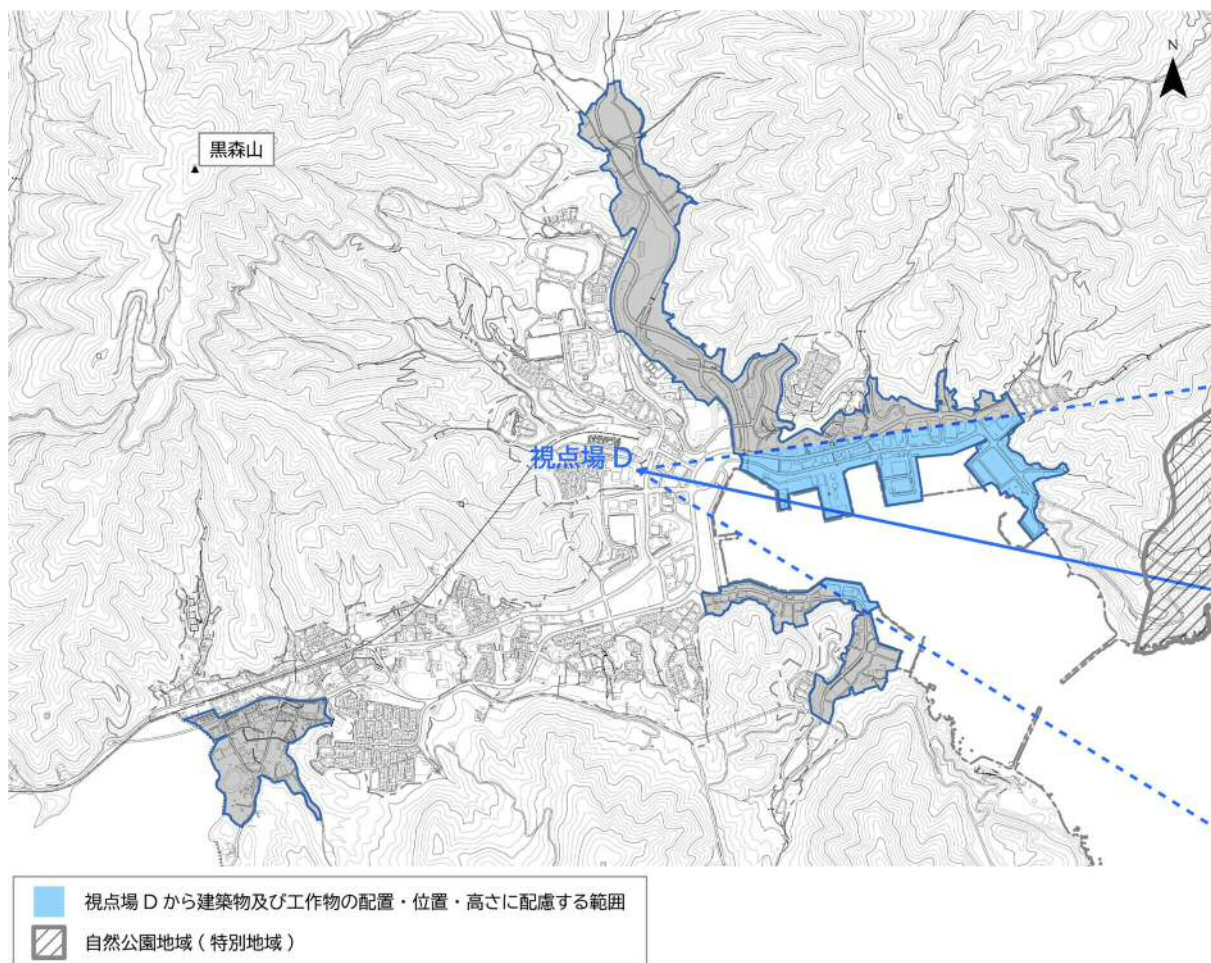


《視点場 D からの断面イメージ図》



- 景観に配慮していない建築物及び工作物の例
- ① 内湾・外洋の海への眺望及び丘陵部の緑を阻害する配置・位置・高さの建築物
  - ② 内湾・外洋の海への眺望及び丘陵部の緑を阻害する配置・位置・高さの工作物

《視点場 D から建築物及び工作物の配置・位置・高さに配慮する範囲》



※眺望景観保全エリアの詳細は、町のホームページ又は町建設課窓口で確認してください。

## 4. 景観重点地区

景観重点地区として位置づけている女川駅前や鷺神浜商業エリアは、震災復興事業により本町の新たな顔となるよう先導的に良好な景観形成を進めてきた地区であり、この地区では、先人達が育んできた美しい自然、歴史や風土を大切にしながら、居心地の良い商業空間を保全し、魅力あふれる新たな景観を創造していくことが求められます。

町民や観光客が集うにぎわいの拠点である景観重点地区においては、歩いて楽しめるまちなみの形成や、まちなみに配慮した屋外空間の形成、建築物等の誘導、工作物の設置を図ります。

### ① 建築物

#### 【配置・位置】

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗等の表情が道路から見えるように前面道路に寄せるなど建築物の配置・位置に配慮し、駐車場の配置を工夫します。</li> </ul>
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗等の建物が道路から遠くに配置されると、その表情が道路から見えづらくなり、歩行者にとって立ち寄りにくい空間となる恐れがあります。</li> <li>・前面道路と建物の上に駐車場を設けると、歩行者の視線や動線が遮られ、歩行者にとって立ち寄りにくい空間となる恐れがあります。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗等の建物は、店舗等の表情が道路から見えるよう配慮します。</li> <li>・駐車場は、前面道路と建物の上を避け、建物の横又は裏側に配置するよう配慮します。</li> <li>・やむを得ず、前面道路と建物の上に駐車場を配置する場合は、建物内に駐車スペースを組み込む構成や、駐車場の緑化や舗装材のデザインを工夫します。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物内部の雰囲気やにぎわいが通りから感じられることで、自然と立ち寄りやすい空間が創出されます。</li> <li>・緑化や舗装デザインによって駐車場の印象をやわらげることで、良好なまちなみ景観が形成されます。</li> </ul>

《景観に配慮していないイメージ図》



× 駐車場を前面道路と建物の間に配置している

《景観に配慮しているイメージ図》



○ 駐車場を建物の横に配置している

① 建築物

【配置・位置】

基準	・建物内と前面道路の連続性確保に努めます。
背景	・建物の出入口が通りに対して閉鎖的で見えづらい位置にあると、この連続性が絶たれ、歩行者にとって立ち寄りにくい空間となる恐れがあります。
方針	・建物の出入口は、前面道路に面し連続して入りやすいよう努めます。 ・店先や建物周辺におもてなし空間を確保することにより、建物内と前面道路の連続性確保に努めます。
効果	・建物内外の動線が明確になることで、開放的で立ち寄りやすい空間が創出されます。 ・建物内部の雰囲気やにぎわいが通りから感じられることで、自然と立ち寄りやすい空間が創出されます。

《景観に配慮している例》



○ 建物の出入口が前面道路に面している



○ 建物周辺におもてなし空間を確保している

① 建築物

【配置・位置】

基準	・人が立ち寄りやすいよう、建物の内と外を繋ぐ中間領域(テラス、軒下、前庭等)の創出に努めます。
背景	・建物の出入口の周りに、歩行者が立ち止まり立ち寄りたくなる空間が無いと、通りが単調なまちなみ景観や空間になる恐れがあります。
方針	・季節感のある植栽やベンチなどの滞留できる空間を設けるよう努めます。 ・テラスや軒下、前庭など、建物の内外を緩やかに繋ぐ中間領域を創出するよう努めます。
効果	・沿道空間に広がりや開放感が生まれることで、歩行者にとってゆとりのあるまちなみ景観が形成されます。 ・歩行者が立ち寄りやすくなり、楽しみと居心地の良さを感じられる空間が創出されます。

《景観に配慮している例》



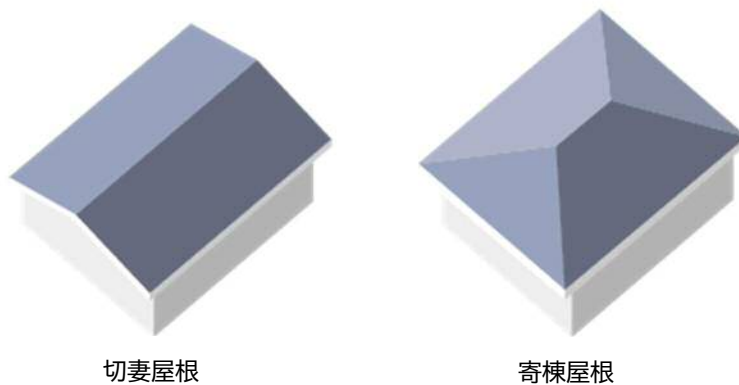
○ テラスを設置している

① 建築物

【形態・意匠】

基準	・海から見た屋根形状に配慮します。
背景	・建築物の屋根の形状が突出して際立ってしまうと、周辺の良いまちなみ景観が損なわれる恐れがあります。
方針	・建築物の屋根は、切妻屋根や寄棟屋根などの勾配屋根を基本とします。
効果	・建築物を勾配屋根にすることで、建築物が周辺の建築物の屋根並みと調和したまちなみ景観が形成されます。

《勾配屋根の例》



《景観重点地区における建築物の屋根並み》



① 建築物

【形態・意匠】

基準	・道路に面する建築物の外壁は、開口部を配置して周囲のまちなみとの調和に配慮します。
背景	・道路に面する外壁に開口部が少ないと、建築物内部の様子が分かりにくく、歩行者の関心を引き付けにくくなる恐れがあります。
方針	・道路に面する建築物の外壁は、開口部を設けるよう配慮します。
効果	・建築物内部の様子や店舗の活動が自然と視界に入ること、立ち寄りやすい雰囲気が出されます。

《景観に配慮している例》



○ 開口部を大きく設けている

① 建築物

【形態・意匠】

基準	・まちなみと調和するよう、建物附帯設備の修景に努めます。
背景	・建築物の設備や配管が前面道路から見える位置に配置されると、周辺の良いまちなみ景観が損なわれる恐れがあります。
方針	・建築物の設備や配管は、前面道路から目につきやすい場所への設置を避けるよう配慮します。 ・やむを得ず、前面道路から見える位置に設置する場合は、目隠しやカバーを用いて修景に努めます。
効果	・建築物の設備や配管が目立つことなく良好なまちなみ景観が保全・形成されます。

《景観に配慮している例》



○ 建築物の設備を隠している

① 建築物

【形態・意匠】

基準	・建物の1階部分は、店舗・サービス施設が入居するよう配慮します。
背景	・建物の1階部分に、通りに開かれていない用途が配置されると、にぎわいや活動が感じられにくく、沿道空間の活力や地域の回遊性が損なわれる恐れがあります。
方針	・建物の1階部分は、店舗・サービス施設が入居するよう配慮します。
効果	・1階の店舗等が歩行者の関心を引くことで、自然と立ち寄りやすくなり歩いて楽しいまちなみ景観が形成されます。

《景観に配慮している例》



○ 建物の1階部分が店舗・サービス施設である

① 建築物

【形態・意匠】

基準	・日よけテントや庇の設置など、日除け・雨除けのために配慮します。
背景	・強い日差しや雨天への配慮が不十分な通りでは、移動や滞留が困難になり、沿道空間の快適性が損なわれる恐れがあります。
方針	・日除けや雨除けの機能を持つテントや庇を設置するよう配慮します。
効果	・日除けテントや庇の設置により、歩行者の快適性が高まります。 ・建築物の外観に変化や個性が生まれることで、魅力的なまちなみ景観が形成されます。

《景観に配慮している例》



○ 庇を設置している

① 建築物

【形態・意匠】

基準	・敷地内照明の設置や透過性のあるシャッターを使用するなど、夜間のまちなみに配慮します。
背景	・夜間の沿道空間において照明が不十分な場合や夜間に店舗のシャッターを閉め切ると、周囲に暗い印象を与え通りの魅力が低下する恐れがあります。
方針	・敷地内には、ライトアップまたは外灯、壁面照明などの適切な照明を設置するよう配慮します。 ・照明の光色は、夜間のまちなみの雰囲気や暖かみのあるものにするため、電球色とするよう努めます。 ・店舗内には沿道に漏れる最低限の照明を照らし、シャッターを設置する際は、シースルーシャッターやパイプシャッターなど開放的なタイプを用いるよう配慮します。
効果	・夜間においても通りに明るさや温もりが生まれることで、楽しみながら歩けるまちなみ景観や環境が形成されます。

《景観に配慮している例》



○ 照明を設置している

① 建築物

【外構・緑化等】

基準	・敷地境界の段差や高低差は、道行く人の目を楽ませる工夫に努めます。
背景	・敷地境界の段差や高低差を単なる敷地境界として処理してしまうと、無機質な印象を与える恐れがあります。
方針	・段差や高低差を活かし、テラスやステップガーデン、小さな広場空間などを設けるよう努めます。 ・さらに、高低差や奥行きを活かし、立体的に植栽を配置するよう努めます。
効果	・敷地境界の段差や高低差を工夫することで、歩くことが楽しく、憩い滞留したくなるようなまちなみ景観が形成されます。

《景観に配慮している例》



○ 段差や高低差を活用し植栽を配置している

① 建築物

【外構・緑化等】

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地のオープンスペース化を検討し、広場や路地・通りとして使える空間を作るよう努めます。</li> </ul>
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地を全て建物で占めてしまうと、通りに対して威圧感や圧迫感を与える恐れがあります。</li> <li>沿道空間の開放性が無いことにより、滞留空間が確保できず居心地の良さが損なわれる恐れがあります。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の一部にオープンスペースを確保し、居心地の良い空間や路地・通りとして活用するよう努めます。</li> <li>共同駐車場を可能な限り利用し、敷地内の駐車スペースは必要最小限とし、オープンスペースを確保するよう努めます。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>広場や路地・通りとして使える空間を作ることで、歩行者が自然に立ち止まる場や憩いの空間が生まれ、ゆとりやにぎわいのある沿道空間が形成されます。</li> </ul>

《景観に配慮している例》



○ 敷地の一部に広場空間を確保している



○ 敷地の一部に路地空間を確保している

① 建築物

【外構・緑化等】

基準	・シンボルツリーなど、敷地内の緑化に努めます。
背景	・通り沿いの敷地内に草木が植栽されていないまちなみは、うるおいが感じられない殺風景な印象を与える恐れがあります。
方針	・通り沿いの敷地内は、植栽等の緑化を施すよう努めます。 ・個性的なまちなみをつくるよう、シンボルツリーの植栽に努めます。
効果	・緑化を施すことで、彩りや季節感を感じさせるまちなみ景観が形成されます。

《景観に配慮している例》



○ 敷地内を緑化している

① 建築物

【外構・緑化等】

基準	・敷地境界に擁壁、フェンスを設置することを極力避けます。
背景	・敷地境界を擁壁やフェンスなどの無機質な構造物で囲うと、通りに対して威圧感や圧迫感を与えるだけでなく、無機質な印象を与え、殺風景な景観となる恐れがあります。
方針	・敷地境界は擁壁やフェンスの設置を極力避けるよう配慮します。 ・なお、防犯上必要なフェンス等を設ける場合は周囲から透過性のある構造とし、高さは歩行者に圧迫感を与えない範囲にするよう配慮します。
効果	・敷地境界を開放的な外構とすることで、通りに遮蔽や圧迫感がなくなり広がりのあるまちなみ景観が形成されます。

《景観に配慮している例》



○ 敷地境界に植栽を設置している

## ① 建築物

### 【外構・緑化等】

基準	・まちなみと調和するよう、看板・屋外掲示物の修景に努めます。
背景	・看板や屋外掲示物が突出して際立ってしまうと、周辺の良いまちなみ景観が損なわれる恐れがあります。
方針	・看板や屋外掲示物は、木材や金属など素材本来の色彩や質感を活かすよう努めます。 ・また、塗装を行う場合は、光沢のある塗料や原色系の使用は避け、低彩度の色彩や無彩色のグレーを基本とします。
効果	・看板や屋外掲示物が過度に目立つことなく周辺の建築物等に溶け込み良好なまちなみ景観が形成されます。

① 建築物

【外構・緑化等】

基準	・広告物は、自家用広告物や道標・案内図板といった必要性の高いもののみ表示します。
背景	・広告物の過剰な掲出や大きさなど広告物が景観に配慮されていないと、周辺の良いまちなみ景観が損なわれる恐れがあります。
方針	・ <b>広告物は、自家用広告物や道標・案内図板など最低限の必要なものに限定し、景観上支障のない大きさやデザインにするよう配慮します。</b>
効果	・広告物が過度に目立つことなく周辺の建築物等に溶け込み良好なまちなみ景観が形成されます。

《景観に配慮している例》



○ 複数店舗を案内する広告物

① 建築物

【色彩】

基準	・外壁の彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R～5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	5R～5Y	4以下	その他	2以下
	色相	彩度					
	5R～5Y	4以下					
その他	2以下						

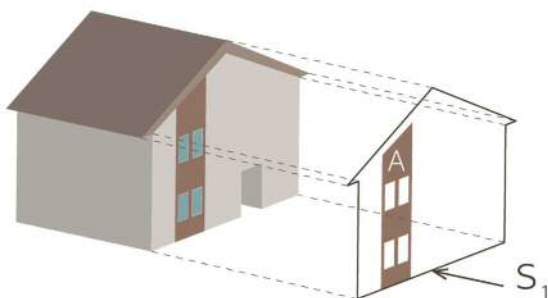
背景	・建築物の色彩が突出して際立ってしまうと、周辺の良いまちなみ景観が損なわれる恐れがあります。
方針	・建築物の外壁の色彩は、控えめで落ち着いた色調にするよう配慮します。 (基準のマンセル値は、「第6章 色彩の基準」を参照してください。)
効果	・建築物が周辺の建築物等に溶け込み良好なまちなみ景観が形成されます。

基準	・点要素・面要素のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の 20%以下の範囲で使用できるものとし、 ・設備類は、外壁のベースカラーと違和感のない色彩を基調とします。
----	--

背景	・アクセントカラーは個性的な外観のデザインを創出する反面、アクセントカラーが外観を広く占めるとまちなみ景観が損なわれる恐れがあります。
方針	・建築物の外観のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の 20%以下の範囲にするよう配慮します。 ・設備類は、外壁のベースカラーと違和感のない色彩を基調とします。
効果	・建築物が周辺の建築物等に溶け込み良好なまちなみ景観が形成されます。 ・設備類が過度に目立つことなく周辺の建築物等に溶け込み良好なまちなみ景観が形成されます。

《アクセントカラーの適用範囲》

$$\frac{A}{S_1} \leq \frac{1}{5}$$

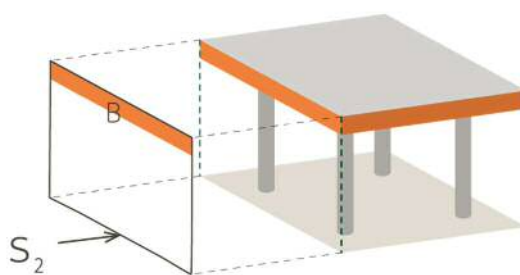


S<sub>1</sub>=見付面積  
A=アクセントカラーの面積

勾配屋根の建築物

《アクセントカラーの適用範囲》

$$\frac{B}{S_2} \leq \frac{1}{5}$$



S<sub>2</sub>=見付面積  
B=アクセントカラーの面積

柱と屋根のみの建築物(ガソリンスタンド等)

② 工作物

【配置・位置】

基準	・周辺景観に調和するよう努めます。
背景	・工作物が突出して際立ってしまうと、周辺の良いまちなみ景観や眺望景観が損なわれる恐れがあります。
方針	・ <b>工作物の配置・位置は、周辺景観に調和するよう配慮します。</b>
効果	・工作物が周辺の建築物等に溶け込み良好なまちなみ景観が形成されます。

基準	・レンガみち沿いには電柱類・電線類・支線類を設置せず、地中埋設等に努めます。
背景	・レンガみちは、海や山並みへの視線が抜ける軸上の開放的な空間であり、来訪者に女川町の魅力を体感させる重要な歩行空間です。 ・電柱類・電線類・支柱類が通りに設置されると、視界を遮るだけでなく、通りの空間に閉塞感や雑然とした印象が生じ、景観の質が損なわれる恐れがあります。
方針	・ <b>レンガみち沿いには電柱類・電線類・支線類を設置せず、地中埋設等に努めます。</b>
効果	・レンガみち沿いに電柱類・電線類・支線類を設置しないことで、レンガみちと沿道建築物がつくる良好な通りの景観と遠望の山や海へとつながる眺望景観が保全されます。

《電線の裏配線によりすっきりとして抜け感があるレンガみちの景観》

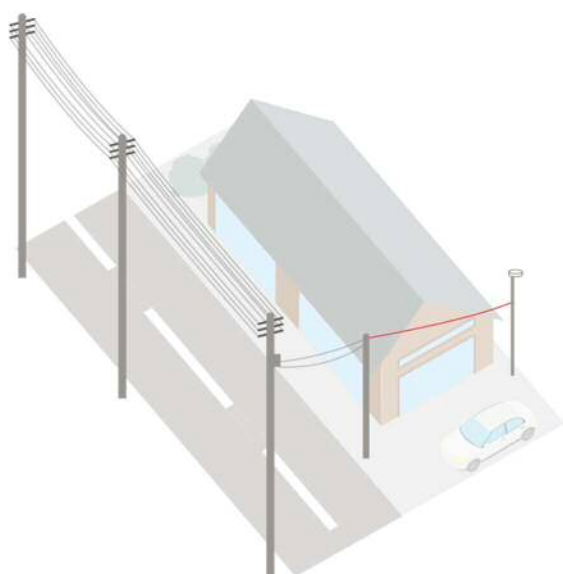


## ② 工作物

### 【配置・位置】

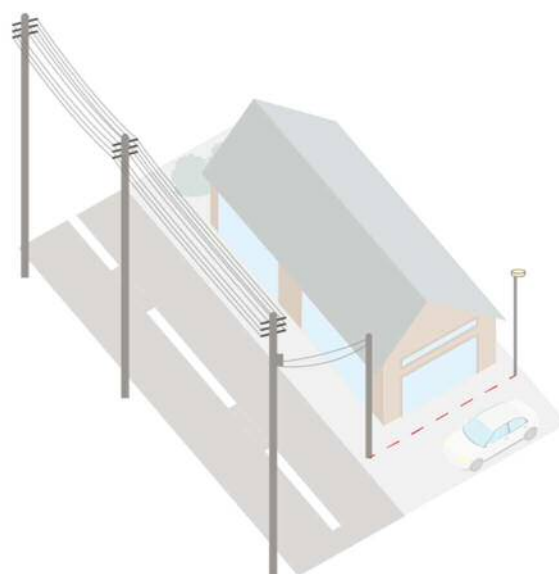
基準	・宅地内及び広場等の電線類は、地中化し架空線を用いないよう配慮します。
背景	・宅地内や広場等の電線類は、視認性が高く、特に架空線は視線を遮ることで周辺の良好なまちなみ景観や広々とした空間の抜けが損なわれる恐れがあります。
方針	・宅地内及び広場等の電線類は、地中化し架空線を用いないよう配慮します。
効果	・架空線を用いないことで、空間の広がりを感じられ、良好なまちなみ景観が保全、形成されます。

《景観に配慮していない例》



× 電線類を架空配線している

《景観に配慮している例》



○ 電線類を地中配線している

② 工作物

【形態・意匠】

基準	・周辺景観に調和するよう努めます。
背景	・工作物の形態・意匠が突出して際立ってしまうと、周辺のまちなみ景観が損なわれる恐れがあります。
方針	・工作物の形態・意匠は、周辺景観に調和するよう配慮します。
効果	・工作物が周辺の建築物等に溶け込み良好なまちなみ景観が形成されます。

【緑化】

基準	・法面は可能な限り植生の再生に努めます。
背景	・工作物の設置に伴って生じる大規模な法面をコンクリートの擁壁にすると、道路沿いが無機質な景観となる恐れがあります。
方針	・法面は自然勾配に努め、草木等の植栽に配慮します。 ・法面を擁壁とする場合は、植栽により擁壁を隠すなど緑化に努めます。
効果	・法面の植栽等により緑のまちなみ景観や環境が生まれます。

【色彩】

基準	<p>・周辺景観に調和するよう努めます。</p> <p>・素地のまま*とするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色(ダークグレー)又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面材</td> <td>無彩色(N)</td> <td>3 以上 7 以下</td> </tr> <tr> <td>線材</td> <td>無彩色(N)</td> <td>2 以上 4 以下</td> </tr> </tbody> </table>	部位	色相	明度	面材	無彩色(N)	3 以上 7 以下	線材	無彩色(N)	2 以上 4 以下
部位	色相	明度								
面材	無彩色(N)	3 以上 7 以下								
線材	無彩色(N)	2 以上 4 以下								

※素地のまま：使用される建設材料が本来持つ自然な色のこと。石材や木材などの自然素材の色や、コンクリート打放し仕上げにおけるコンクリートの色など。

背景	・工作物の色彩が突出して際立ってしまうと、周辺の良好なまちなみ景観が損なわれる恐れがあります。
方針	・工作物の色彩は、周辺景観に調和するよう努めます。 ・基本的には、素材本来の質感を活かした「素地のまま」とするか、塗装する場合は無彩色又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)とし、突出して目立たない色彩とするよう配慮します。
効果	・工作物が周辺の建築物等に溶け込み良好なまちなみ景観が形成されます。

### ③ 開発行為・木竹の伐採

#### 【配置・規模・形態】

基準	・周辺景観に調和するよう努めます。
背景	・無秩序な開発行為や木竹の伐採が行われると、周辺のまちなみ景観が損なわれる恐れがあります。
方針	・開発行為にあたっては、その配置・規模・形態が周辺景観と調和するよう配慮します。 ・木竹の伐採は、周辺の景観、環境を保全し調和するよう配慮します。
効果	・無秩序な開発や樹木の伐採が抑えられ良好なまちなみ景観が保全されます。

#### 【緑化等】

基準	・法面は可能な限り植生の再生に努めます。
背景	・開発行為の造成に伴って生じる法面をコンクリートの擁壁にすると、道路沿いが無機質な景観となる恐れがあります。
方針	・造成法面は自然勾配に努め、草木等の植栽に配慮します。
効果	・造成法面の植栽等により緑のまちなみ景観や環境が生まれます。

④ 物件の堆積

【堆積の方法】

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期にわたる堆積は避けることとします。</li> <li>・周囲から見えにくい配置に配慮します。</li> </ul>
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材や土石などが長期間にわたり堆積されると、周辺の良いまちなみ景観を阻害し、雑然とした印象を与える恐れがあります。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物件の堆積は必要最小限の期間にとどめ、長期の放置や常設化は避けるよう配慮します。</li> <li>・建築物等がある場合は、周囲から見えにくい建築物等の裏側に配置するよう配慮します。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りから資材や土石の堆積が見えなくなることで良好なまちなみ景観が保全されます。</li> </ul>

《景観に配慮していないイメージ図》



× 資材や土石が道路から直接見える

《景観に配慮しているイメージ図》



○ 資材や土石を建築物等の裏側に配置する

【遮蔽】

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲からの遮蔽措置を講ずることに努めます。</li> <li>・植栽にあたっては、地域の植生に配慮します。</li> </ul>
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材や土石、廃棄物などが通りから直接見える位置にあると、周辺の良いまちなみ景観を阻害し、雑然とした印象を与える恐れがあります。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽などを活用し、周囲からの視認を抑える遮蔽措置を講ずることに努めます。</li> <li>・植栽にあたっては、地域の花木等の植生に配慮します。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りから資材や土石、廃棄物などの堆積が見えなくなることで良好なまちなみ景観が保全されます。</li> <li>・地域の植生に配慮することで、周囲と調和した緑の景観が形成されます。</li> </ul>

《景観に配慮していないイメージ図》



× 資材や土石、廃棄物が道路から直接見える

《景観に配慮しているイメージ図》



○ 植栽により資材や土石、廃棄物を隠している

⑤ 建築物及び工作物(太陽光発電施設、風力発電施設を含む)

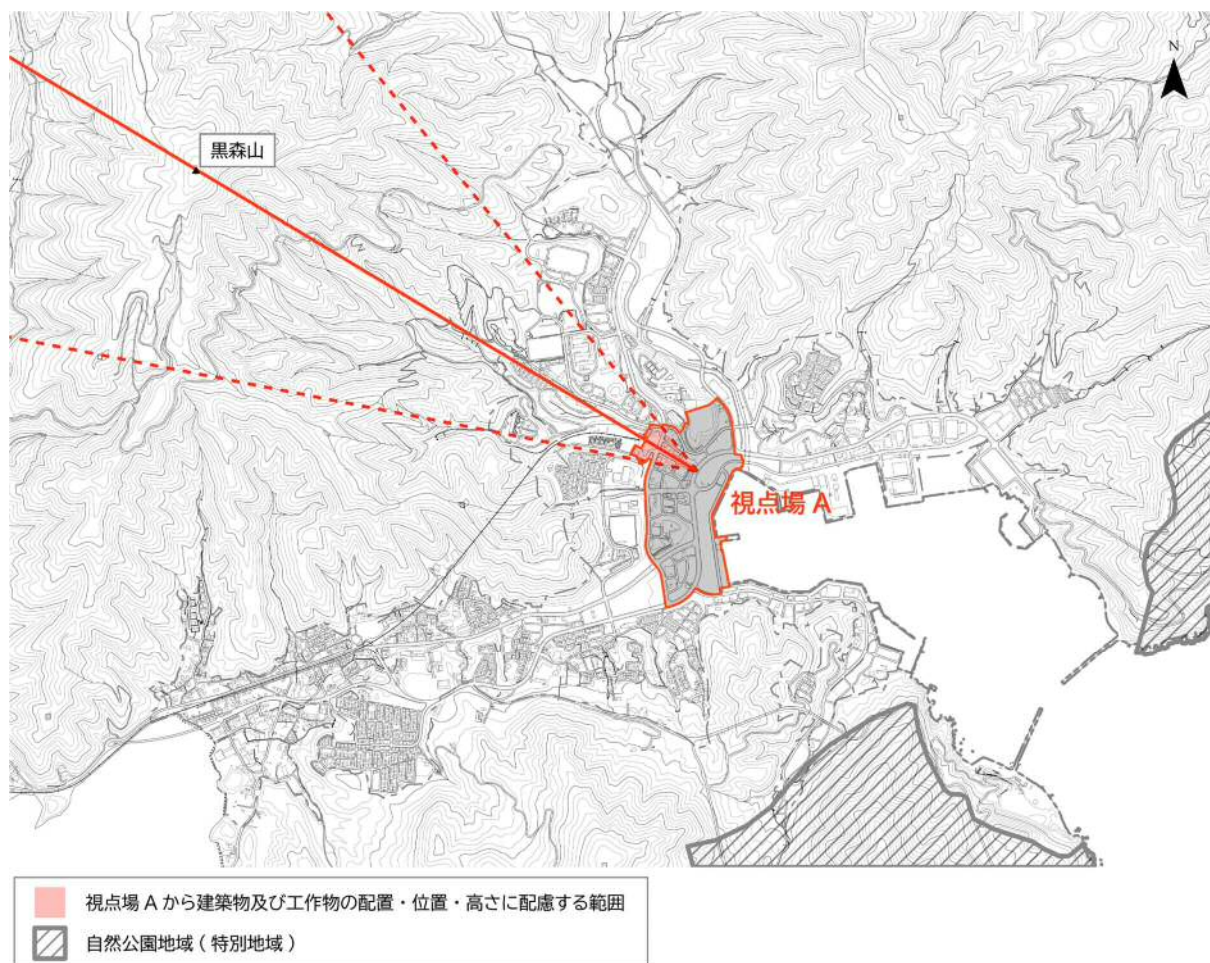
【配置・位置・高さ】

基準	<p>&lt;眺望景観保全エリア①&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場 A(レンガみち)から見て、女川温泉ゆぼっぼ等既存の建築物の高さを超えて黒森山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</li> <li>・視点場 A(レンガみち)から見て、黒森山の稜線を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</li> </ul>
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レンガみちから見る黒森山の眺望景観において、女川温泉ゆぼっぼ等既存の建築物の高さを超える建築物及び工作物が出現すると、黒森山の緑や稜線の景観が損なわれる恐れがあります。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場 A(レンガみち)から黒森山を見通すことができる範囲では、建築物及び工作物は女川温泉ゆぼっぼ等既存の建築物の高さを超えて黒森山の緑の景観を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</li> <li>・視点場 A(レンガみち)から黒森山を見通すことができる範囲では、建築物及び工作物は黒森山の稜線を遮らない配置・位置・高さに配慮します。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・黒森山の山肌の緑や黒森山の稜線を阻害しない配置・位置・高さの建築物及び工作物にすることで、レンガみちから黒森山を見通す本町の特徴的な眺望景観が保全されます。</li> </ul>

《視点場 A:国道 398 号「レンガみち」横断歩道で高さ 1.5m から見た眺望景観》



《視点場 A から建築物及び工作物の配置・位置・高さに配慮する範囲》



※眺望景観保全エリアの詳細は、町のホームページ又は町建設課窓口で確認してください。

⑤ 建築物及び工作物(太陽光発電施設、風力発電施設を含む)

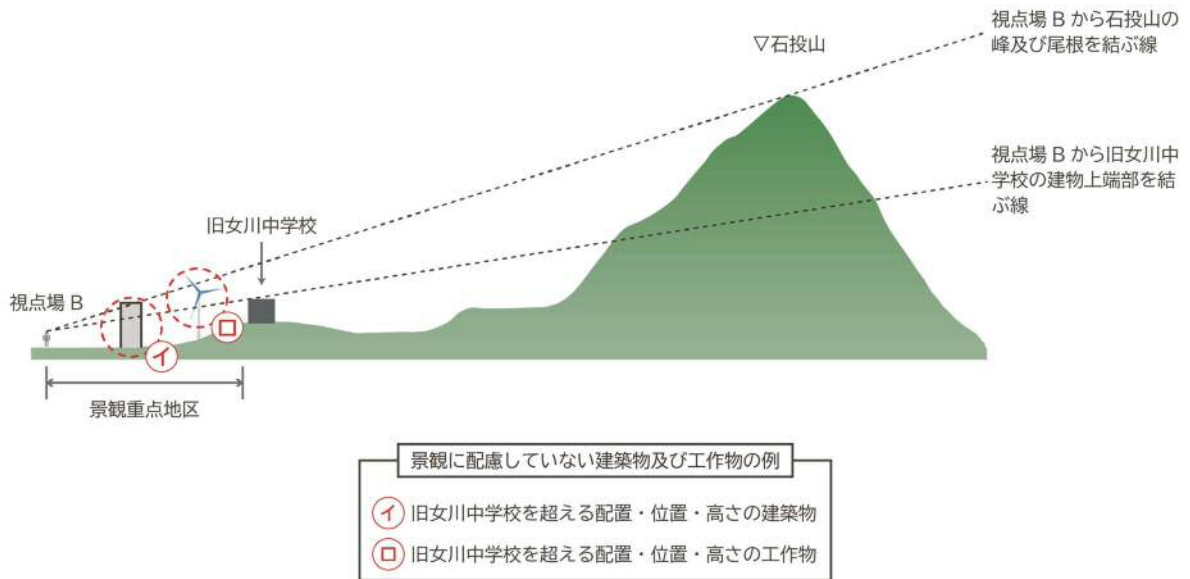
【配置・位置・高さ】

基準	<p>&lt;眺望景観保全エリア①&gt;</p> <p>・視点場 B(海岸広場)から見て、旧女川中学校の高さを超えて石投山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</p>
背景	<p>・海岸広場から見る石投山の眺望景観において、旧女川中学校の高さを超える建築物及び工作物が出現すると、石投山の緑や稜線の景観が損なわれる恐れがあります。</p>
方針	<p>・視点場 B(海岸広場)から石投山を見通すことができる範囲では、建築物及び工作物は旧女川中学校の高さを超えて石投山の緑の景観を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</p> <p>・視点場 B(海岸広場)から石投山を見通すことができる範囲では、建築物及び工作物は石投山の稜線を遮らない配置・位置・高さに配慮します。</p>
効果	<p>・石投山の山肌の緑や石投山の稜線を阻害しない配置・位置・高さの建築物及び工作物にすることで、海岸広場から石投山を見通す本町の特徴的な眺望景観が保全されます。</p>

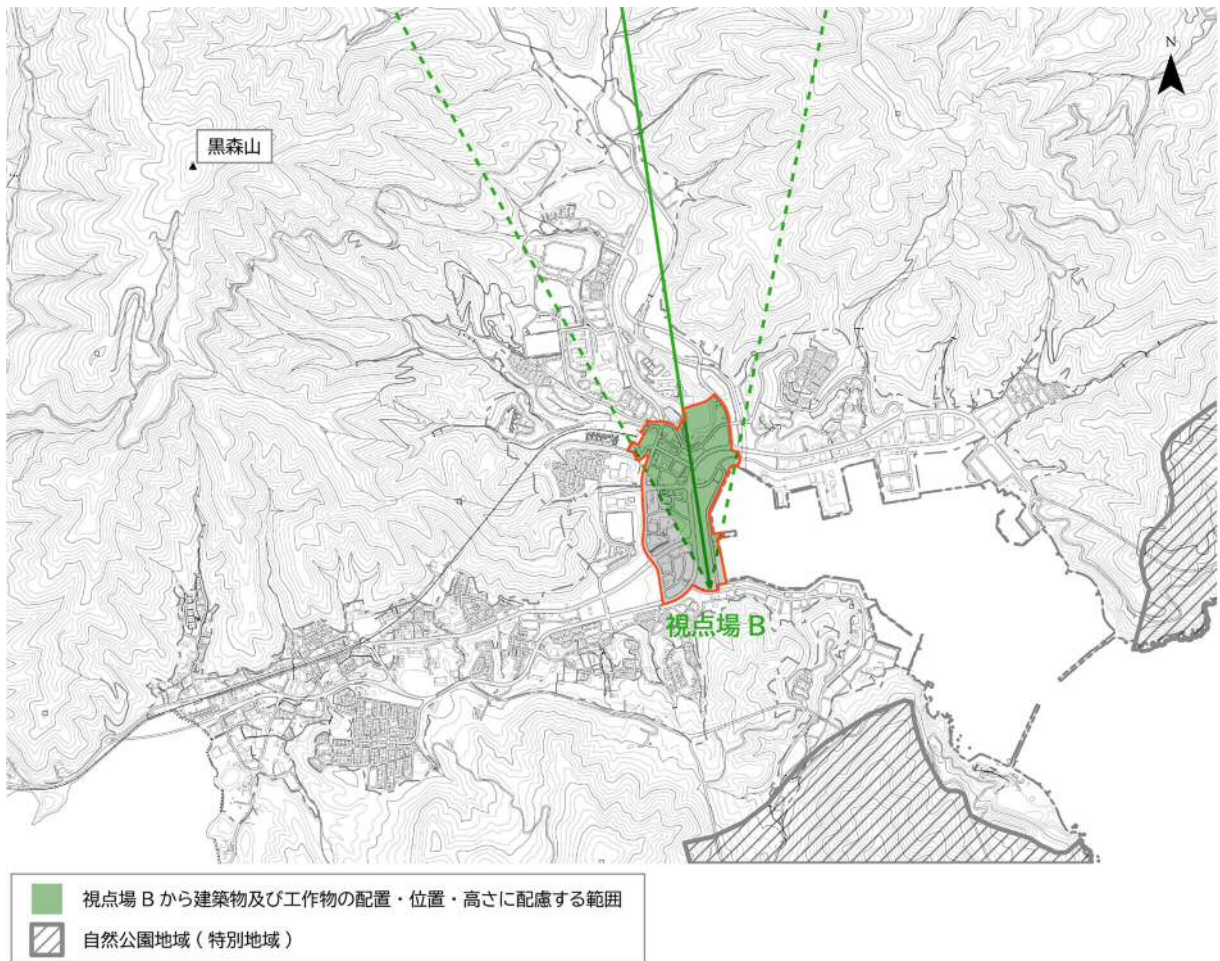
《視点場 B:「海岸広場」通路南端で高さ 1.5m から見た眺望景観》



《視点場 B からの断面イメージ図》



《視点場 B から建築物及び工作物の配置・位置・高さに配慮する範囲》



※眺望景観保全エリアの詳細は、町のホームページ又は町建設課窓口で確認してください。

⑤ 建築物及び工作物(太陽光発電施設、風力発電施設を含む)

【配置・位置・高さ】

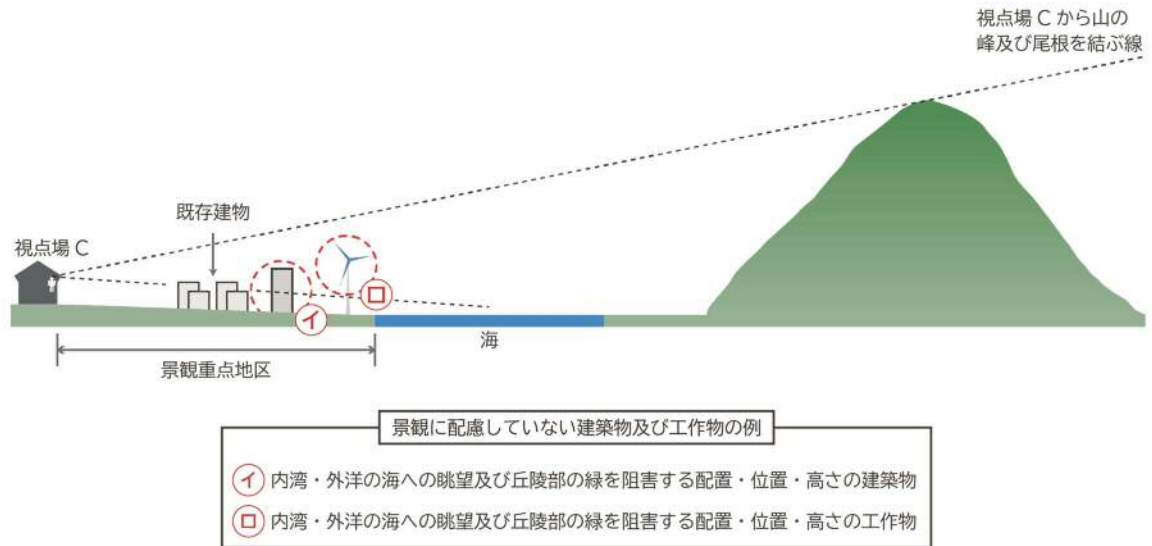
基準	<p>&lt;眺望景観保全エリア②&gt;                  ・視点場 C(女川温泉ゆぼっぼ)展望デッキから見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</p>
背景	<p>・展望デッキから見る眺望景観において、内湾・外洋の海及び丘陵部の緑の眺めに高い建築物及び工作物が出現すると、美しい女川湾の海と緑の景観が損なわれる恐れがあります。</p>
方針	<p>・視点場 C(女川ゆぼっぼ)展望デッキから女川湾を見渡すことができる範囲では、建築物及び工作物は内湾・外洋の海への眺望や丘陵部の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</p>
効果	<p>・美しい女川湾の海と緑を阻害しない配置・位置・高さの建築物及び工作物にすることで、展望デッキから女川湾を見渡す本町の特徴的な眺望景観が保全されます。</p>

《視点場 C:「女川温泉ゆぼっぼ」展望デッキで高さ 1.5m から見た眺望景観》

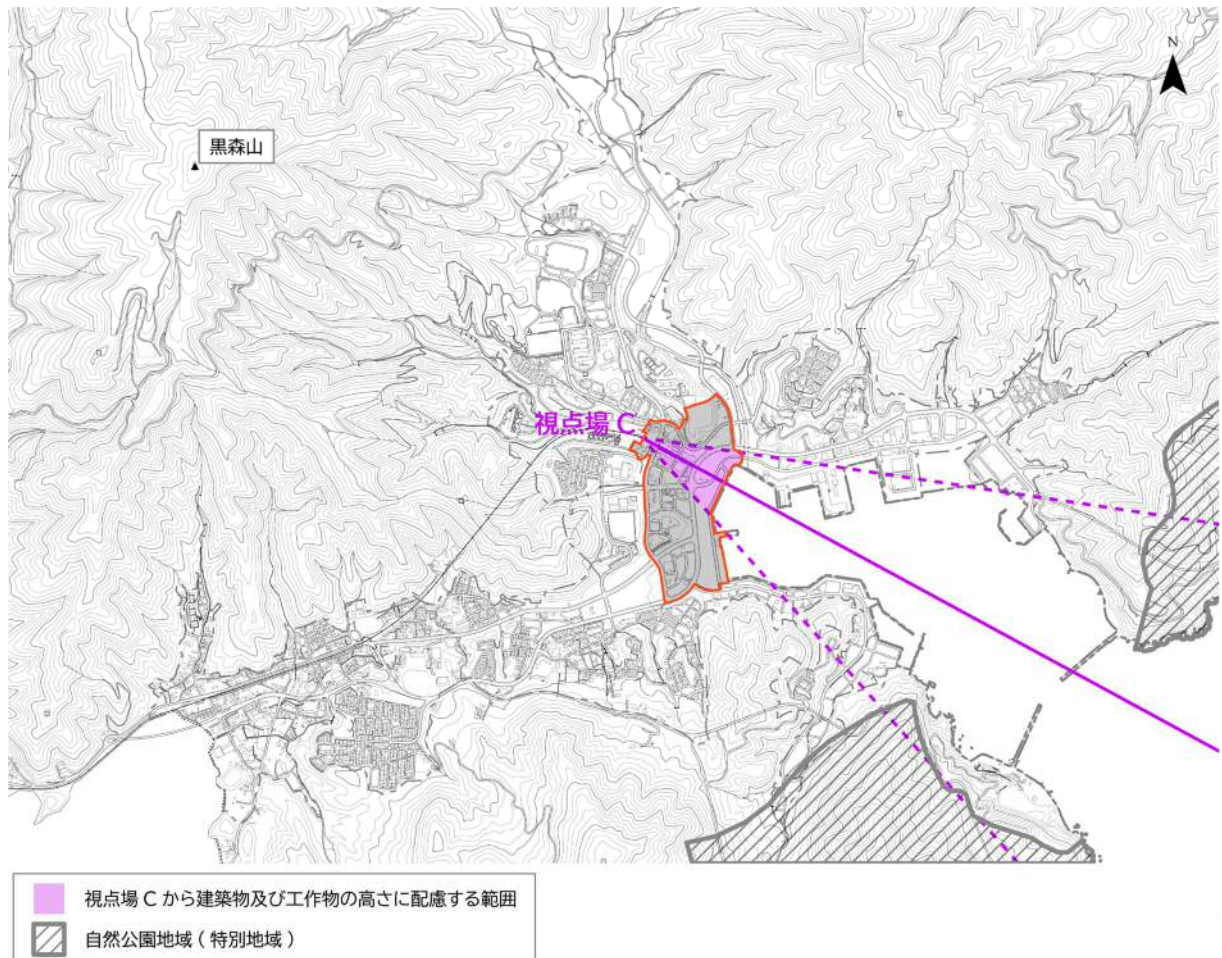
内湾・外洋の海への眺望及び丘陵部の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮する



《視点場 C からの断面イメージ図》



《視点場 C から建築物及び工作物の配置・位置・高さに配慮する範囲》



※眺望景観保全エリアの詳細は、町のホームページ又は町建設課窓口で確認してください。

⑤ 建築物及び工作物(太陽光発電施設、風力発電施設を含む)

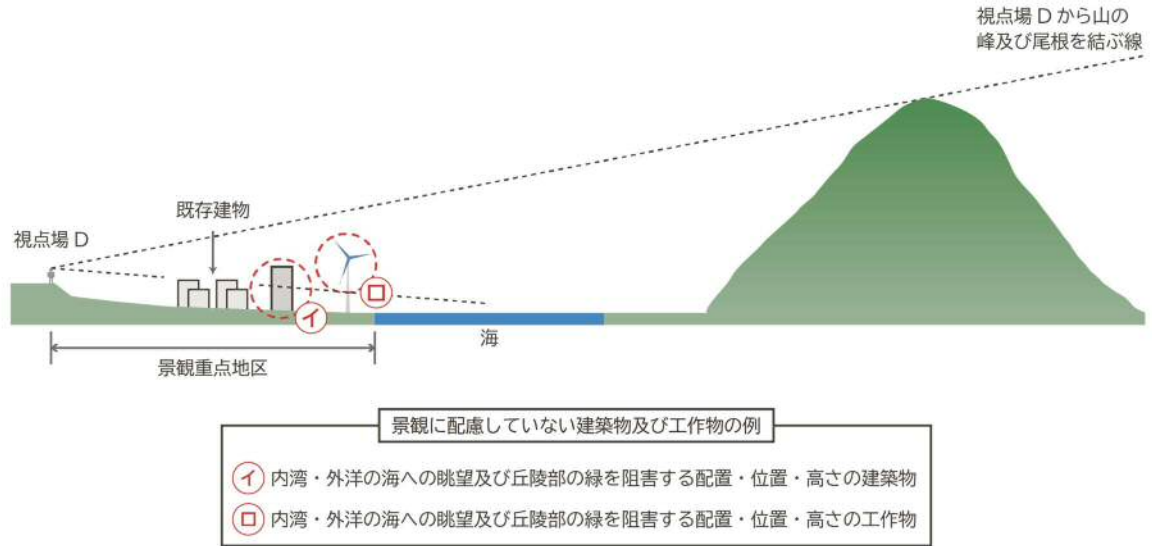
【配置・位置・高さ】

基準	<p>&lt;眺望景観保全エリア②&gt;</p> <p>・視点場D(東日本大震災慰霊碑)から見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</p>
背景	<p>・東日本大震災慰霊碑から見る眺望景観において、内湾・外洋の海及び丘陵部の緑の眺めに高い建築物及び工作物が出現すると、美しい女川湾の海と緑の景観が損なわれる恐れがあります。</p>
方針	<p>・視点場D(東日本大震災慰霊碑)から女川湾を見渡すことができる範囲では、建築物及び工作物は内湾・外洋の海への眺望や丘陵部の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</p>
効果	<p>・美しい女川湾の海と緑を阻害しない配置・位置・高さの建築物及び工作物にすることで、東日本大震災慰霊碑から女川湾を見渡す本町の特徴的な眺望景観が保全されます。</p>

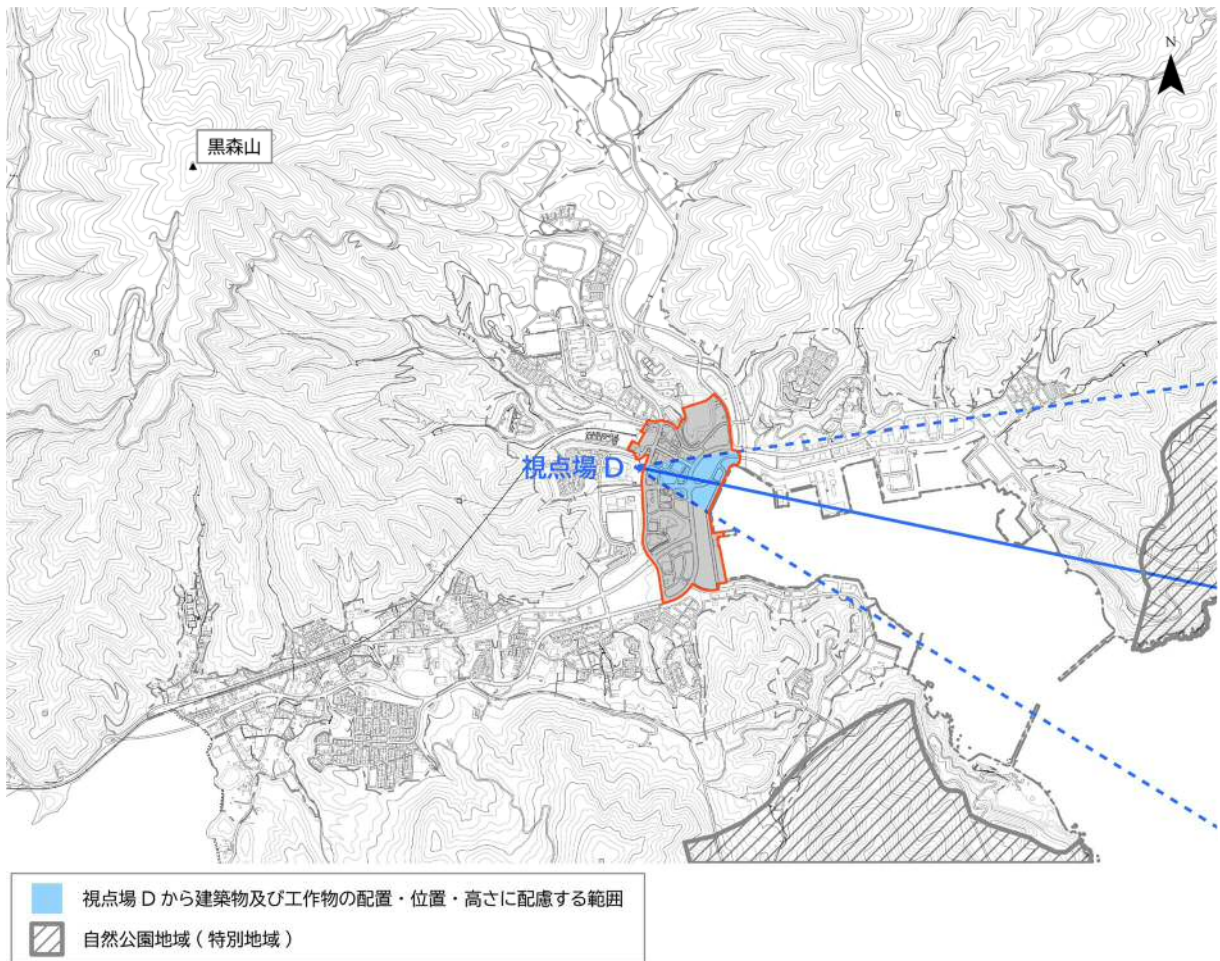
《視点場D:「東日本大震災慰霊碑」(女川町役場庁舎敷地東側)で高さ1.5mから見た眺望景観》



《視点場 D からの断面イメージ図》



《視点場 D から建築物及び工作物の配置・位置・高さに配慮する範囲》



※眺望景観保全エリアの詳細は、町のホームページ又は町建設課窓口で確認してください。

## 第6章 色彩の基準

### 1. 本章の見方と構成

本章は、「第5章 景観形成基準の解説」に示す各ゾーン・エリアにおける建築物や工作物に係る色彩の基準のうち、マンセル値により規定されている色の範囲を示したものです。

マンセル値とは、日本産業規格（JIS）に採用されている「マンセル表色系」に基づく指標であり、色相・明度・彩度の3属性によって色を表したものです。マンセル値を用いることで、感覚的な個人差に左右されず、色を定量的に規定することができます。

#### ○色相 … 色の「種類」

10種類の基本色（赤・黄赤・黄・黄緑・緑・青緑・青・青紫・紫・赤紫）を示すアルファベット（R・YR・Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP）に、1から10の数値を組み合わせて表記します。

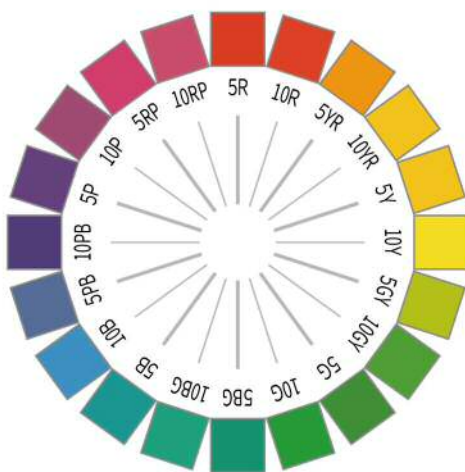
#### ○明度 … 色の「明るさ」

暗い色ほど数値は小さく、明るい色ほど数値は大きくなります。

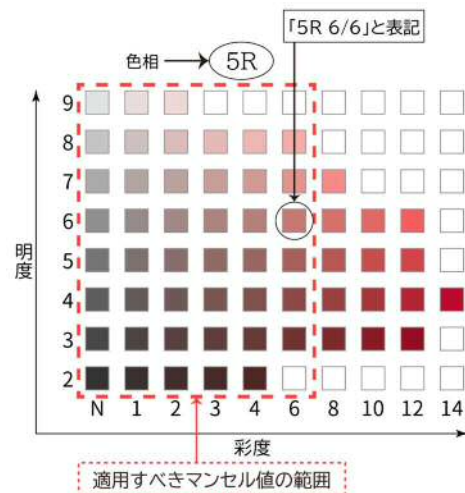
#### ○彩度 … 色の「鮮やかさ」

色味が弱いほど数値は小さく、色味が強く鮮やかになるほど数値は大きくなります。

《マンセル色相環》



《マンセル表色系の見方とマンセル値の表し方》



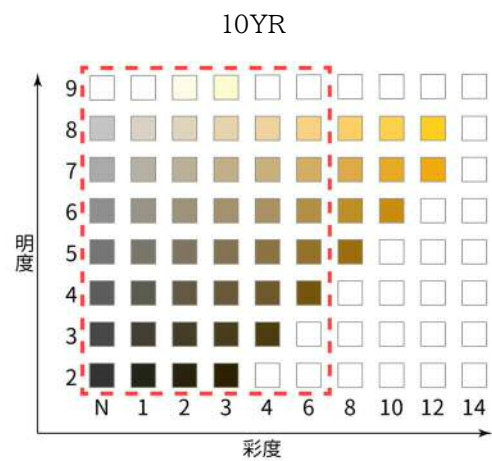
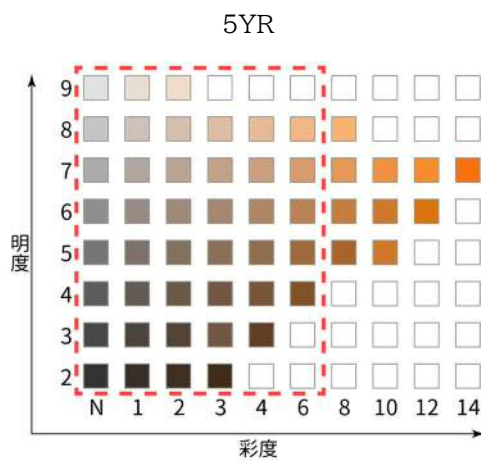
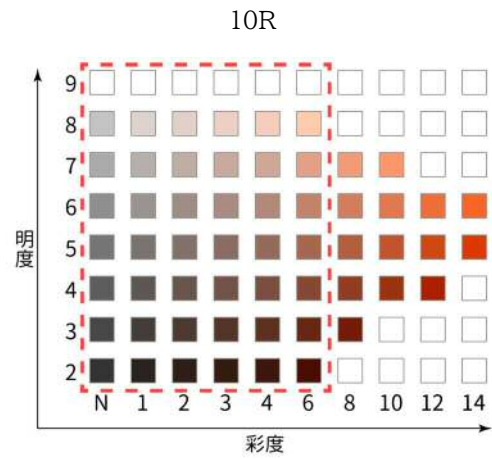
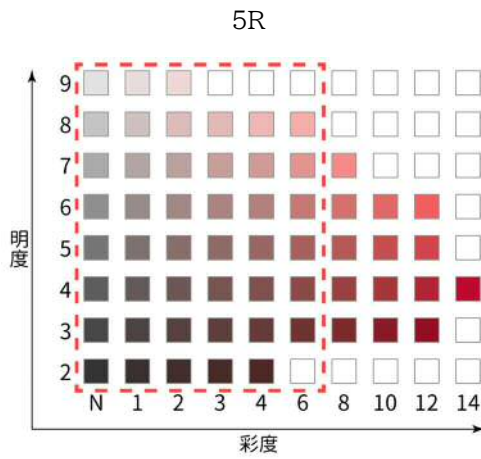
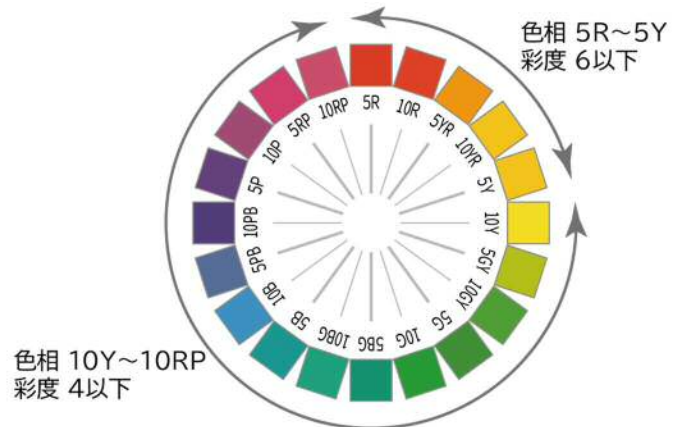
《本章の構成》

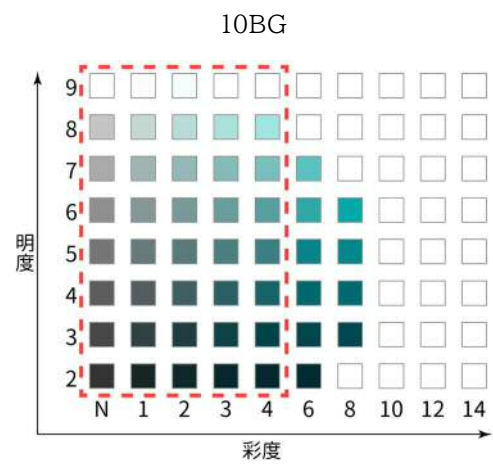
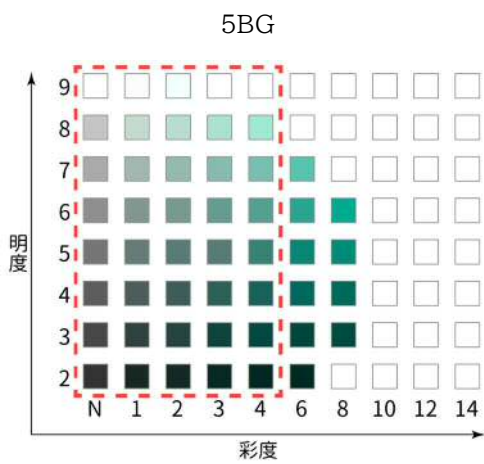
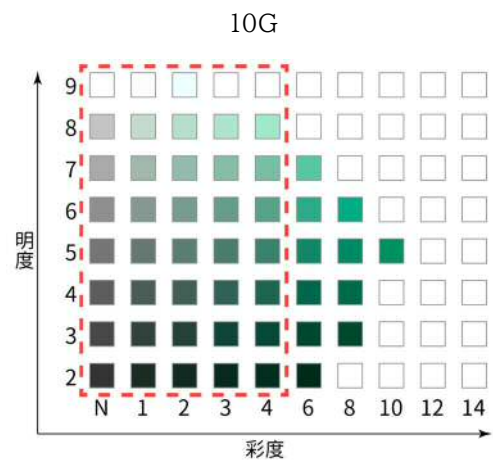
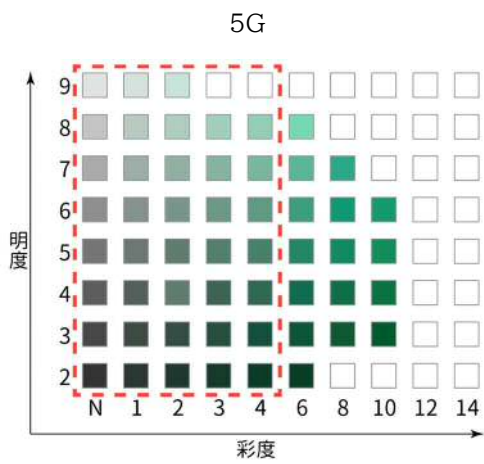
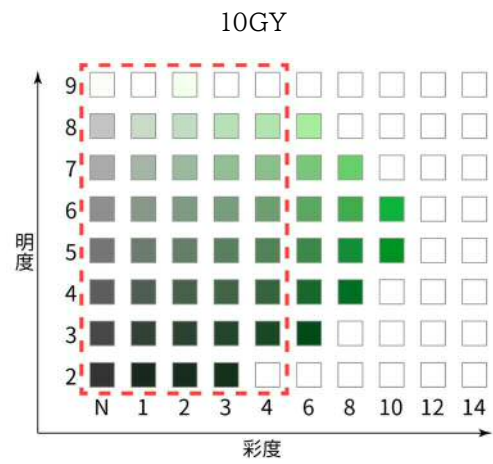
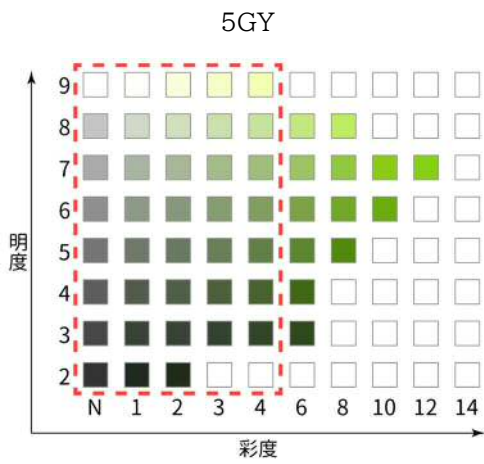
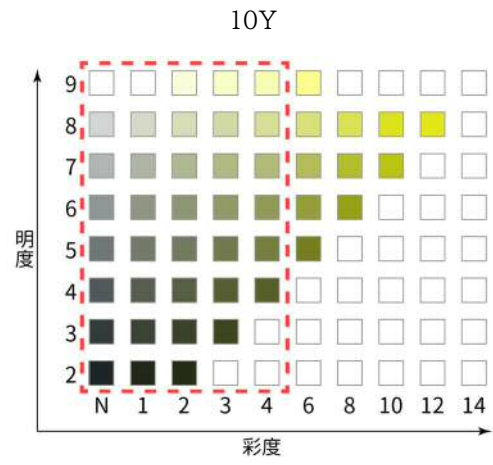
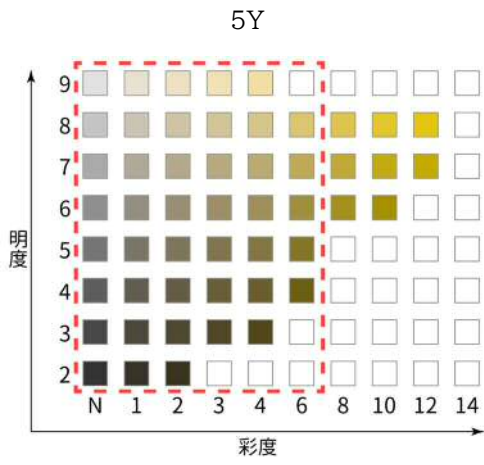
ゾーン・エリア		項目	該当ページ
緑のゾーン・海辺のゾーン		外壁の基調色	p89
市街地ゾーン	住宅エリア、住・商・業務エリア	外壁・屋根・屋上の推奨色	p92
	湾岸エリア	推奨色以外の外壁の基調色	p92
		建築物における点・面要素のアクセントカラーの推奨色	p95
景観重点地区		外壁の基調色	p98
		工作物の基調色	p101

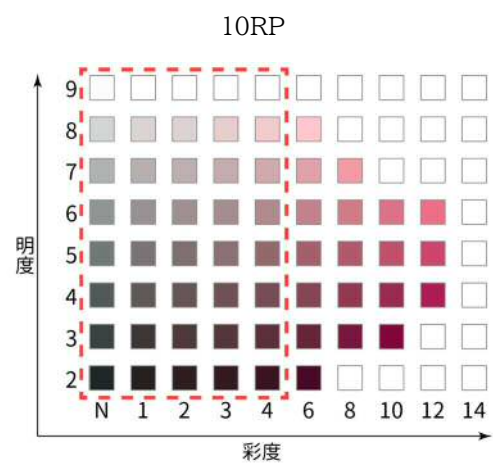
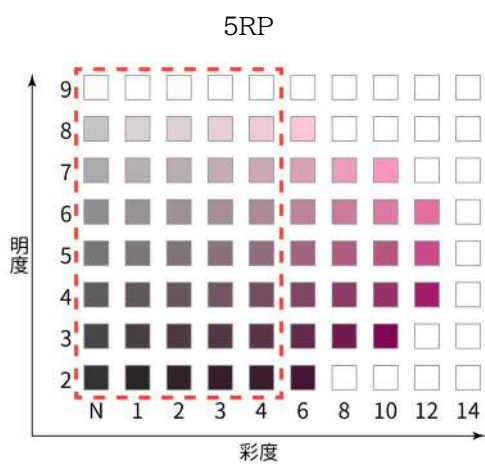
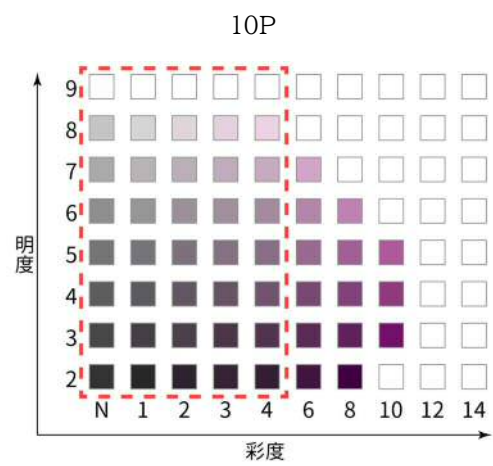
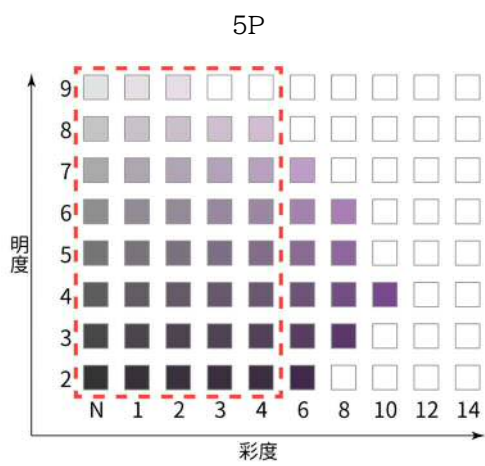
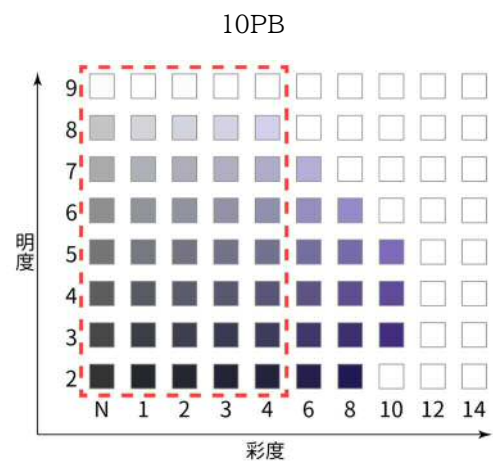
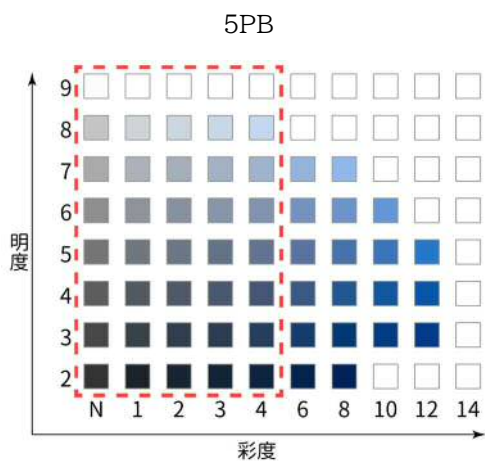
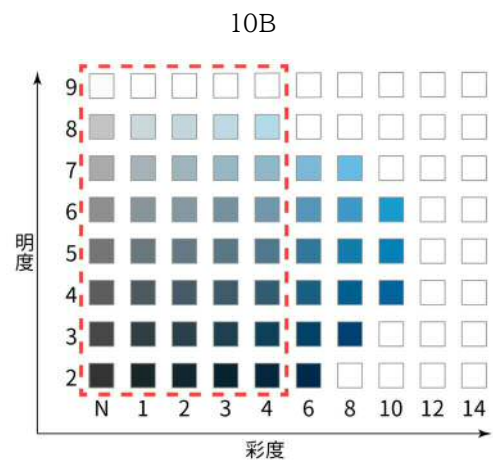
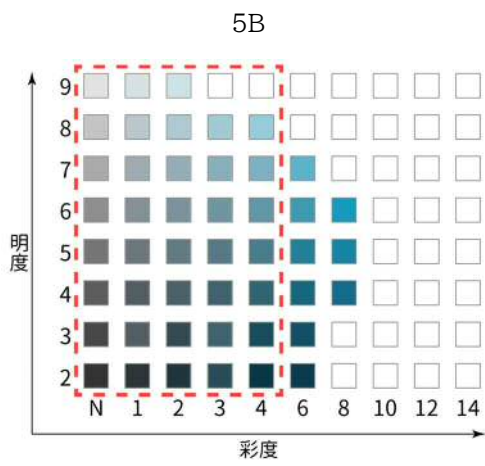
## 2. 緑のゾーン・海辺のゾーン、市街地ゾーン(住宅エリア、住・商・業務エリア)

### ① 外壁の基調色

色相	彩度
5R~5Y	6以下
その他	4以下



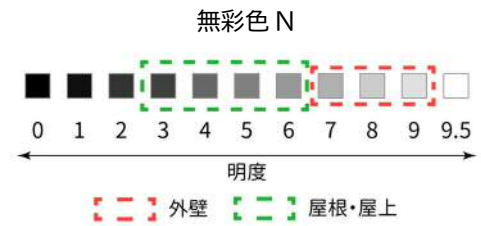




### 3. 市街地ゾーン(湾岸エリア)

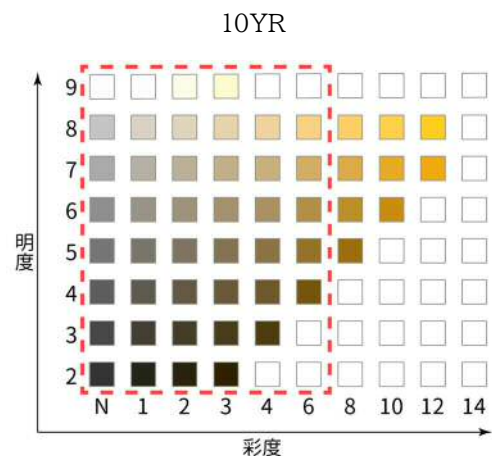
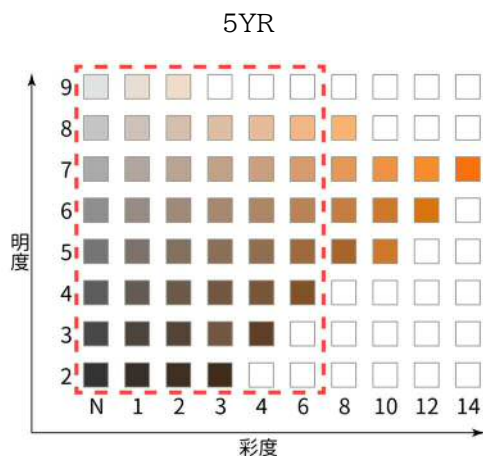
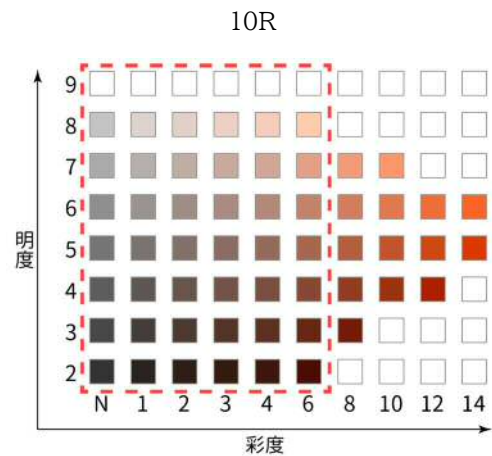
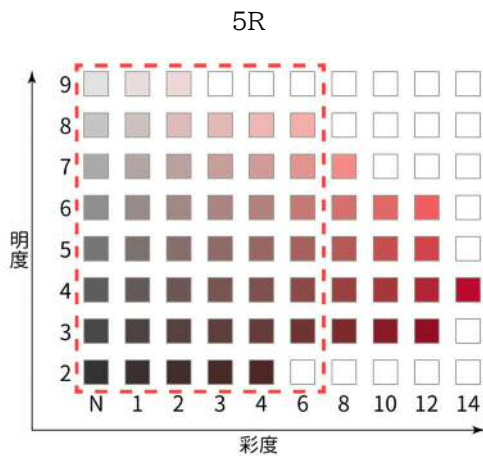
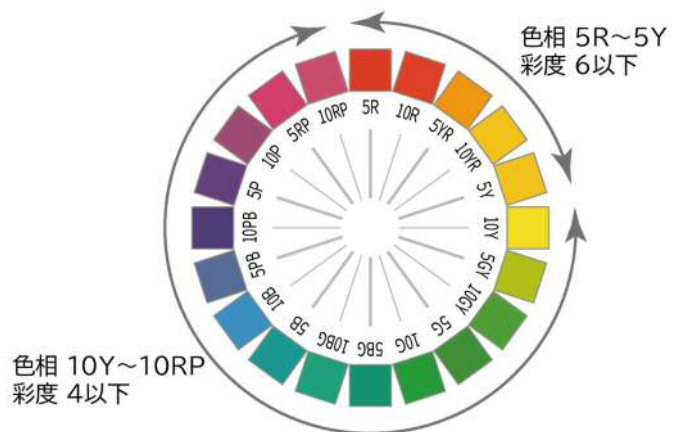
#### ① 外壁・屋根・屋上の推奨色

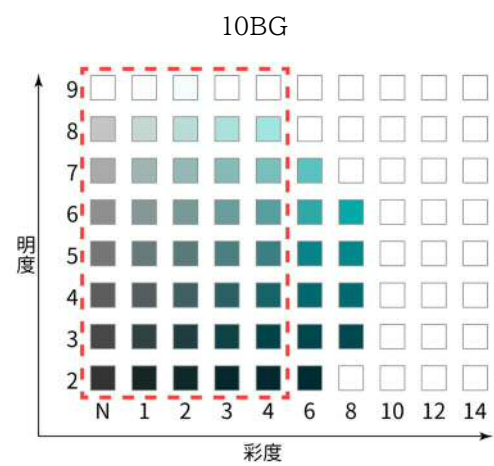
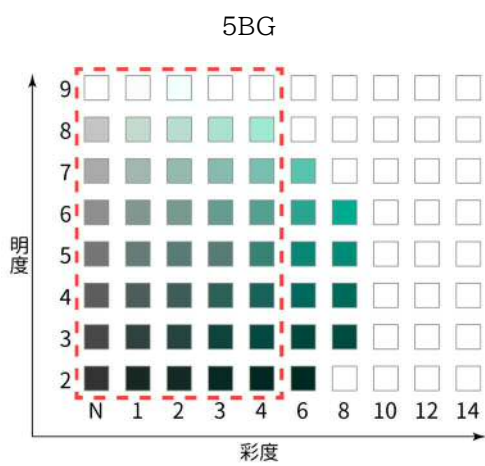
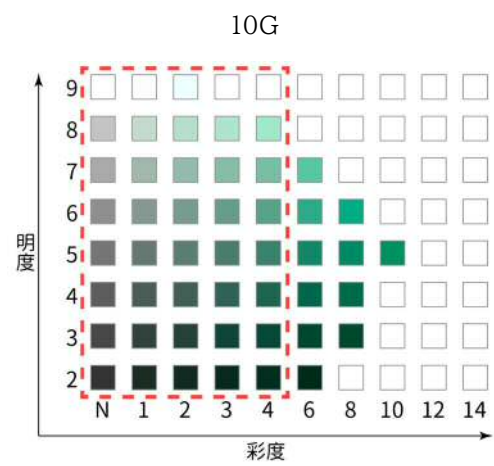
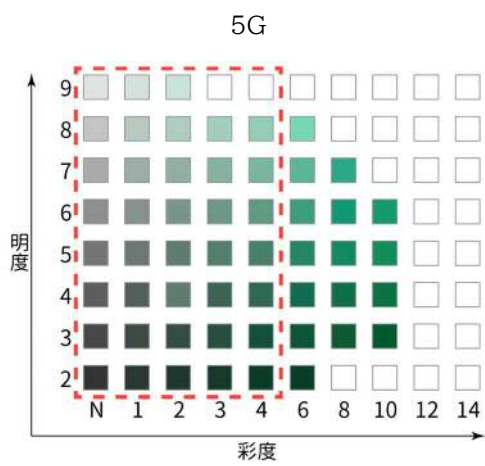
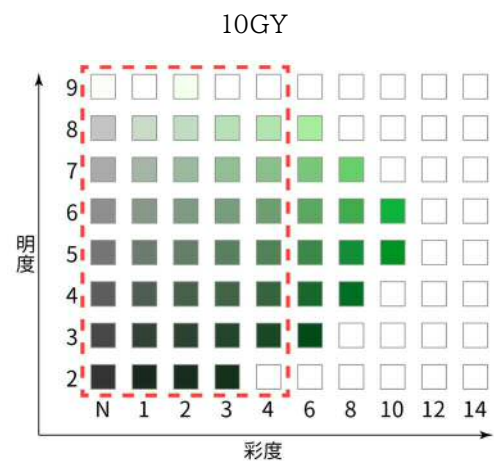
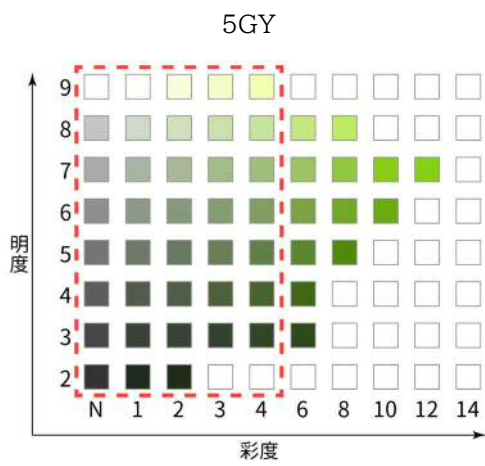
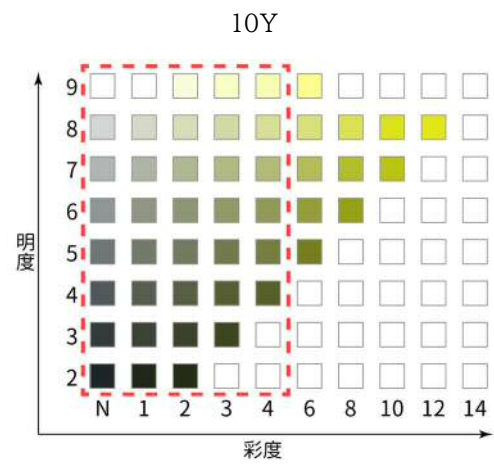
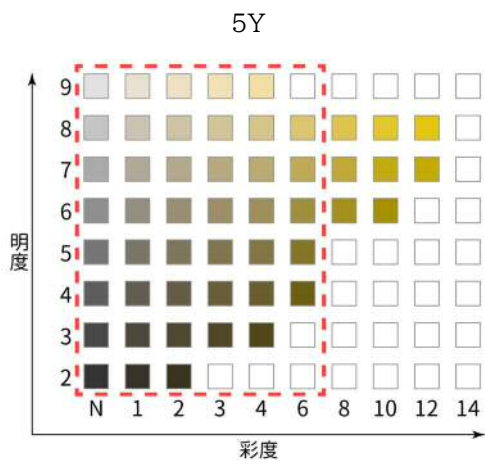
部位	色相	明度
外壁	無彩色(N)	7以上9以下
屋根・屋上	無彩色(N)	3以上6以下

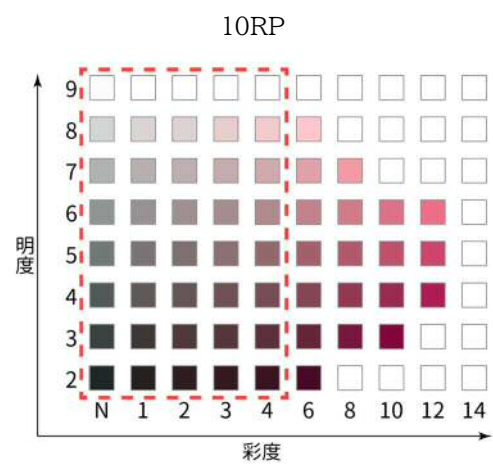
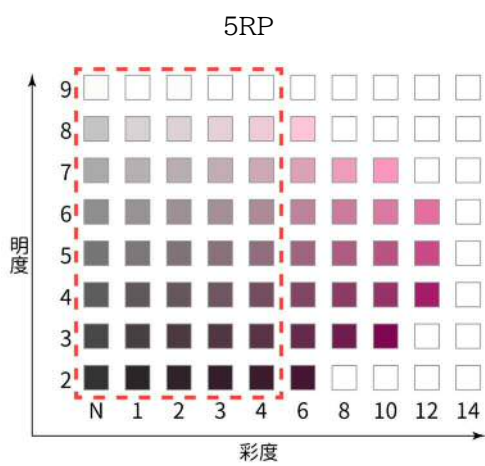
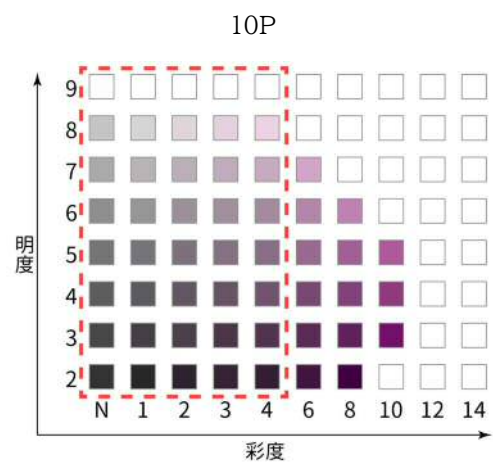
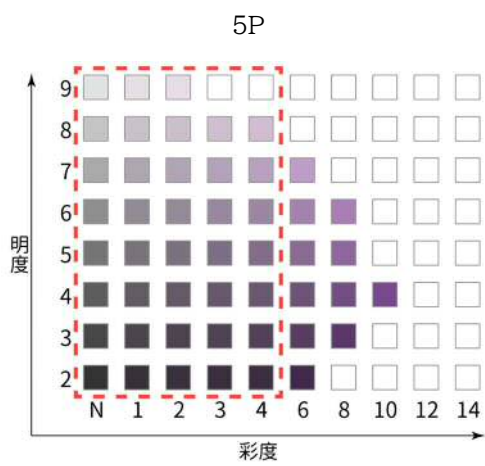
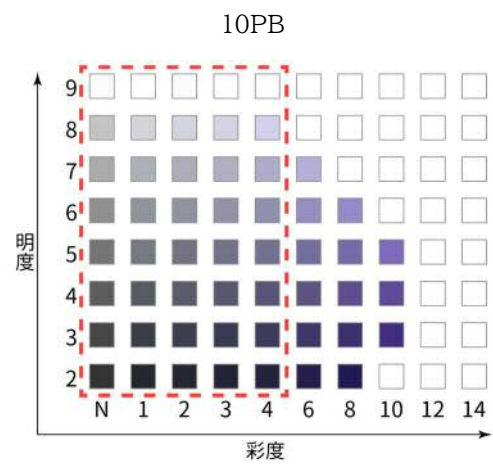
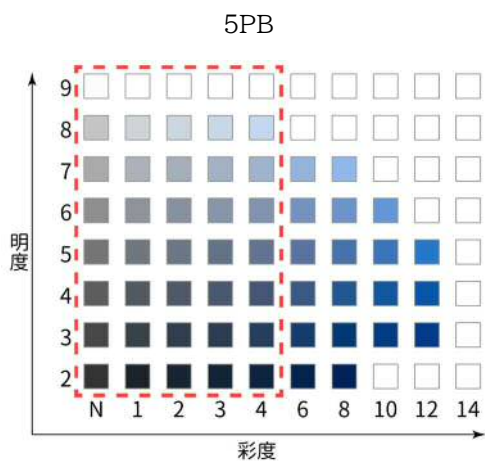
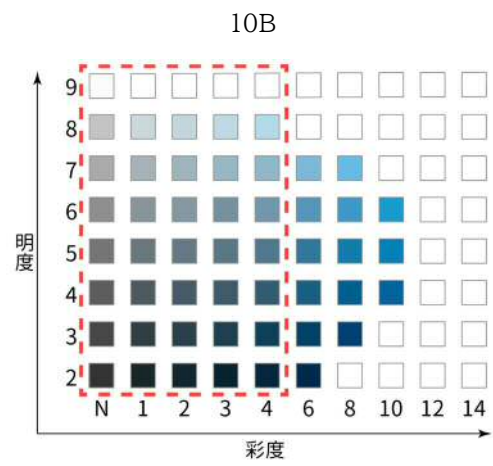
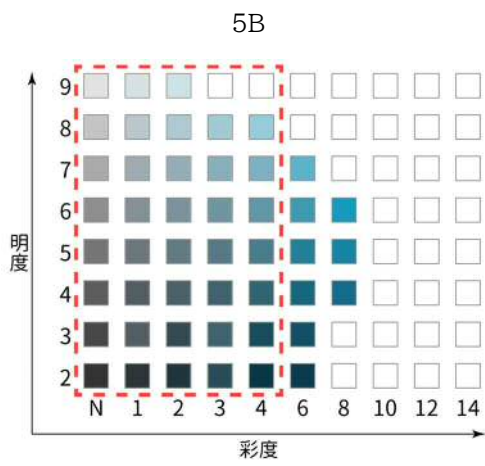


#### ② 推奨色以外の外壁の基調色

色相	彩度
5R~5Y	6以下
その他	4以下

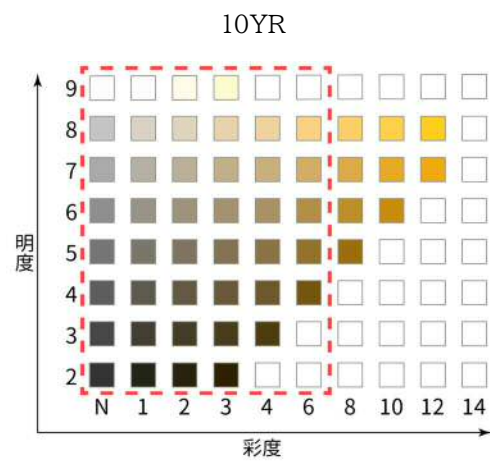
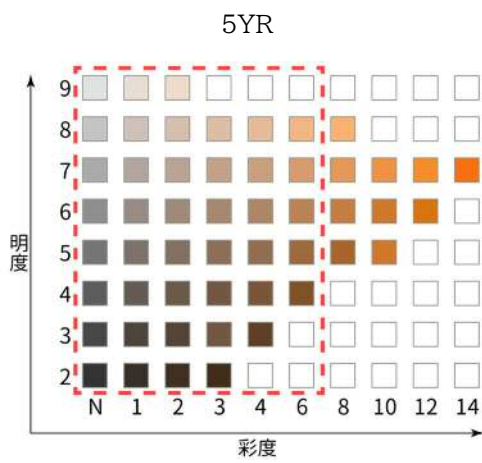
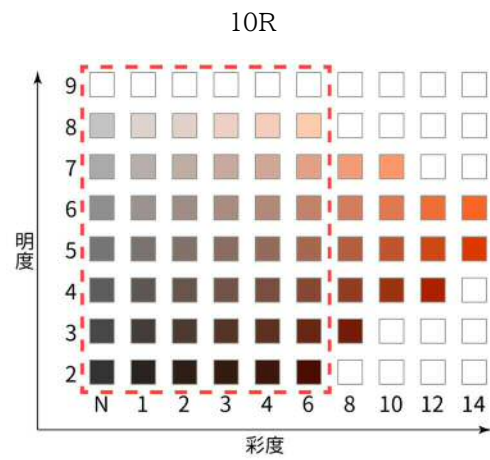
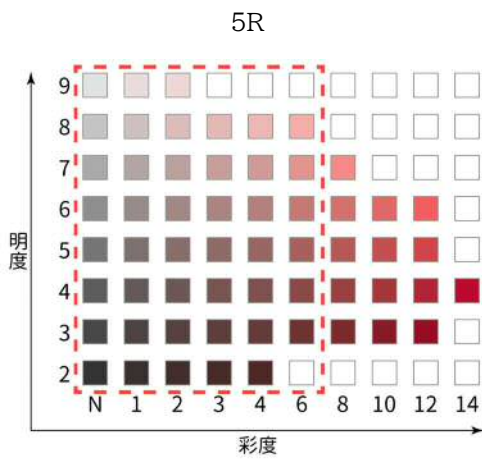
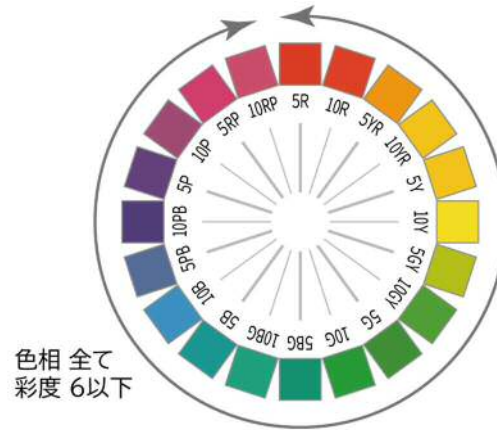


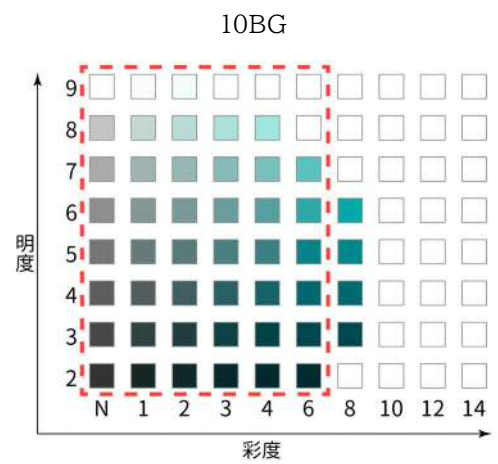
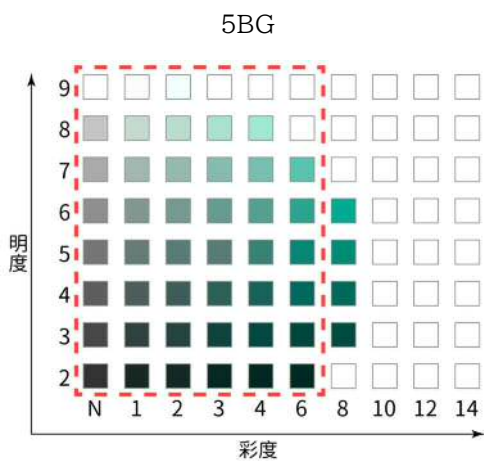
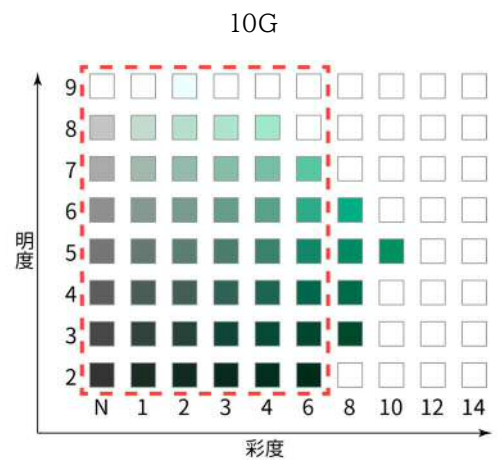
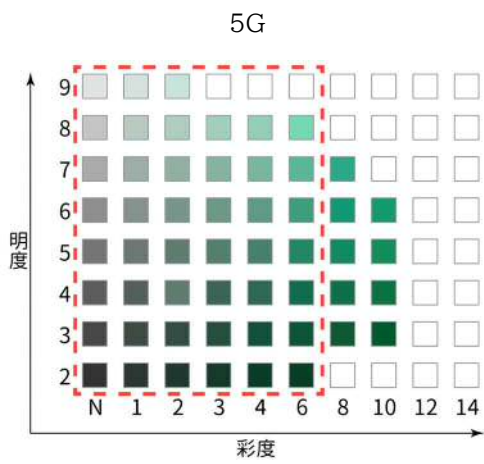
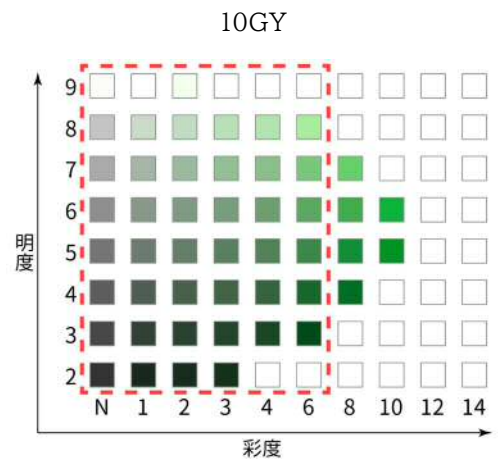
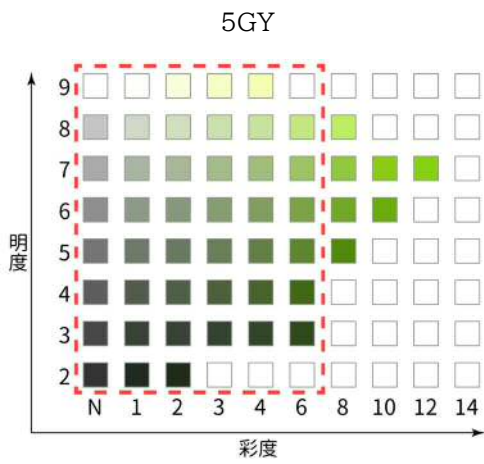
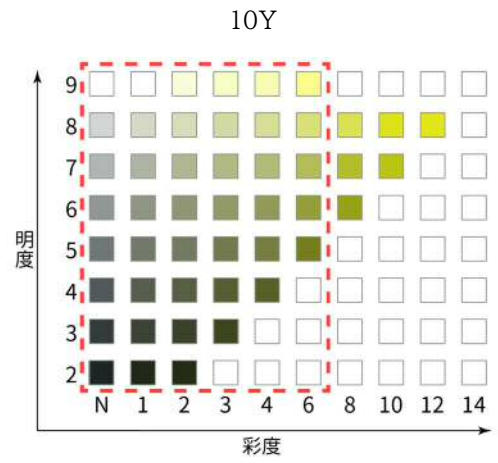
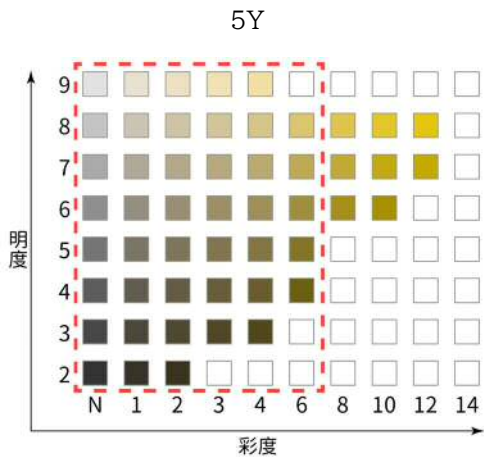


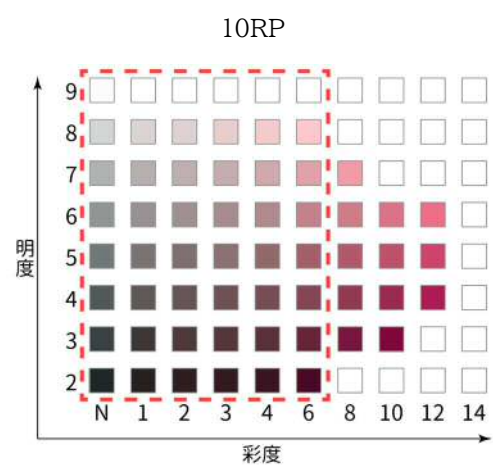
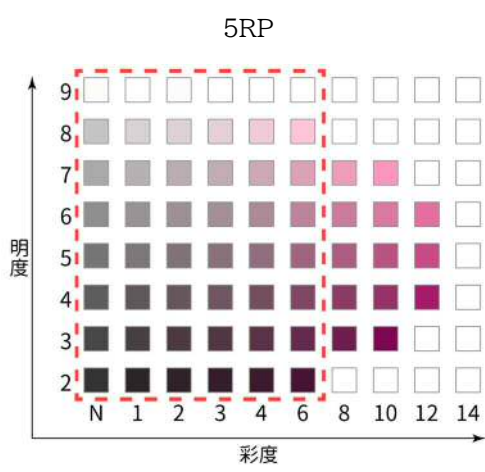
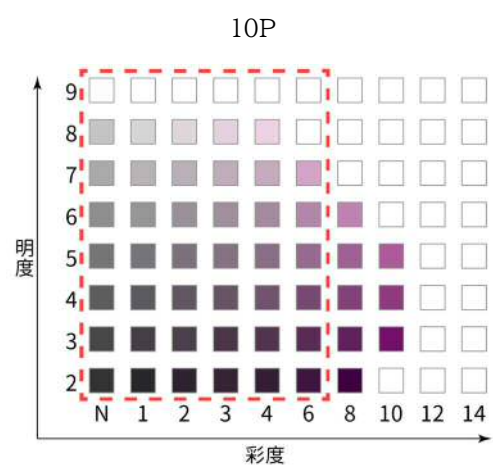
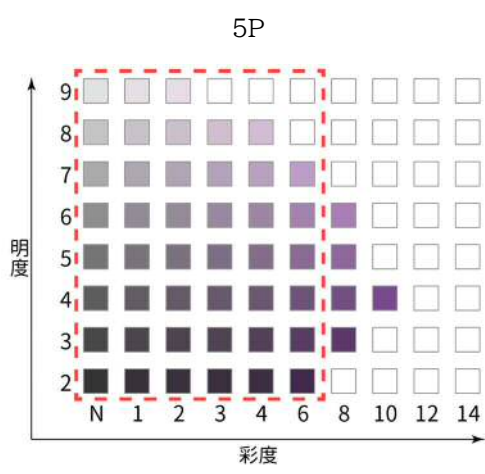
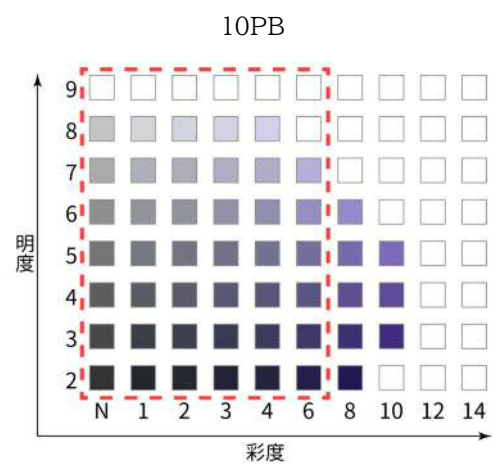
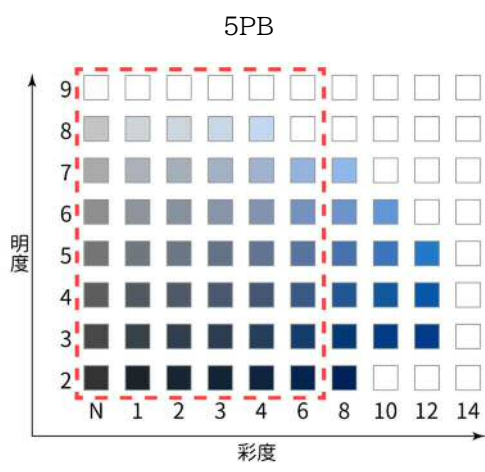
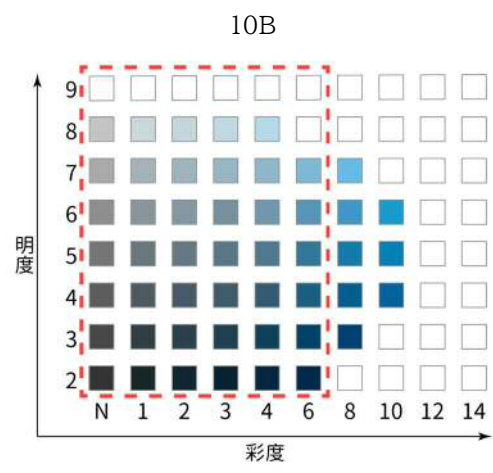
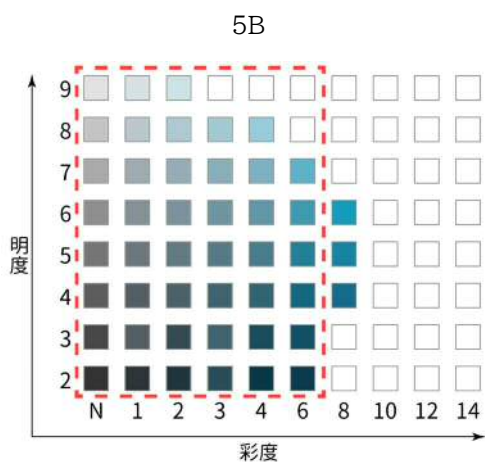


③ 建築物における点・面要素のアクセントカラーの推奨色

色相	彩度
全て	6以下



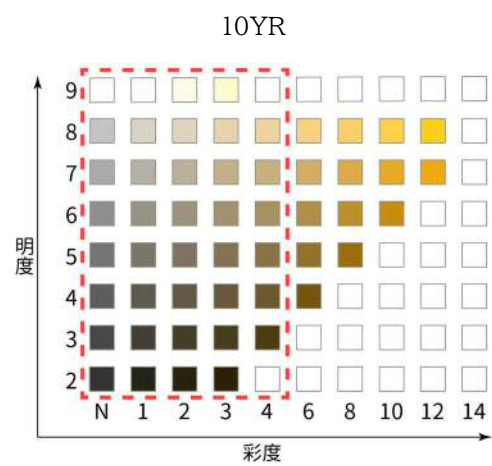
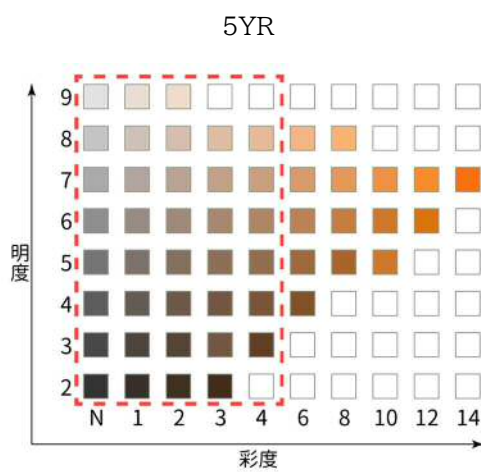
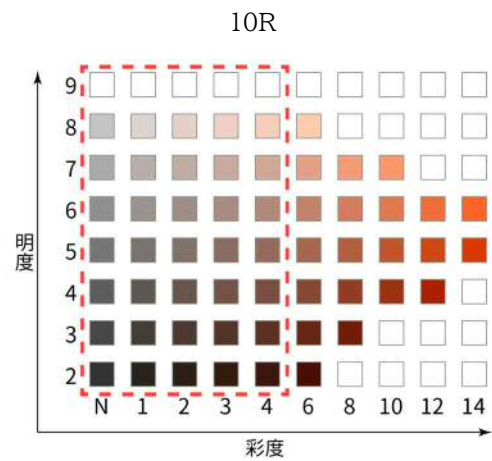
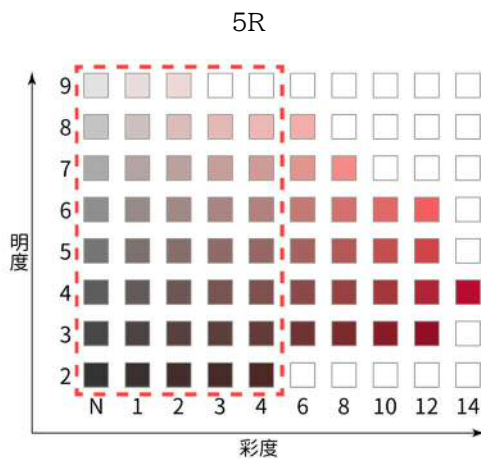
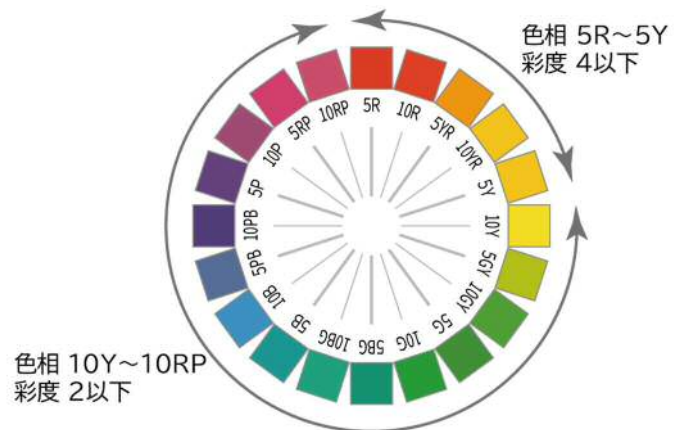


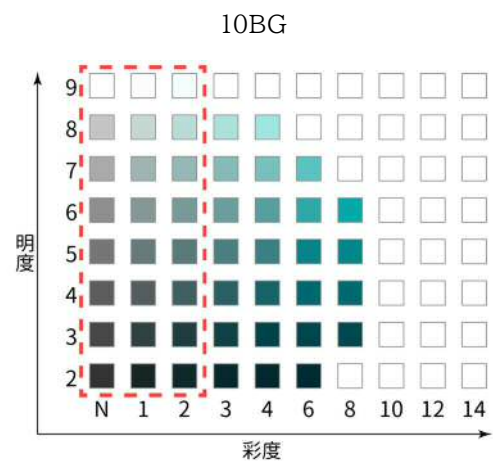
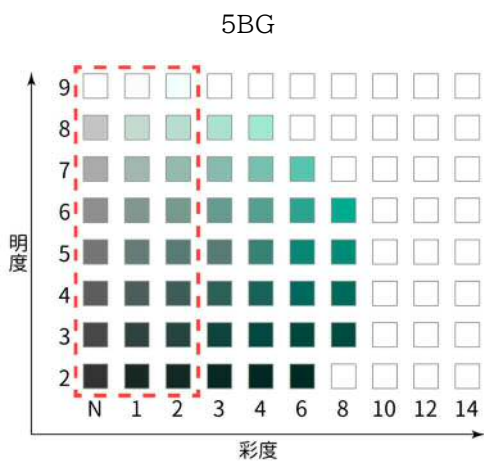
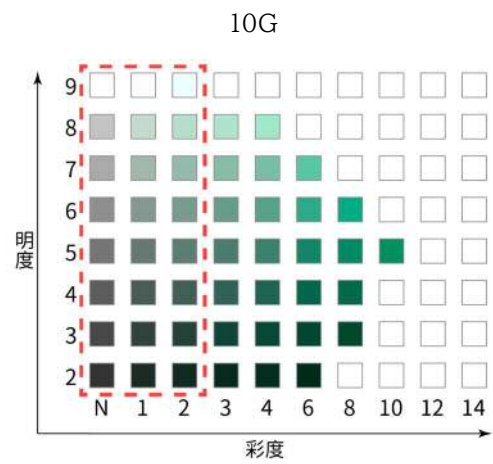
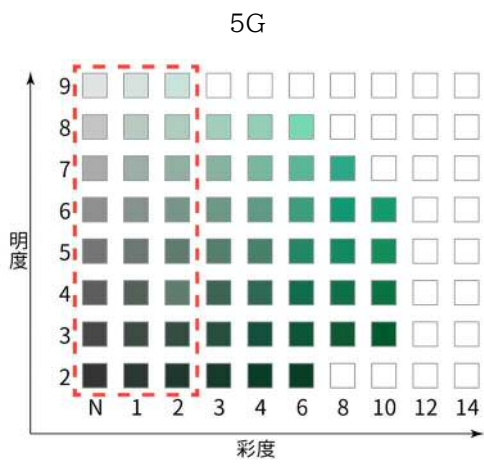
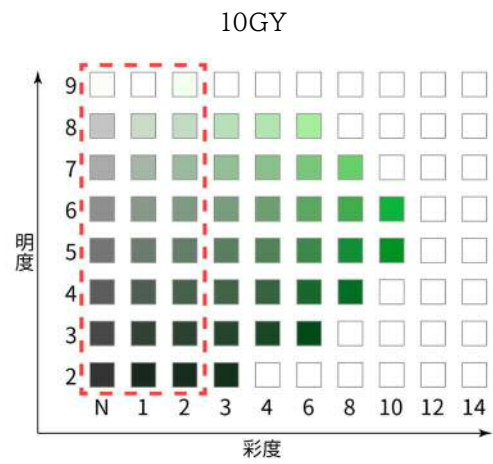
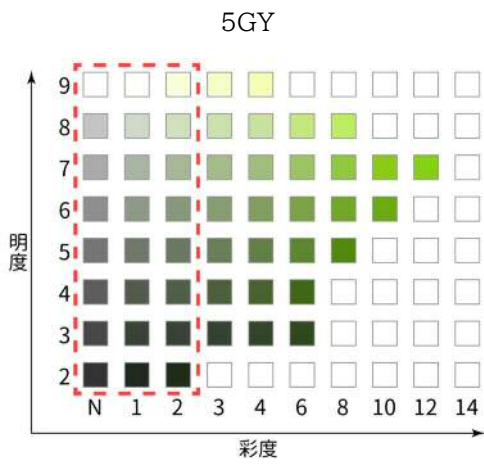
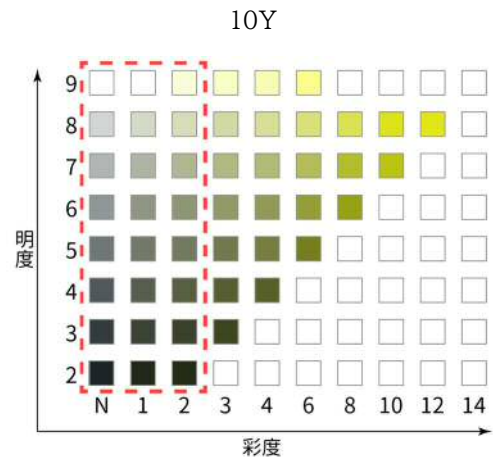
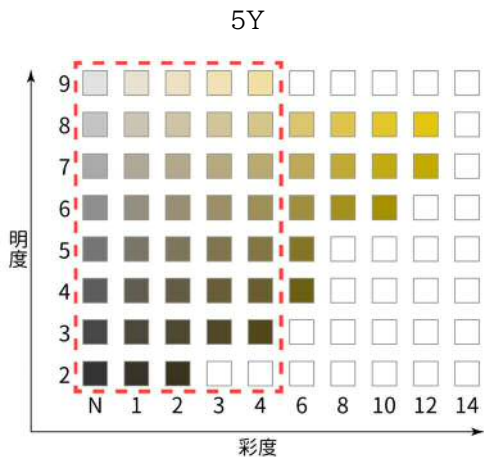


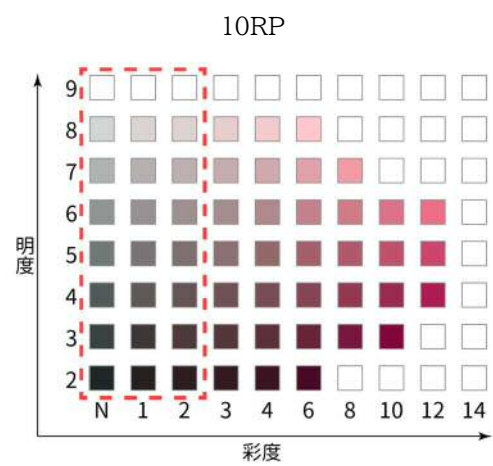
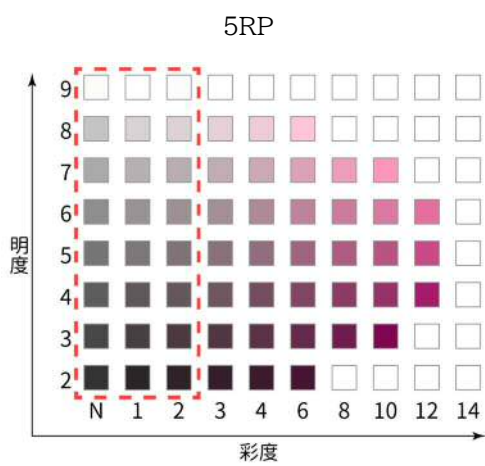
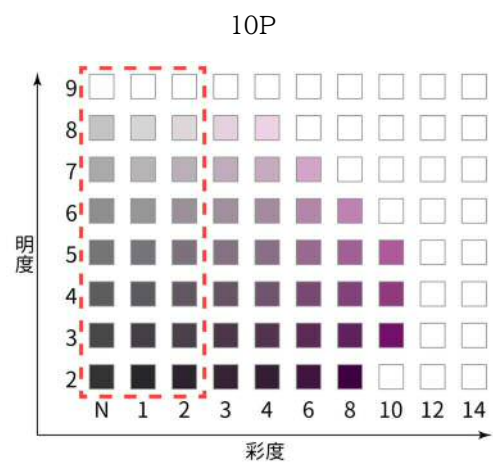
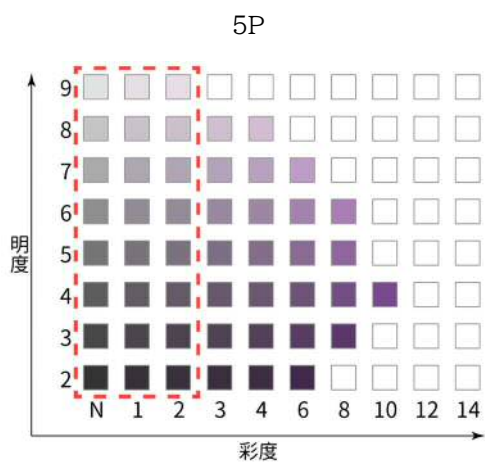
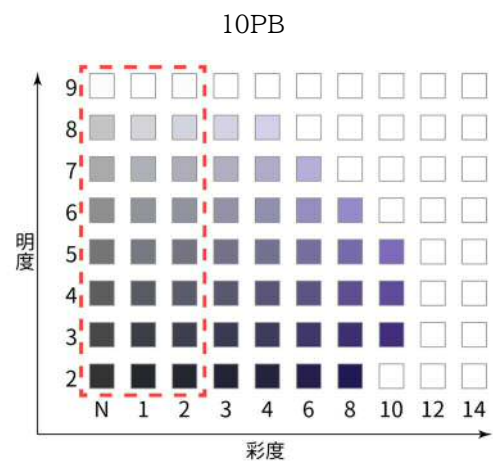
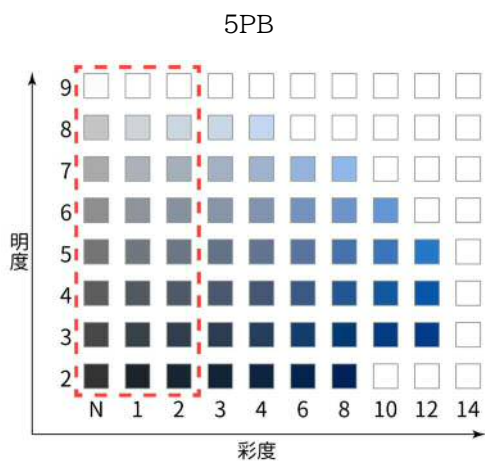
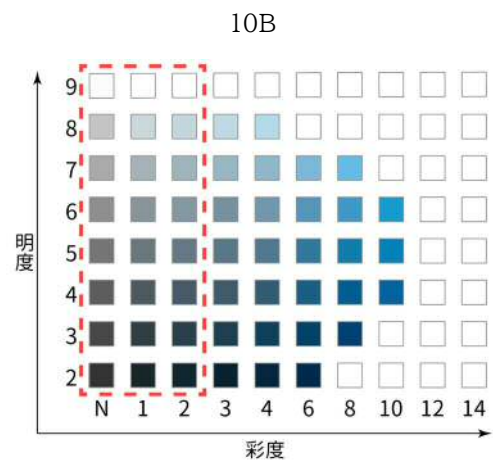
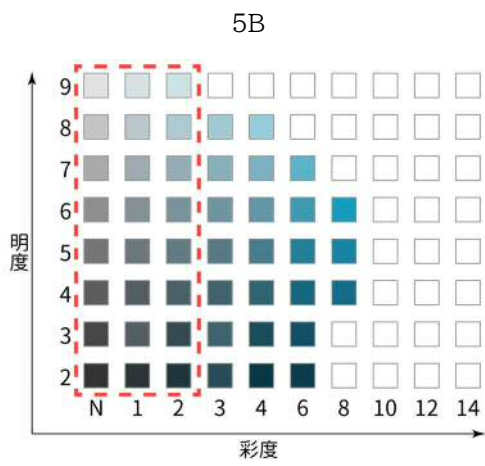
## 4. 景観重点地区

### ① 外壁の基調色

色相	彩度
5R~5Y	4以下
その他	2以下

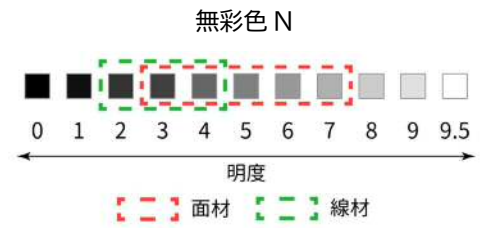






② 工作物の基本色

部位	色相	明度
面材	無彩色(N)	3以上7以下
線材	無彩色(N)	2以上4以下

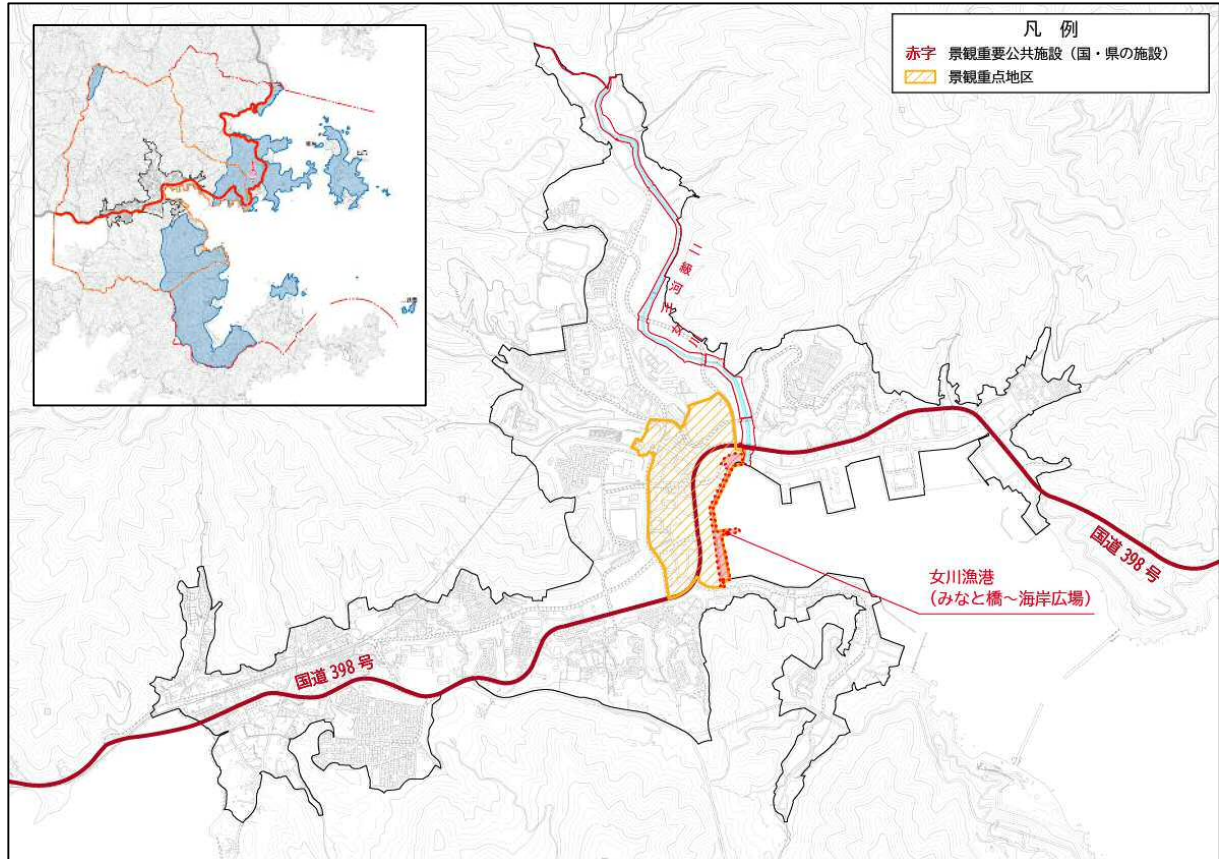


## 第7章 景観重要公共施設

### 1. 景観重要公共施設の対象

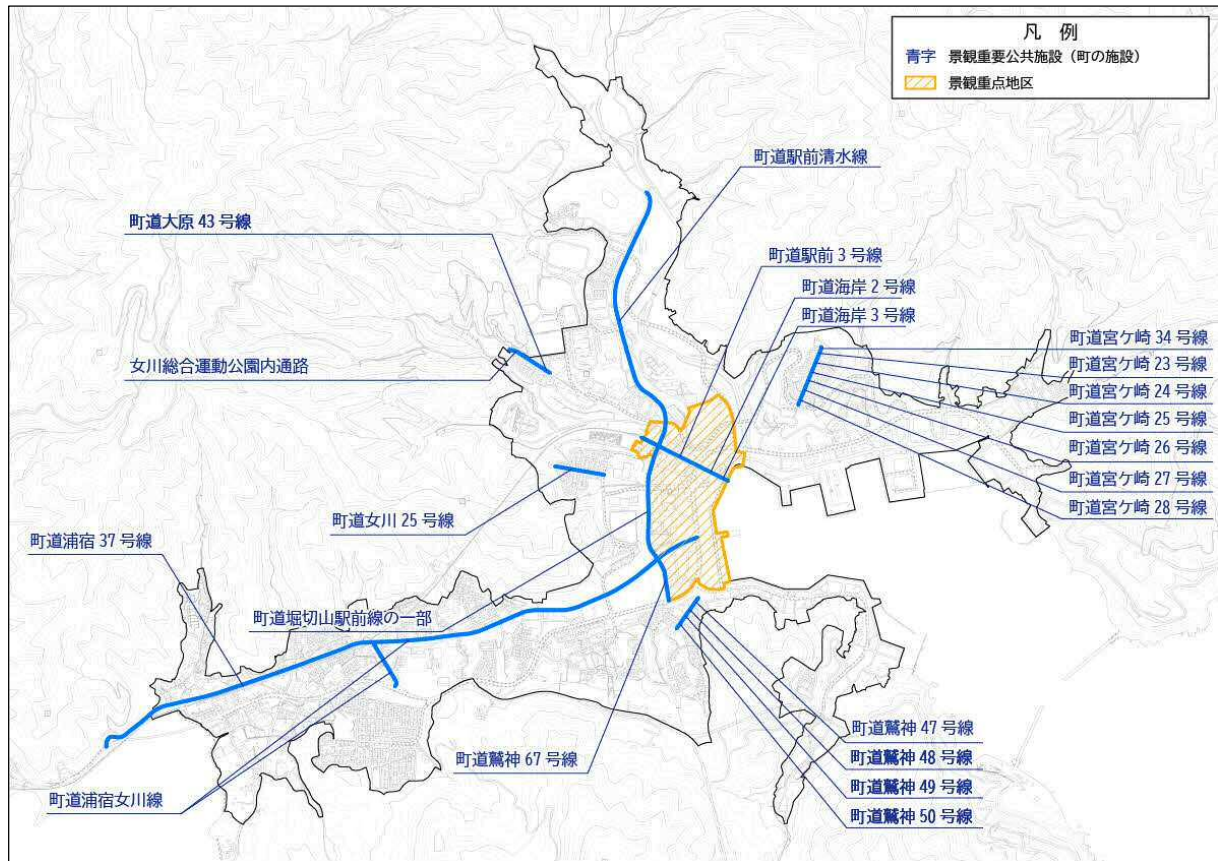
本町の景観重要公共施設及び景観重要公共施設に準じて取り扱う施設は以下のとおりです。本町では、景観重要公共施設に準じて取り扱う施設についても協議の対象とします。

《景観重要公共施設（国道等）》



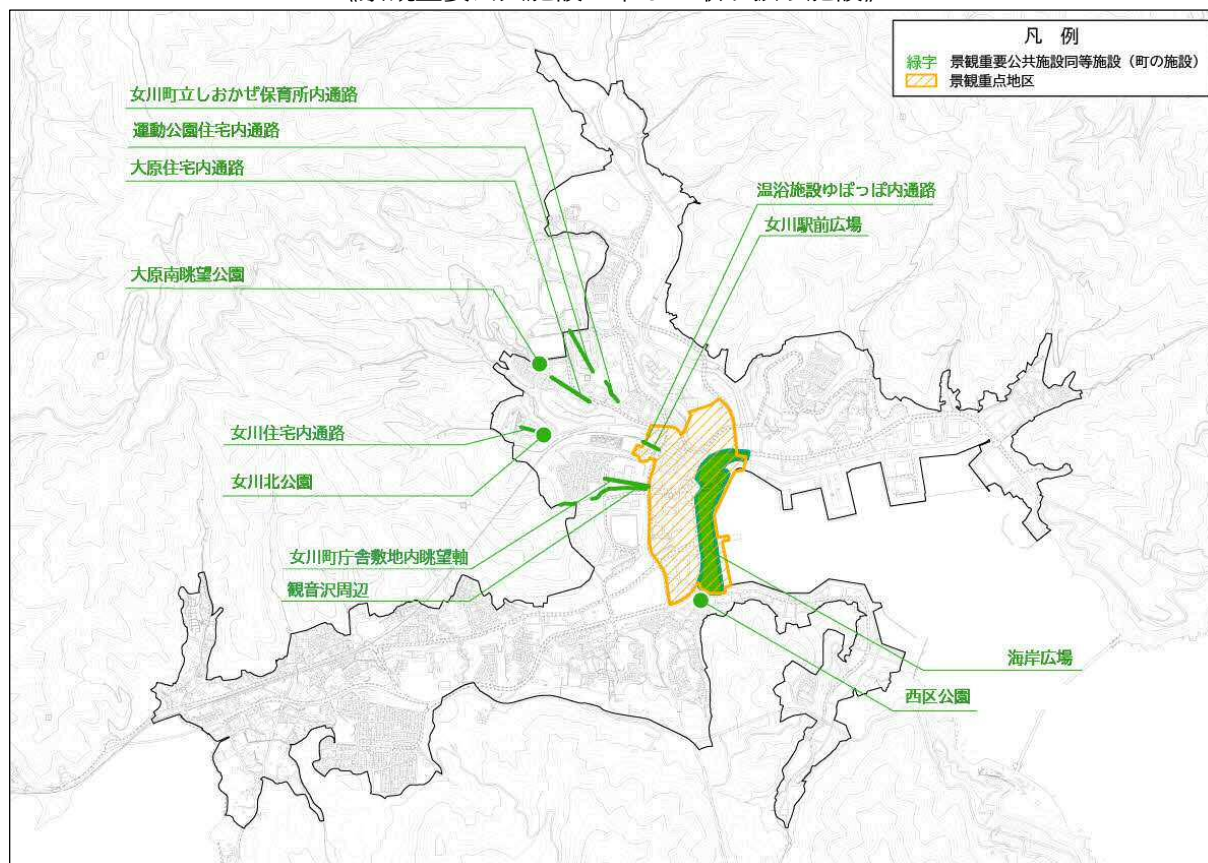
種類	公共施設等
国道	・国道398号 ※線形が変わる場合も対象施設とする
河川	・女川(二級河川)
漁港	・女川漁港(景観重点地区に限る)

《景観重要公共施設（町道等）》



種類	公共施設等
景観重要公共施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町道駅前清水線</li> <li>・町道堀切山駅前線の一部</li> <li>・町道鷺神67号線</li> <li>・町道大原43号線</li> <li>・町道駅前3号線</li> <li>・町道海岸2号線</li> <li>・町道海岸3号線</li> <li>・町道女川25号線</li> <li>・町道宮ヶ崎23～28号線</li> <li>・町道鷺神47～50号線</li> <li>・町道浦宿37号線(旧国道398号)</li> <li>・町道浦宿女川線(旧国道398号)</li> <li>※線形が変わる場合も対象施設とする</li> </ul>
都市公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女川町総合運動公園の一部(町道大原43号線の延長)</li> </ul>

《景観重要公共施設に準じて取り扱う施設》



種類	公共施設等
景観重要公共施設に準じて取り扱う施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女川町役場の一部(敷地内眺望軸)</li> <li>・女川町立しおかぜ保育所の一部(敷地内通路)</li> <li>・女川温泉ゆぼぼの一部(敷地内通路)</li> <li>・運動公園住宅の一部(敷地内通路)</li> <li>・大原住宅の一部(敷地内通路)</li> <li>・女川住宅の一部(敷地内通路)</li> <li>・観音沢水路</li> <li>・大原南眺望公園</li> <li>・女川北公園</li> <li>・女川駅前広場</li> <li>・西区公園</li> <li>・女川町海岸広場</li> </ul>

## 2. 景観重要公共施設の対象行為

本町の景観重要公共施設及び景観重要公共施設に準じて取り扱う施設に関する対象行為は、以下のとおりです。

### ① 道路

行為	景観重点地区以外	景観重点地区
道路の改良(車線や歩道幅員など構造の変更)	延長 50m以上	全て
舗装の新設、改修、色彩の変更	延長 50m以上	全て
橋梁の新設、改修、色彩の変更	全て	全て
道路付属物(街路灯、防護柵等)の新設、改修、色彩の変更	延長 50m以上	全て
街路樹の新設、樹種の変更	延長 50m以上	全て

### ② 河川

行為	景観重点地区以外	景観重点地区
河川の改修の変更	延長 50m以上	
照明施設の新設、改修、色彩の変更	延長 50m以上	
護岸の新設、改修、色彩の変更	延長 50m以上	
防護柵の新設、改修、色彩の変更	延長 50m以上	
植樹、樹種の変更	全て	

### ③ 漁港

行為	景観重点地区以外	景観重点地区
漁港施設の新設、改修、色彩の変更		全て

### ④ 公園、広場、町有施設敷地

行為	景観重点地区以外	景観重点地区
公園等の通路の改修	眺望軸に係る全て	全て
照明施設の新設、改修、色彩の変更	眺望軸に係る全て	全て
防護柵の新設、改修、色彩の変更	眺望軸に係る全て	全て
植樹、樹種の変更	眺望軸に係る全て	全て
遊具の新設、改修、色彩	眺望軸に係る全て	全て

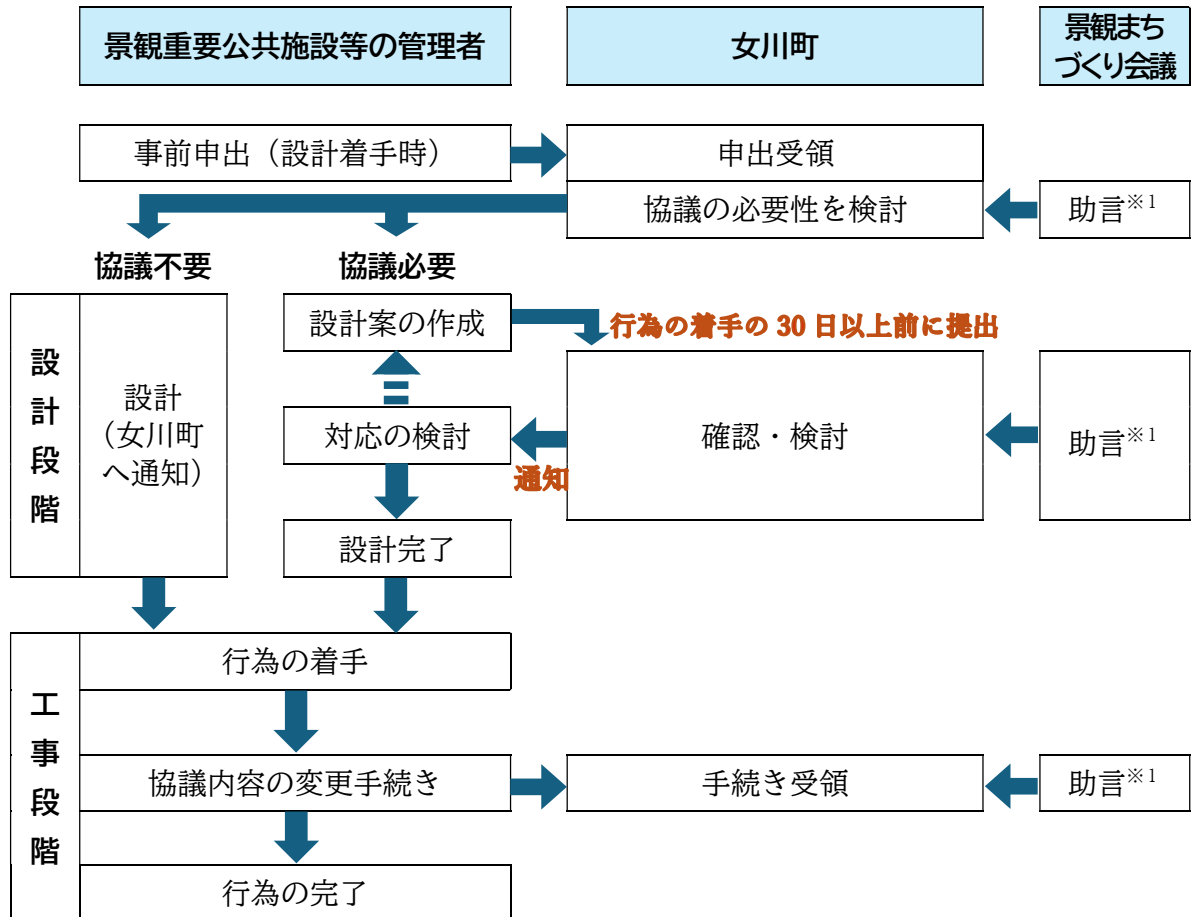
なお、前頁の行為は、以下のものを除きます。

- 仮設の工作物の建設等
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 災害復旧工事、維持補修又は修繕において原形を変えない行為
- 枯れ損木の撤去
- 自然公園法の特別保護地区、特別地域における行為

### 3. 景観重要公共施設の対象行為に係る手続き

#### (1) 手続きの全体像

《手続きフロー（景観重要公共施設等の場合）》



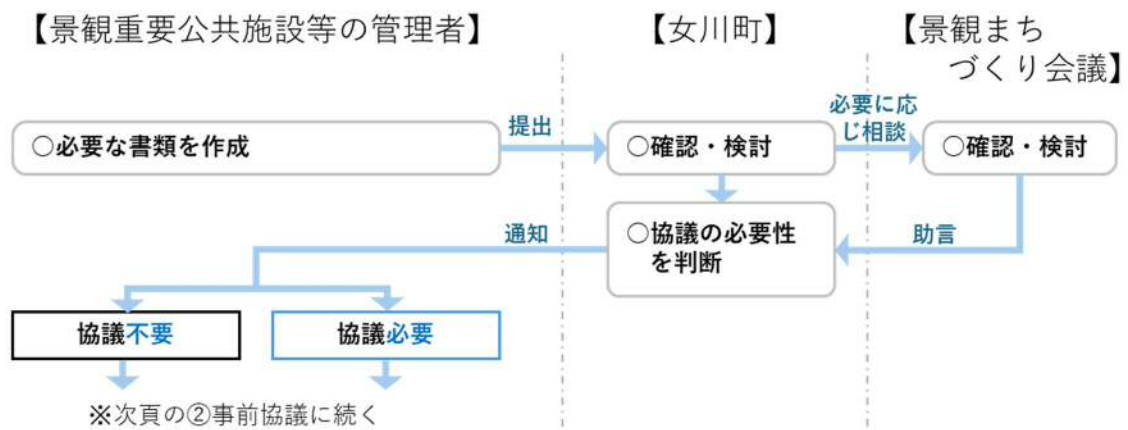
※1 必要に応じ景観まちづくり会議を開催します。

## (2) 各種手続きの流れ

### ① 事前申出

管理者は、基本設計や実施設計の着手時に、実施事業の概要を町へ照会してください。  
この事前申出により、協議の必要の有無を確認してください。

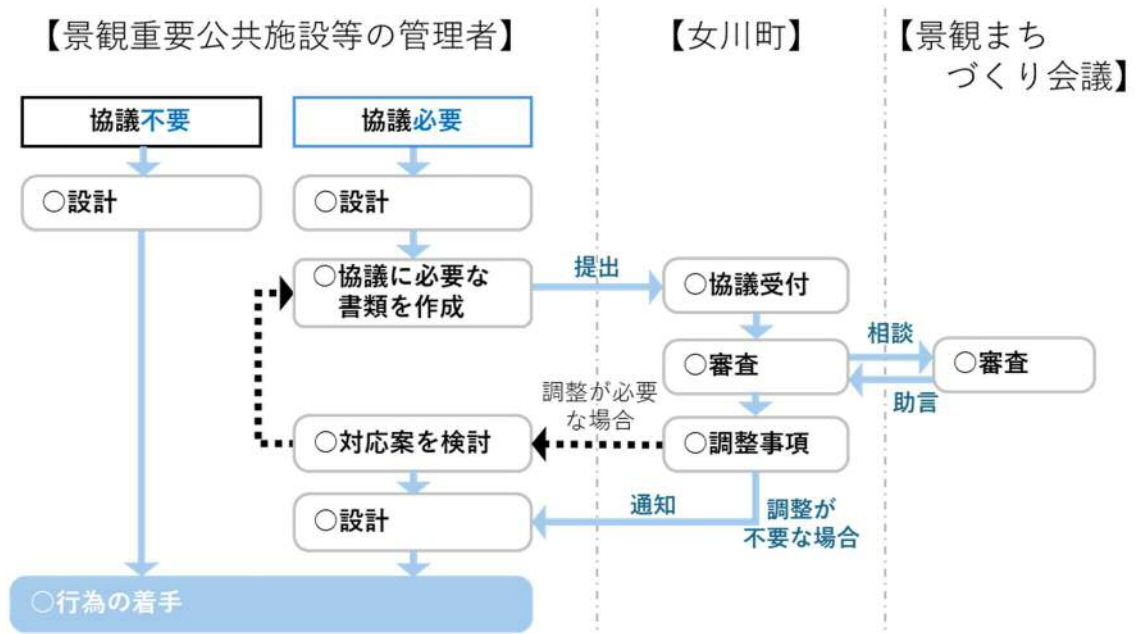
#### 《事前申出のフロー（景観重要公共施設等の場合）》



## ② 協議

管理者は、必要事項を記入した所定の様式及び提出必要図面（P110）を作成の上、女川町に提出し、協議を行ってください。なお、行為の内容によっては、別途、専門家の助言を受けることとなります。

### 《協議のフロー（景観重要公共施設等の場合）》



## 4. 事前申出・協議に必要な書類

### (1) 事前申出に必要な書類

事前申出を行う際には、以下の提出書類についてご準備ください。

- ・ 景観重要公共施設の行為の事前申出書(様式第6号)
- ・ 配置図など、工作物等の建築・新設・修繕等の計画概要（行為地の位置、工作物等の規模など）が分かる資料

### (2) 協議に必要な書類

協議を行う際には、以下の提出書類についてご準備ください。

- ・ 景観重要公共施設の行為の協議書（様式第9号）
- ・ 位置図、平面図、断面図、構造図、現況写真など協議に必要な資料（事前申出における町から通知において必要図書を明示）

## 5. 景観重要公共施設の整備に関する事項

本マニュアルにおける景観重要公共施設の整備に関する事項は、道路デザイン指針（案）及び景観に配慮した道路付属物等ガイドラインを参考とし、以下について重点的に整備します。ただし、交通安全上、防災上等やむを得ない場合や大幅なコスト増となる場合等を除きます。

### (1) 共通事項

#### ① 景観計画区域全体

	整備に関する事項									
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺環境・近接する他の施設などとの景観的調和を図ります。</li> <li>○素材そのものが持つ色彩・質感や特性を活かします。</li> </ul>									
舗装	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域特性に配慮したデザイン、色彩及び素材とし、周辺の景観と一体になった整備を行います。</li> <li>○素材本来の色彩<sup>注1</sup>とします。</li> </ul>									
各種構物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○素地のまま<sup>注1</sup>とするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色、ダークグレー<sup>注2</sup>又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。</li> </ul> <p style="text-align: center;">《表 無彩色の基準》</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面材</td> <td>無彩色(N)</td> <td>3以上7以下</td> </tr> <tr> <td>線材</td> <td>無彩色(N)</td> <td>2以上4以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合等は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○標識類(サイン含む)、照明類等の付属物は、周辺景観と調和したシンプルなデザイン、色彩及び規模とし、輻輳しないように配置します。</li> <li>○防護柵、照明柱等連続性があるものは、周辺景観と調和させるため、道路、公園等を問わず統一性の確保に努めます。</li> <li>○法面・擁壁をつくる場合、自然地形とのスムーズな連続性に配慮してできる限り巨大、長大にならないよう配慮します。やむを得ない場合は、緑化や形態等の工夫により圧迫感の軽減や周辺景観との調和に努めます。また、コンクリートを使用する場合は、自然石を模すことは避けます。</li> </ul>	部位	色相	明度	面材	無彩色(N)	3以上7以下	線材	無彩色(N)	2以上4以下
部位	色相	明度								
面材	無彩色(N)	3以上7以下								
線材	無彩色(N)	2以上4以下								
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺景観に応じた樹種の選定に努めます。</li> </ul>									

注 1 使用される建設材料が本来持つ自然な色のこと。石材や木材などの自然素材の色や、コンクリート放し仕上げにおけるコンクリートの色、アスファルト舗装のタールの色など。

注 2 景観に配慮した道路付属物等ガイドラインにおけるダークグレー(10YR3.0/0.2)とする。

## ② 景観重点地区

	整備に関する事項
方針	○自然と調和した美しいまちなか景観を創出し、さらにその機能を先の世代に引き継ぎ、維持発展させていきます。
レンガみち等	○レンガみち(町道駅前3号線、海岸2号線、海岸3号線)及びレンガみちの延長線(国道398号の歩道部)の舗装はレンガ舗装を基本とし、まちなみとの調和に配慮した形態とします。 ○同上及び漁港(レンガみちの延長線)は、無電柱化に努めます。
法面	○法面は、交通安全上、防災上等やむを得ない場合を除き、緑化に努めます。
照明	○夜間のまちなみの雰囲気や暖かみのあるものにするため、照明施設の光色は3000ケルビン程度とするよう努めます。
サイン	○標識(サイン)などは、景観特性に応じた秩序あるデザインとします。

## (2) 施設別の整備に関する事項

### ① 道路

- 道路は、周辺の自然地形とも調和することで、地域の魅力を高める重要な役割を担っていることから、周辺の自然地形になじむ形状や配置に努め、調和のとれた美しい道路景観の形成を目指します。
- 道路は、沿道の建築物や土地利用と一体となって地域の景観を印象付ける重要な役割を担っていることから、地域特性や周辺景観に調和した道路景観整備に努めます。
- 道路景観は様々な要素の組み合わせにより形成されていることから、個々の要素の整備の際には、華美な装飾を避け、他の要素と調和したデザイン及び色彩とし、一体的な景観の形成に努めます。

### ② 河川

- 河川の整備にあたっては、地域の景観の骨格を形成し、豊かな水辺空間を提供するよう努めます。
- 河川としての必要な機能や安全性を確保しつつ、河川環境を保全し、町民の憩いの場となる親水空間の創出、緑化、広場や歩道の設置など、質の高い河川空間の整備に努めるとともに、適正な維持管理を行います。

### ③ 漁港

- 漁港施設は、背景となる海との関係に十分な配慮を行い、空間として一体的な美しさを演出するように努めます。

### ④ 公園、広場、町有施設敷地

- 東日本大震災からの復興事業において眺望軸として設定された通路について、海への眺望又は視界が確保されるように努め、眺望景観を維持します。



## 女川町 建設課

T E L : 0 2 2 5 - 5 4 - 3 1 3 1

F A X : 0 2 2 5 - 5 3 - 5 4 8 3